

議案第18号

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

第2次世田谷区教育ビジョンの実現に向けた、令和4年度から令和5年度の第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画を策定するため、本案のとおり提出する。

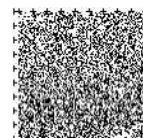
第2次世田谷区教育ビジョン

調整計画

(令和4年度・5年度)

令和4年3月

世田谷区教育委員会



目次

第1章 調整計画の策定にあたって

第1節	第2次世田谷区教育ビジョンと調整計画の 位置付け・構成	2
第2節	第2期行動計画を振り返って	6

第2章 調整計画

第1節	調整計画における視点	19
第2節	次期教育ビジョンの目指すべき方向性	24
第3節	調整計画の事業体系	30
第4節	2年間のリーディング事業	32
第5節	取組み項目(個別の取組み)・年次計画	56

資料編

第1節	世田谷区の教育関連データ	119
第2節	計画策定の流れ	121

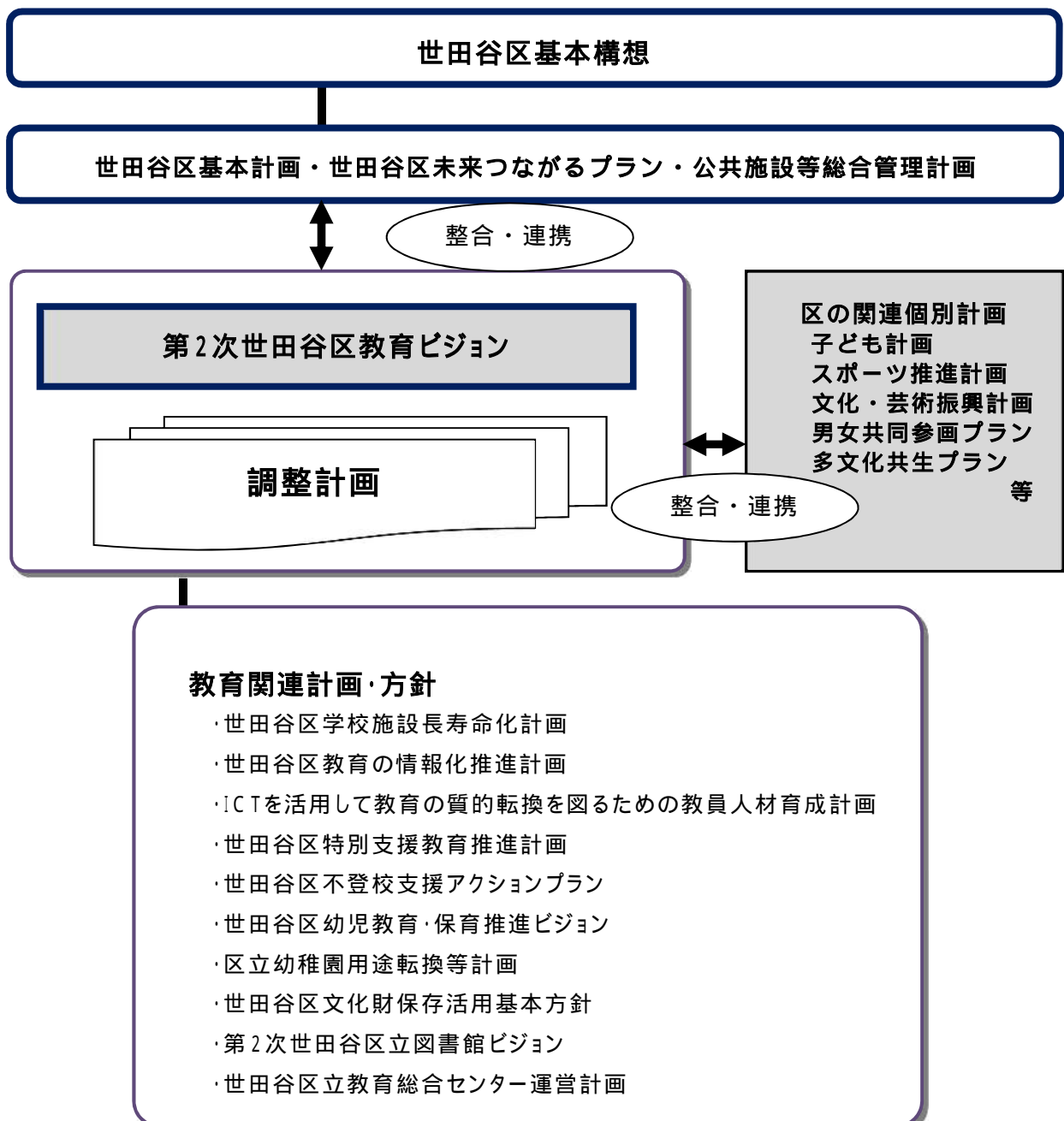
第 1 章 調整計画の策定にあたって

第1節 第2次世田谷区教育ビジョンと調整計画の位置付け・構成

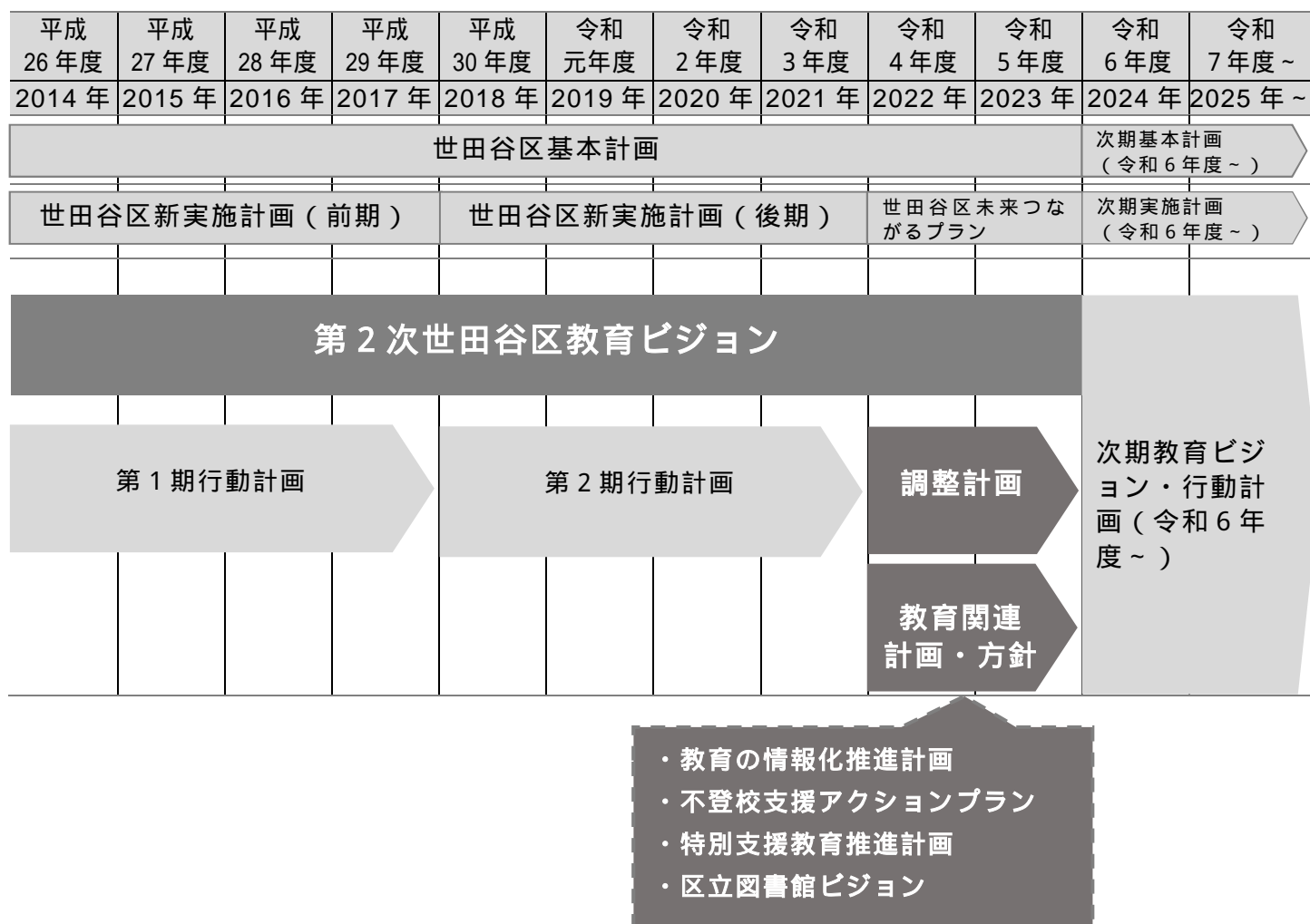
第2次世田谷区教育ビジョンは、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として、平成26年3月に策定し、平成26年度から、おおむね10年間を通して、その目指すべき教育の姿を明らかにしています。

今回の調整計画は、第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間の最終2か年における具体の個別事業計画として、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けて策定するものです。また、この間の振り返りの徹底と教育をとりまく将来に向けた諸課題を的確に反映させることで、次期教育ビジョンにつなげる視点を取り入れた計画とします。

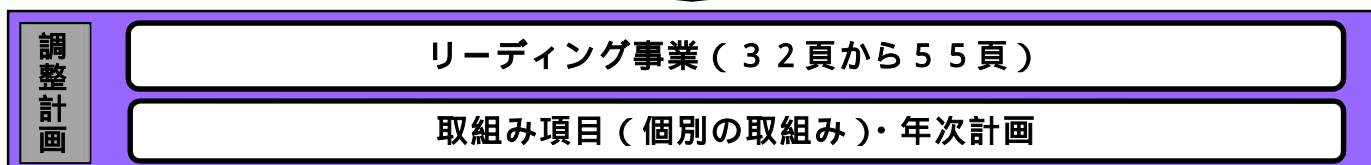
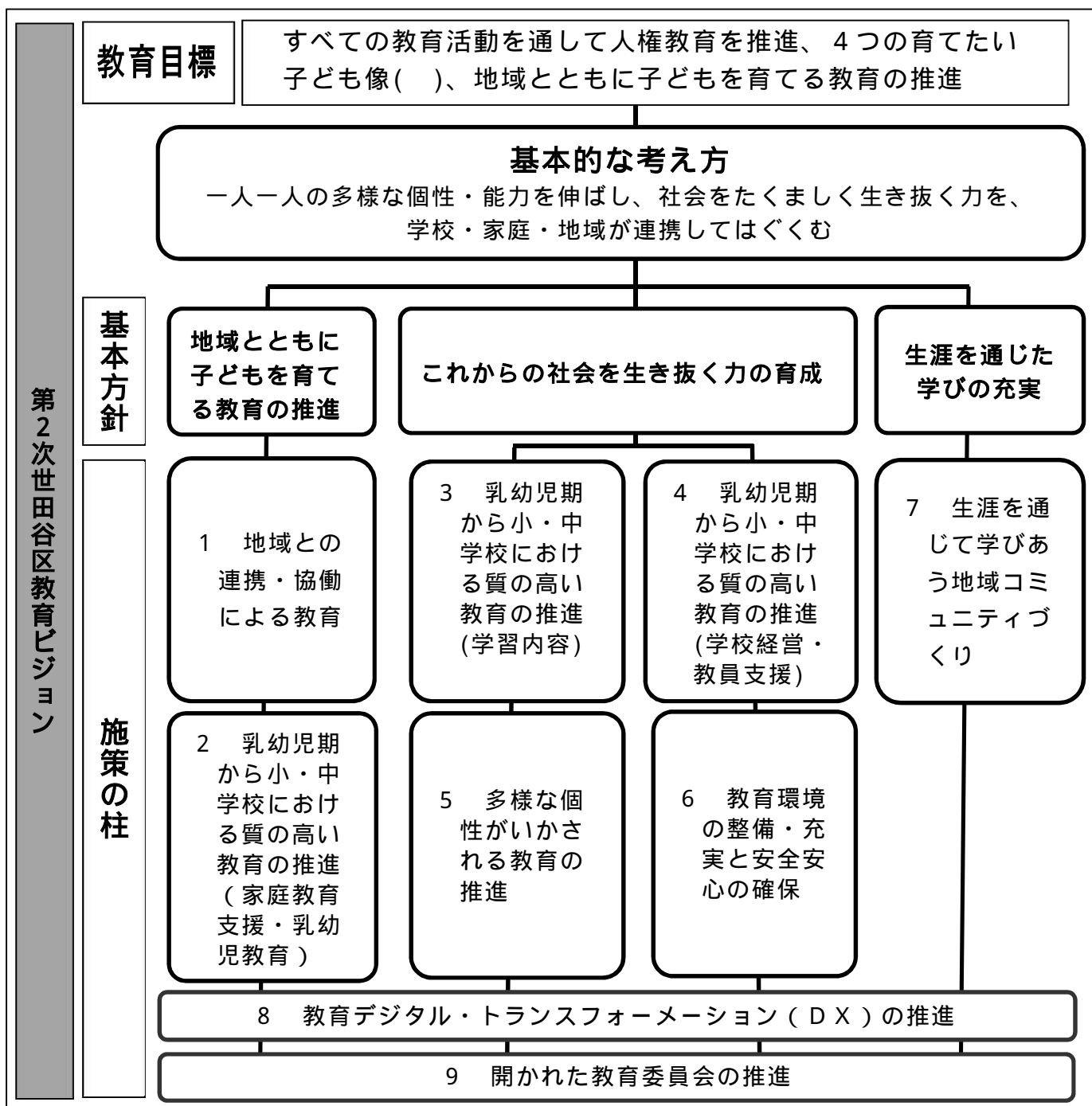
他計画との関連イメージ図



計画期間のイメージ図



構成（教育目標、基本的な考え方、基本方針、施策の柱の関連）



- 4つの育てたい子ども像
- ひとの喜びを自分の喜びとし、ひとの悲しみを自分の悲しみとすることのできる子ども
 - 生きることを深く愛し、理想をもち、自らを高めようとする志をもつ子ども
 - 日本の美しい風土によってはぐくまれ伝えられてきた日本の情操や、文化・伝統を大切に継承する子ども
 - 深く考え、自分を表現することができ、多様な文化や言語の国際社会で、世界の人々と共に生きることのできる子ども
- は、新たに設定した項目又は、第2期行動計画の項目より変更した項目

第2次世田谷区教育ビジョン「施策の柱」

施策の柱については、第2次教育ビジョン策定当初に「6つの施策の柱」を定め、第2期行動計画策定時には、教育をめぐる社会情勢の変化や施策の進捗状況に応じた語句の修正と「8つの施策の柱」に拡充してまいりました。調整計画策定にあたり、今回は「9つの施策の柱」に見直しを図っています。

教育委員会では、これまでも乳幼児期の教育・保育の充実や小・中学校では児童・生徒に必要な基礎的な力、資質をはぐくむために世田谷9年教育¹に取り組んできました。今後は、令和3年12月に開設した教育総合センターを中心に、区の教育・保育を充実していきます。

これまでの小・中学校の取組みと乳幼児期の教育・保育などを一体として質の高い教育をより一層推進する視点から、調整計画では施策の柱として「乳幼児期から小・中学校における質の高い教育²の推進」を位置付けました。

また、近年の主な動向なども踏まえて、今後、新たなICT基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」「個別最適な学び」「インクルーシブ教育³」等を実現するため、調整計画の施策の柱として「教育デジタル・トランスフォーメーション⁴(DX)」を位置付け、積極的に推進していきます。

【第2期行動計画における施策の柱】(平成30年3月策定)

参考

- 1 地域との連携・協働による教育
- 2 家庭教育への支援と乳幼児期からの教育の推進
- 3 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進(学習内容)
- 4 「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進(学校経営・教員支援)
- 5 多様な個性がいかされる教育の推進
- 6 教育環境の整備・充実と安全安心の確保
- 7 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり
- 8 開かれた教育委員会の推進

¹ 世田谷9年教育：小・中学校の義務教育9年間を一体と捉え、区立小・中学校が一体となって、21世紀を生きる児童・生徒一人一人の有する個性や能力を伸ばし、自立した個人として生きる基礎を培い、基本的な資質を養う、区民の高い期待信頼にこたえられるより質の高い義務教育を実現していこうとする取組み。

² 乳幼児期の教育・保育では、「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力(「はぐくみたい資質・能力」)を、子どもの自発的な活動としての遊びを中心とした教育・保育の中で、一人一人の発達の特性に応じて、一体的にはぐくみます。

³ インクルーシブ教育：「障害者の権利に関する条約第24条」により、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者とない者が共に学ぶ教育。

⁴ デジタル・トランスフォーメーション：ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

第2節 第2期行動計画を振り返って

平成26年3月に策定した第2次世田谷区教育ビジョンでは、今後10年間の教育目標、基本的な考え方、3つの基本方針と6つの施策の柱を定め、つづく平成30年度からの第2期行動計画策定時には、社会状況などの変化を踏まえ8つの施策の柱に拡充を図ってきました。

また、第2期行動計画では、4年間に力点を置いて横断的に取り組む「リーディング事業」を設定し、様々な施策展開を図ってきました。

これまでの主な取組みを振り返り、その課題等を整理しました。

主な取組みの成果

< 世田谷区「学校支援地域本部⁵」の全校実施 >

地域運営学校の区立小・中学校全校指定を機に、学校協議会との関係や学校を支えるボランティア組織等の役割などを整理すべき時期にきているとの判断から、地域運営学校の運営の充実を図りながら、学校を支えるボランティア組織等を、世田谷区「学校支援地域本部（仕組み）」に位置付け、地域で学校を支える体制づくりを進めました。

令和3年度には区立小・中学校の全校で学校支援地域本部を導入しました。現在、学校協議会は地域による学校支援の基盤として捉え「地域への情報発信・地域の総会的な場」、学校運営委員会は「学校の課題などの解決に向けた検討・学校長が作成した学校運営に関する基本方針の承認の場」、学校支援地域本部（仕組み）は「学校の教育活動を支援する実働部隊」としての役割が明確化しました。今後は、機能する体制づくりや学校運営委員や学校支援コーディネーターの人材確保及び育成等を進めていきます。

< 「キャリア・未来デザイン教育⁶」の推進 >

学習指導要領の改訂を踏まえ、区民の高い期待と信頼に応え、世田谷区の児童・生徒に適した質の高い義務教育を実現するため、「学習内容」「学校運営」「教職員の研修・研究、学校への支援」を3つの柱として、「世田谷区教育要領」に基づく教育活動・学校運営を全区立小・中学校で完全実施するなど、小・中学校を一体として捉えた「世田谷9年教育」に取り組んできました。この取組みと区立幼稚園・こども園等の乳幼児の教育・保育を一体化した教育「せたがや11+～キャリア・未来デザイン教育～」を令和2年度から推進しています。また、0歳からの乳幼児期の教育・保育から高校や大学、その先の生涯学習に至る「縦のつながり」と、地域・家庭や大学・企業などとの連携を生かした「横のつながり」を大事にしています。

⁵ 学校支援地域本部：学校の依頼に基づき、学校支援コーディネーターが地域のボランティアと調整し、授業の補助、自学自習の支援、花壇の整備等の校内の環境整備、登下校時における安全確保、学校行事の運営支援など、様々な教育支援活動を行うしくみ。

⁶ キャリア・未来デザイン教育：一人一人が未来に向けて、自らの将来像を描きながら、主体となって人生の指針を創ることができる子どもを育成するための教育。

これらを推進する主な取組みとして、児童・生徒一人一人の学習状況を継続的・定期的に確認する、学習習得確認調査に継続して取り組むとともに、土曜講習会、新聞を活用した朝学習、小学校放課後学習支援、教科学習にICTを活用した個別最適な学びの導入など、基礎・基本をはぐくめるよう一層の充実に向け取組みを進めています。

小・中学校では、様々な活動を振り返り、積み重ねていく「キャリア・パスポート⁷」を活用し、自身の成長を実感しながら、自身の成長を高め自己肯定感やチャレンジする力をはぐくみ、これからの社会を生きる力を育成していくことが必要です。

<いじめ防止等の総合的な推進>

教育環境におけるいじめの早期発見や未然防止、発生後の対応等の重要性がこれまでも増して高まってきています。区では、平成25年9月の「いじめ防止対策推進法」の施行を踏まえた、平成26年3月策定の「いじめ防止基本方針」(平成29年12月改定、令和3年11月改定)に基づき、いじめの早期発見や未然防止、発生後の適切な対処等、いじめ防止等に関する総合的な取組みを推進しています。

いじめ防止に関する取組みとして、小学校では、区内の教員とともに作成した「いじめを傍観している子から制止グループが生まれる学級づくり」に焦点をあてたいじめを予防するための授業プログラムの周知及び実施の推進や、中学校では、「いじめ防止プログラム」の全区立学校での実施に取り組んできました。

また、学校生活における児童・生徒の意欲や満足感及び学級集団の状態を測定し、いじめの発生の予防や不登校の未然防止・早期発見、よりよい学校づくりに活用するため、平成27年度より区立小・中学校の児童・生徒を対象として、学級満足度及び学校生活意欲等に関する調査「たのしい学校生活を送るためのアンケート(Q-U調査)」に加え、現在は「よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート(hyper-QU)」についても実施しています。

さらに、世田谷区子ども条例に基づき、子どもの人権を擁護し、子どもの権利の侵害をすみやかに取り除くことを目的として、区長及び教育委員会の附属機関として「世田谷区子どもの人権擁護委員(せたがやホッと子どもサポート:略称 せたホッと)」を平成25年度に設置し、活動を行ってきました。また、区が従来から設置していた世田谷区いじめ防止等対策連絡会を継続して実施し、いじめの防止及びいじめの早期発見並びにいじめへの対処に関係する機関及び団体の連携を図っています。

今後は、いじめ防止に関わるプログラムの教育現場への一層の浸透や、アンケート調査の活用を図るとともに、関係諸機関との連携がより一層必要となります。

⁷ キャリア・パスポート：小学校から高校までのキャリア教育にかかわる活動について、学びのプロセスを児童・生徒自身で記述し、蓄積して振り返ることができる記録。

< I C T⁸を活用した学びの推進 >

区では、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び世田谷区教育の情報化推進計画(第2期行動計画)に基づき、教育I C T環境の整備を進めるとともに、I C Tを活用した授業の推進、家庭学習の支援等を実施してきました。

この間、学校全体のI C T環境の整備、タブレット型情報端末の整備及びその活用方法の検討、教員のI C T活用能力の向上に向けた研修、デジタル教材の開発・活用等、ハード・ソフト双方の整備を計画的に進めてきました。

このような状況の中で、令和元年12月に文部科学省が「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育I C T環境の実現」を目的とした政策方針として「G I G Aスクール構想⁹」を公表したことを受け、区では全区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末(約50,000台)の配備、指導に携わる教員用に同端末約3,000台の配備を行うとともに、全小・中学校を対象に高速通信可能なネットワークを整備するなど、教育I C T環境の大幅な整備拡充を実施しました。

また、電子会議アプリによる動画配信や学習支援アプリによるオンライン授業を実施するなど、学校や児童・生徒の状況に合わせたI C Tを活用した学びの取組みを進めています。

令和3年9月の分散登校期間中に実施したオンライン学習においては、コロナウイルスの不安がなく安心して学べたことを評価する声が多かった一方で、映像や音声などの環境設定や機器の整備、また質問や発言、学び合いの機会の確保や一人ひとりの学習状況の把握が課題となりました。

今後、新たなI C T基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」「個別最適な学び」及び「インクルーシブ教育」等を実現するため、「教育デジタル・トランスフォーメーション(教育D X)」を積極的に推進する必要があります。

今後は、令和3年に策定した「I C Tを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画」をもとに、教員のI C Tの利用促進や研修、学校におけるI C T推進リーダーを中心とした組織的な取組み、I C Tインフルエンサー¹⁰による情報発信などにより、I C T活用指導力を向上させるとともに、授業においてI C Tを効果的に活用する授業実践事例の研究などを進めていきます。

< 特別支援教育の充実 >

特別支援教育の充実については、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画に位置付けるとともに、個別具体的な行動計画として「世田谷区特別支援

⁸ I C T： Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。

⁹ G I G Aスクール構想：1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現すること。「Global and Innovation Gateway for All」の略

¹⁰ I C Tインフルエンサー：I C Tを活用した授業の実践に取組み、研究会等を通じて成果を発信する教員のこと。

教育推進計画（第2期）」を策定し、計画的に取り組めました。

配慮を必要とする児童・生徒に対する人的支援として、通常の学級においては、区立小・中学校1校につき1人の学校包括支援員¹¹を配置することに加え、平成30年度からは大規模校5校に対し、学校包括支援員を2人配置としました。また、学校包括支援員だけでは支援が不足する場合において配置している学校生活サポーター（支援要員）を毎年拡充し、個に応じた支援を充実しました。特別支援学級においても、特別支援学級支援員の配置基準を見直し、支援体制を強化しました。

校外から支援する体制の充実を図るため、令和2年度より特別支援教育巡回グループ（教育職1人、臨床心理士1人）を発足し、配慮を必要とする児童・生徒に関する様々な相談を受け、支援や助言を行っています。また、様々な相談内容を継続的に蓄積し、教育総合センターの相談・支援、福祉の各部門が情報を共有していくことで、配慮が必要な子どもたちのより適切な対応や支援につながるができるよう情報共有システムの運用を開始しました。

発達障害等の児童・生徒一人一人の特性に応じた特別支援教育を実施するため、全小・中学校に「特別支援教室」を設置し、指導の充実を図っています。「特別支援教室」を利用する児童・生徒数は、導入前の情緒障害等通級指導学級利用者と比べて約2.8倍となる1,720人に増加しています。そのため、小学校では、令和3年度から巡回指導体制を強化できるよう、拠点校を5校増設しました。また、中学校においても令和3年度より、拠点校を1校増設しています。さらに「特別支援教室」による指導だけでは、十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいることから、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を小学校に2校、中学校に1校開設しています。

上記のような成果を上げることができたことから、世田谷区におけるインクルーシブ教育が一步前進し、学校の包摂性を高めることにつながりました。

< 幼児教育・保育の充実 >

平成30年度の新たな幼稚園教育要領等の施行を見据え、世田谷区においても平成29年7月に「幼児教育・保育推進ビジョン」を策定し、幼稚園・保育所等の枠組みを超えた教育・保育の質の向上や乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な接続などの視点を示しました。具体的な取り組みとしては、乳幼児教育アドバイザーの教育・保育の現場への派遣や世田谷版アプローチ・スタートカリキュラムの作成と、区立小学校及び区立幼稚園・保育所等全校・全園での実践、乳幼児を対象にした文化・芸術体験事業の実施などにより、乳幼児期の教育・保育の充実を図ってきました。

令和2年度に乳幼児期の教育・保育のあり方検討委員会を設置し、令和3年度に幼稚園教育要領等を踏まえ、施設種別に関わらず共有すべき乳幼児期の教

¹¹ 学校包括支援員：学習活動上のサポートや教室間の移動補助などの学校生活上必要な支援を行う。

育・保育の基本的な方向性やスタンスを示す「世田谷区教育・保育実践コンパス」を作成しました。

また、令和2年度からは、「せたがや11+～キャリア・未来デザイン教育～」の取組みに基づき、これまで区立小・中学校で構成されていた「学び舎」に区立幼稚園が新たに加わり、乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続等に向けて、連携・協力を進めています。

令和3年12月に、教育総合センター内に乳幼児教育・保育の推進拠点として整備した「乳幼児教育支援センター」では、教職員、保育者の研修・研究等を通じて「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化を図るとともに、各種研修の実施や専門人材の派遣などにより、保育者の人材育成や教育・保育の現場の支援を行っています。また、「幼児教育・保育推進ビジョン」に基づく取組みを充実・強化していくことで、質の高い教育・保育を実践できる体制の構築を図っています。

また、幼保一体化の取組みについては、平成26年8月に策定した「区立幼稚園用途転換等計画」に基づき、平成31年3月に区立塚戸幼稚園が閉園し、令和2年4月、その跡地に幼保連携型私立認定こども園を開設しました。今後は、就学前人口や保育待機児童数の推移、幼稚園・保育所等の状況、これまで用途転換した各園の状況等を踏まえ、関係所管との調整を図りながら、区立幼稚園の認定こども園への用途転換のあり方等について整理していく必要があります。

<教育総合センターの開設>

教育委員会は、時代の変化を捉え、学びの再構築に取り組むため、専門性の高い研究や教職員の研修を進めるとともに、乳幼児期の就園相談や就学相談に関する相談のほか、不登校やいじめなどの相談に対しても対応する総合的な教育相談の拠点となり、子どもや保護者の支援を行うため、子どもに関わる専門人材を集約し、専門性の高いチームを組織して学校を支援する連携の拠点となる、教育総合センターを令和3年12月に開設しました。

教育総合センターでは、重点事業や運営体制を取りまとめた「世田谷区立教育総合センター運営計画」(令和3年3月策定)に基づき、学校支援・教員等支援の強化、子ども支援・教育相談・個別支援の強化、乳幼児期の教育・保育の支援の強化、地域・社会との連携の強化、教育課題の研究体制の強化に取り組めます。特に、教育課題の研究では、学識経験者などによる検討委員会での研究活動のほか、大学や民間企業、区長部局等と連携した研究活動を進め、学校が直面している様々な教育課題について継続して研究していきます。

運営体制として、センターの実務機能や研究機能への総合的な指導・助言等を行うスーパーバイザーとしてセンター長を配置します。また、教育委員会事務局内の組織再編により実務機能を推進するとともに、教育研究アドバイザーを設置し、専門的知見による指導・助言を受けながら教育委員会の各課の研究活動を推進します。重点項目については、教育長、教育委員、センター長をはじめ、学校代表者など様々な視点からの意見を踏まえて検討を行うための会議体

「教育総合センター運営協議会」を設置し、議論します。

さらに、1階の交流エリアや屋外の広場を区民に開放するとともに、子どもや親子を対象に「遊び」や「学び」の体験を通して探究的な思考をはぐくむSTEAM事業を実施します。

<不登校等の取組みの充実>

区では「世田谷区不登校対策アクションプラン」に基づき、不登校の児童・生徒の社会的な自立につながる支援に向け、ほっとスクールの整備やスクールソーシャルワーカー¹²の増員、専門チーム（特別支援教育巡回グループ、不登校支援グループ）の設置など学校内外の支援体制の強化を図り、不登校支援の充実に取り組んできました。今後、児童・生徒一人一人の状況に応じた多様な支援の充実に向け、更なる取組みを進めていきます。また、子どもが抱える多様で複雑な課題が解決できるよう総合的な相談体制を構築していきます。

不登校の早期支援や長期化への対応のため、教育総合センターを拠点とした不登校支援の一層の充実に向け、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの充実、ICTを活用した多様な学習支援や居場所の確保などの取組みを着実に進めています。

<図書館ネットワークの充実>

自動貸出機の設置などによるプライバシー保護や貸出の際の時間短縮などの利用者の利便性向上、蔵書点検時間短縮による資料管理の効率化等を目的に、ICタグ¹³及び関連機器の導入を進めました。第2期行動計画の計画期間内には、20館(室)の蔵書へのICタグの貼付を進め、13館へ自動貸出機等の機器を設置しました。また、資料の予約や貸出・返却を中心としたサービスを行う図書館カウンターを、二子玉川・三軒茶屋に続き、新たに下北沢に設置するなど、図書館ネットワークを拡充させました。

今後は、梅丘図書館の機能整備の検討を進めていくとともに、令和3年度に取りまとめた中央図書館の機能拡充を着実に実施していきます。

<郷土を知り次世代へ継承する取組み>

平成28年度に策定した世田谷区文化財保存活用基本方針のもと、重点取組みとして、文化財に関する情報を一元的にわかりやすく情報発信するための「世田谷デジタルミュージアム」を平成31年4月に公開し、世田谷の歴史・文化を学ぶ場として活用を図っています。

これまで見るができなかった文化財をデジタルで見ることが可能となり、世田谷の歴史や文化に触れる散策マップのほか、児童・生徒とともに世田谷の歴史や文化財に初めて触れる方に向けて、「世田谷の歴史」や「文化財紹介」動画などを新たに公開しました。さらに、ワークショップにより、区民が求める情報や効果的な情報を抽出し、冊子としてまとめ、世田谷デジタルミュージアムで公開しています。

¹² スクールソーシャルワーカー：福祉分野に関する専門的な知識等を用いて、家庭や福祉関連施設などと連携しながら児童・生徒の支援を行う専門職

¹³ ICタグ：図書館資料等に貼付する極小型のICチップのこと。読み取り機器で貸出・返却や蔵書点検の作業効率を図ることができる。

今後さらに、学校教育、生涯教育などと連携しながら、郷土を知り次世代に継承する取組みを進めていくために、世田谷デジタルミュージアムを活用した効果的な情報発信を図るとともに、内容の充実に向けて、そのあり方について検討していきます。

<家庭教育への支援>

各園・学校のPTAと連携して、家庭の教育力の向上を目指した「家庭教育学級」の開催や、家庭教育の充実のための取組みとして、前年度の実績を区のホームページに掲載するとともに事例発表の動画を作成するなど、学習の機会と情報の提供を進めてきました。また、オンライン開催の学校の事例を開催方法の参考となるよう保護者に発信しました。

さらに、庁内関係課の横断的な体制として「家庭教育支援推進関係課連絡会」を設け、意見交換等を通して、家庭教育への支援を強化しています。

今後は、保護者のニーズ、社会状況の変化に対応し、多くの保護者が家庭教育学級に参加できるように各園・学校のPTAを支援するとともに、様々な家庭教育の質の向上に向けた学習の機会と支援の充実を図る必要があるため、引き続き、関係各課との連携を進めます。

<子どもたちが体験・体感する機会の拡充>

平成30年度に、河口湖移動教室(中1)では、食物アレルギーへの対策として、献立の一部変更によりアレルギー対応件数を削減し、より安全・安心な実施に努めました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により多くの事業が中止となる中で、音楽鑑賞教室(小5)をコンサートホールでのオーケストラ演奏の鑑賞から、小学校体育館での弦楽五重奏の鑑賞に変更し、安全・安心を確保した上で事業を実施しました。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、日光林間学園(小6)は例年夏季休業期間中に実施していたところを2学期以降に変更し、また、日光地区だけでなく、鬼怒川地区の宿舎を利用することにより、子どもたちの体験・体感する機会の確保を図りました。

東京都の小学校動物飼育推進校として小学校1校(令和2~3年度)、また、世田谷区立小学校における動物飼育支援活動モデル事業として小学校7校を指定し、他と共生する心や情操等の育成を図りました。

また、区立小・中学校の児童・生徒が自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見し成長する機会として、各界の第一線で活躍する講師による、普段の授業や生活では経験できない体験学習講座を実施する「才能の芽を育てる体験学習」について、平成29年度より、5つの柱(探求、表現、体力・健康、国際理解、環境)を設定し対象を幼児まで広げ、「新・才能の芽を育てる体験学習」として事業を拡大しました。

令和2年度からはさらに区内在住のすべての幼児・児童・生徒を対象に体験学習の機会を提供するために、国公立と私立の小学校の児童も対象に加えしました。また、オンラインでの講座が実施できたことで、新たな講座の手法が広がりました。

コラム ～ 総合教育会議・教育推進会議 ～

平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、首長と教育委員会で構成される「総合教育会議」が設置され、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされました。

区教育委員会では、先進的な取り組みとして、子どもを取り巻く教育の諸課題を学校・家庭・地域及び教育委員会がともに考え、協働して取り組むため「教育推進会議」を平成26年度に設置し、区民参加型のシンポジウムやワークショップを開催してきました。地教育行政改正後は、区主催の総合教育会議と教育委員会主催の教育推進会議を2部構成により、同一会場で開催するなど、区長部局と教育委員会の連携強化を図りながら、教育行政への区民参加と協働をより一層進めています。

これまでの総合教育会議と教育推進会議では、今後のICT教育の推進や新しい学びへの転換期を迎える学校教育の支援などについて、外部から講師を招いて、講演いただいたり、区長及び教育委員会による意見交換を行ってきています。総合教育会議において、区長や各教育委員により議論され、提案のあった事項は、令和3年12月に開設した教育総合センターの機能や新たなICT教育の推進など、区政や教育行政に活かされてきています。教育推進会議では開かれた教育委員会として学校・家庭・地域の声も聞きながら、各々が教育施策に関する理解を深め、連携・協働した取り組みを進めています。

令和3年7月21日(水)に開催した総合教育会議・教育推進会議は、テーマを「教育総合センターの開設に向けて～ICT教育によって、子どもたちの学びはどう変わるのか～」として、新型コロナウイルス感染症の感染状況も踏まえオンラインにより開催しました。

総合教育会議では、教育総合センターの目指すべき将来像や、ICT教育をはじめ、新しい学びへの転換期を迎える学校教育の支援について、区長及び教育委員による意見交換を行いました。地域に根差した教育改革への期待、教員への支援、情報提供や相談機能などの保護者支援の充実などについて、意見が出されました。

また、教育推進会議では、用賀小学校と上祖師谷中学校から学校でのタブレット型情報端末の活用実践例の報告の後、保護者代表2名、学識経験者、教育長、主任指導主事がパネルディスカッションを行いました。ディスカッションでは、ICTの活用や情報共有などに関する意見があり、ネットで寄せられた区民からの質問にも回答しました。最後に、学識経験者から、ICTの活用を日常利用から広げていくことや教師同士の支え合い、一人一人の特性に応じた活用などが重要であるとの講評をいただきました。



【令和3年度 教育推進会議】



【令和3年度 総合教育会議】

コラム ～ オリンピック・パラリンピック教育、多様性・共生社会の実現に向けて ～

オリンピック・パラリンピック教育として、学習指導要領に示された各教科等の学習内容と、オリンピックやパラリンピックを関連付け、「4つのテーマ」(オリンピック・パラリンピックの精神、スポーツ、文化、環境)と「4つのアクション」〔学ぶ(知る)、観る、する(体験・交流)、支える)を組み合わせた取組みを展開しました。

多彩な「4×4の取組」を展開する中で「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」の5つの資質の育成を図るとともに、環境保全に関わる取組みを各校が工夫して推進しました。

また、世田谷区は、アメリカ合衆国のホストタウン・共生社会ホストタウンであり、競技会場として馬事公苑があることで、世田谷区を訪れる方に世田谷らしいおもてなしで迎える準備をし、多様性・共生社会の実現に向けて取り組みました。

世田谷区の歌と踊り

東京2020オリンピック競技大会で世田谷区を訪れる方を踊りでおもてなしをするため、TRFのSAMさんにご協力をいただき、「21世紀せたがやのうた『おーい せたがや』」に、新たな振り付けをしたダンスを作りました。大会本番に向けて、全区立幼稚園、小・中学校の授業や行事で取組み、地域の行事でも披露をしました。



第42回 せたがや ふるさと区民まつり



第55回 区民スポーツまつり

花のおもてなしプロジェクト

令和元年度には、世田谷花卉園芸組合と連携し、全区立小学校で子どもたちが花を育てました。

その花々は、区の総合運動場噴水広場や体育館前、温水プールをはじめ、用賀駅にも装飾され、訪れる方をおもてなしました。



大会以降の教育活動について

共生社会の実現に必要な資質となる「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」の育成を念頭に、家庭や地域等と連携を図りながら、東京2020大会以降も続けていく教育活動として、各幼稚園、小・中学校が「学校2020レガシー」を設定しています。

世田谷区の教育に関する諸計画や方針の策定

(1) 第2次世田谷区立図書館ビジョン

平成27年4月に策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン」の基本理念「知と学びと文化の情報拠点」を実現するための具体的な取組み内容を示す「第2期行動計画」を、平成30年3月に策定し、中央図書館の機能拡充、レファレンス¹⁴サービスの充実、子ども読書活動の推進などに取り組んできました。

「第2期行動計画」の計画期間が令和3年度で終了するため、その取組みや達成状況等を踏まえ、新たに「第3期行動計画」を令和4年3月に策定しました。

(2) 世田谷区特別支援教育推進計画

世田谷区では、平成26年3月に策定した「第2次世田谷区教育ビジョン」において、「ニーズに応じた特別支援教育の推進」を今後10年間の重点事業に位置付けました。

さらには、同年の「障害者の権利のための条約」発効や平成28年4月の「障害者差別解消法」施行など、特別支援教育を取り巻く環境の変化に的確に対応していくため、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」として、平成28年度から10年間を見すえた方針をとりまとめています。

この方針で定めた「考え方」や目指すべき「取組みの方向」の実現に向けた具体的な行動計画として、平成30年3月に、平成30年度から令和3年度までの4年間にわたる、「世田谷区特別支援教育推進計画(第2期)」を策定しました。

第2期の計画期間が令和3年度で終了するため、その取組みや達成状況等を踏まえ、新たに「調整計画」を令和4年3月に策定しました。

(3) 世田谷区不登校対策アクションプラン

世田谷区では平成21年5月に策定した「世田谷区における不登校対策のあり方について」に基づき不登校支援を講じてきましたが、平成29年2月の教育機会確保法の施行、世田谷区不登校対策検討委員会における検討状況などを踏まえ、不登校の児童・生徒の社会的な自立につながる支援に向けた具体的な取組みを「世田谷区不登校対策アクションプラン」として、平成30年3月に策定しました。

また、不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別な教育課程を編成して教育を実施する「不登校特例校(分教室型)」を令和4年4月1日に世田谷中学校の分教室として開設します。

世田谷区不登校対策アクションプランが令和3年度で終了するため、その

¹⁴ レファレンス：調べもの相談。利用者と利用者が求める資料・情報を結びつける図書館の重要な機能。

取組みや達成状況等を踏まえ、新たに「第2次世田谷区不登校支援アクションプラン」を令和4年3月に策定しました。

(4) ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画

ICTを活用した新たな学びに向けて、教員の指導力の向上を図っていくことが重要となります。そこで、令和3年度より3年計画の「ICT活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画」を策定し、ICTを積極的に活用することで「学び」を大きく転換できるよう、教員の人材育成を進めております。世田谷区では、受け身な学び、自己完結型の学び、画一的な指導から脱却するために、3つの柱を基本方針として定め、その方針の実現に向けて、ICTを積極的に活用していきます。

探究的な学びへの転換（知的好奇心や探究心を生かした学習へ）

協働的な学びの推進（他者や社会と積極的に関わる学習へ）

個別最適な学びの支援（児童・生徒の特性を生かす学習支援へ）

各学校においては、校内でのICTを推進するICT推進担当者を設置するとともに、ICT活用事例等の情報を発信し、各学校で共有化するICTインフルエンサーを指定しました。こうした教員が中心となり、教員研修の講師を務め、授業での効果的な活用実践事例を蓄積し、ICTの活用について研究を進めていくとともに、教員のICT活用能力の向上に向けて研修を充実していきます。

(5) 世田谷区学校施設長寿命化計画

世田谷区の学校施設は、戦後のベビーブームによる児童・生徒数の急増に対応して、昭和30～40年代にかけて集中的に整備をしてきました。そのため、この間に整備した学校施設は老朽化が進んでおり、令和5年度以降、順次、更新時期を迎えることとなります。

学校施設は、子どもたちの学習活動の場であるとともに、地域の人たちの学習、文化、スポーツ活動などの場であり、災害時には避難所としての役割も果たす重要な施設です。そのため、全ての施設利用者の安全・安心の確保はもとより、学校施設に求められる機能や性能の維持・向上のため、老朽化への対応は喫緊の課題です。

区では、平成29年3月に「世田谷区公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）及び「世田谷区建物整備・保全計画」を策定し、公共施設等の整備方針や増改築、改修の目安、施設の維持管理のあり方などを示すとともに、学校施設を含めた施設類型ごとの整備方針及び整備計画をまとめ、将来的な財政見通しに基づいた公共施設の適切な管理・保全・更新に取り組んできました。

しかしながら、学校施設等の耐震補強工事や工事積算単価の継続的な上昇などにより、総合管理計画に掲げた財政目標から大きな乖離が生じる事態となったこと、さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大による景気減退に伴う

特別区交付金や特別区税等の大幅な減収が見込まれていることを踏まえ、今まで以上の経費抑制に取り組むため、令和3年度に総合管理計画の一部改訂を行いました。

このした状況の中、令和3年3月に学校施設の老朽化への計画的な対応として、学校施設の長寿命化に関する「世田谷区学校施設長寿命化計画」を策定しました。

第 2 章 調整計画

第1節 調整計画における視点

第1章における第2期行動計画の成果を振り返り、教育を取り巻く様々な社会環境の変化を捉えつつ、第1節では調整計画に反映させるべき諸課題について整理します。

1. 近年の主な動向

(1) 持続可能な開発目標(SDGs)の推進

持続可能な開発目標(SDGs)は、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標です。持続可能な社会を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という理念のもと、国は「SDGs推進本部」を設置し、積極的に取り組んでいます。

世田谷区では、学習指導要領を踏まえ、教育分野である目標4をはじめとして、SDGsの17の目標達成を目指して取り組んでいきます。

また、学校ではあらゆる学習の機会を捉えて、「持続可能な社会の創り手」を育成する観点から、環境教育、国際理解教育など持続可能な開発のための教育(ESD)に取組み、子どもたちが自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促します。



(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症は世界各国に拡大し、日本の社会経済にも大きな影響を与えています。国は、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定め、学校保健安全法では第1種感染症相当として対応を開始し、令和3年2月からは新型インフルエンザ等感染症として対応を継続しています。

令和2年3月2日から国からの要請により学校の全国一斉臨時休業が行われ、4月7日には緊急事態宣言が発出されました。

世田谷区では、こうした国の対応や要請を受け、令和2年3月2日から区立小・中学校を臨時休業とし、区立幼稚園・認定こども園(保育枠を除く)につ

いては登園自粛を要請し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みを行いました。また、文部科学省や東京都教育委員会作成のガイドライン等を踏まえ、学校や園の運営上行うべき感染症リスクの低減策としてのガイドラインを作成しすべての学校関係者等が取り組む内容をまとめました。

さらに、手洗いや換気の徹底など基本的な感染症対策に加え、学校や園への出席停止等の取り扱いを変更するなど感染拡大防止に取り組んでいます。

令和3年7月からの新型コロナウイルス感染症の急激な拡大により、令和3年の2学期(9月1日から9月12日)の取組みとして、短縮授業や分散登校を実施し、可能な限り感染を防止しつつ、オンライン学習を併用し学びの保障を行いました。また、令和4年1月からの感染者拡大に際しては、1月28日から3月6日まで、2学期のオンライン学習での成果と課題をもとに、「通常授業とオンライン学習の選択制」を実施しました。

コロナ禍にあって、授業をはじめとする学校運営などは、ソーシャルディスタンスや人数制限が強られるなか、子ども同士の対話や、教員と子ども・保護者のコミュニケーションに一層の創意工夫が必要となっています。今後も国や都の方針を踏まえ、世田谷保健所と連携し、状況に応じた感染防止対策に取り組むつつ、子どもたちの学びを保障していかなければなりません。

(3) デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進

新型コロナウイルス感染症対応等において行政のデジタル化の遅れが顕著になり、制度や組織のあり方などをデジタル化に合わせて変革していく、デジタル・トランスフォーメーション(DX)の動きが加速化しています。

国は令和2年12月に「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」を策定し、目指すべきデジタル社会へのビジョンを示すとともに、「デジタル・ガバメント実行計画」の改訂や「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」を策定しました。

教育分野においても、令和3年6月に教育再生実行会議が「ポストコロナ期における新たな学びの在り方について」を示し、タブレット型情報端末の学習履歴等のデータを活用して個別最適化された指導を実現していくことなど、デジタル化が教育の新たな可能性を拓くことを指摘しています。

こうした中、区ではDX推進の方向性を示すため、令和3年3月に「世田谷区DX推進方針Ver.1」を策定し、単に行政手続き等のデジタル化を目的とするのではなく、区民や事業者の視点から、デジタル技術やデータを活用して行政システムを根本から変革し、ICTの浸透により区民生活があらゆる面で良い方向に変化する、デジタル社会の実現に向けて、必要な基盤の整備や普及の取組みを進めています。

教育委員会においても、教育におけるDXの推進を通して、児童・生徒の学びの機会や質をより多様で充実させるとともに、教員の指導方法の充実や働き方改革の実現、さらには適切な現状把握に基づく効果的な教育政策の立案にも繋がることを期待されます。

「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」といった教育の質的転換や学びの多様化、インクルーシブ教育を効果的に実現するとともに、学校及び教育委員会の業務改善、働き方改革を進めていくため、「教育DX」（教育デジタル・トランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。

2. 国や都の動き

(1) 新たな学びの展開

社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0¹⁵時代」の到来や、新型コロナウイルス感染症の拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」において、一人一人の児童・生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。

中央教育審議会答申（令和3年1月）では、「教育振興基本計画の理念（自立・協働・創造）の継承」「学校における働き方改革の推進」「GIGAスクール構想の実現」「新学習指導要領の着実な実施」により、必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現させていくと述べられています。

この2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿を、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」とすると挙げられています。

今後は、区としても、ツールとしてのICTを基盤としつつ、各学校における学びの姿の実現に向けて、これらの学びが着実に行われるよう、新たな取組みに適切に対応していく必要があります。

(2) 学習指導要領の改訂

平成29年3月改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの学校教育の実績や蓄積を活かし、子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することと、その際に、子どもたちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視したこと。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成することが挙げられています。

また、知識の理解の質を高め資質・能力をはぐくむ「主体的・対話的で深い学び」の実現として、各教科等の目標及び内容を、知識及び技能、思考力、

¹⁵ Society5.0:サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実社会）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会のこと。

判断力、表現力等、 学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理するとともに、これまでの教育実践の蓄積を確実に引き継ぎ、子どもたちの実態や教科等の学習内容等に応じた指導の工夫改善や授業改善を行うこととしました。

さらに、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めるものとしています。

教育内容の主な改善事項として、小学校中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入するなどの外国語教育の充実や、言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実が挙げられ、さらに、幼稚園教育要領、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、情報活用能力（プログラミング教育を含む）、部活動、子どもたちの発達の支援などがその他の重要事項として示されました。

また、これに先立ち、中央教育審議会の答申「道徳に係る教育課程の改善等について（中教審第176号）」が出され、これまで道徳の時間として学習していた「道徳」が、「特別の教科 道徳」として教科化され、平成30年度から小学校、平成31年度から中学校で授業が実施されています。

区では、学習指導要領を踏まえ、独自の世田谷区教育要領を作成しています。今回の学習指導要領の改訂内容を踏まえながら、世田谷らしい教育の推進のために、世田谷区教育要領の改訂を行い、今後も、世田谷区教育要領の確実な実施に取り組んでいきます。

（3）小学校高学年の教科担任制の導入

義務教育の目的、目標を踏まえ、育成を目指す資質・能力を確実にはぐくむためには、各教科等の系統性を踏まえ、学年間・学校間のつながりを円滑なものとし、義務教育9年間を見通した教育課程を支える指導体制の構築が必要とされており、また、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、才能を存分に伸ばすことができる個別最適な学びの実現や、そのためには児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図る必要があり、ICTの効果的な活用とともに、授業の質の向上を図るため、教科担任制の導入が求められています。

特に、教科担任制を導入することにより、教材研究の深化等により、高度な学習を含め、教科指導の専門性を持った教師が多様な教材を活用してより熟練した指導を行うことが可能となり、授業の質の向上が図られます。また、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により教師の負担軽減や、複数教師による多面的な児童理解、小学校から中学校への円滑な接続にもつながります。

対象教科については、これらの考え方に加え、社会のグローバル化の進展とともに、Society 5.0時代におけるSTEAM教育¹⁶の充実・強化に

¹⁶ STEAM教育：Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）の5つの教育分野を表す単語の頭文字をとったもので、教科横断的な教育。

向けた社会的要請の高まりや系統的な学びの重要性、教科指導の専門性、人材確保の観点や、組織的・教科横断的な教育課程の編成・実施を可能とする観点などを踏まえ、専科指導の充実を図る必要があります。

これらを踏まえ、例えば、外国語や理科、算数といった教科において、小学校高学年への教科担任制の導入について、モデル校の取組みを参考にしながら、検討していきます。

(4) 個別最適な学びの推進

これまで、学習指導要領においては、子どもの興味・関心を生かした自主的、主体的な学習が促されるよう工夫することを求めるなど、「個に応じた指導」が重視されてきました。新学習指導要領においても、児童・生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、補充的な学習や発展的な学習などを取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫により「個に応じた指導」の充実を図ることについて示されました。また、その際、各学校において、コンピュータなどの情報手段を活用するために、必要な情報通信ネットワーク環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることについても示されています。

このように、子どもがICTも活用しながら、自ら学習を調整し学んでいくことができるよう「個に応じた指導」を充実させるためには、学習者の視点から整理した個別最適な学びを進めていくことが必要です。

これまで以上に、子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することや、子どもが自らの学習の状況を把握し、主体的に学習を調整することができるように促していくことなど、教員自身の指導を変えていく必要があります。

現在GIGAスクール構想により、本区においても、1人1台端末としてタブレットを配付するなど、ICT環境の整備を急速に進めています。これらを有効に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげていきます。

(5) 少人数教育の推進

Society 5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と、安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が制定されました。

これにより、令和7年3月31日までの間に、小学校第2学年から第6学年の学級定員を段階的に35人へ引き下げることとなりました。

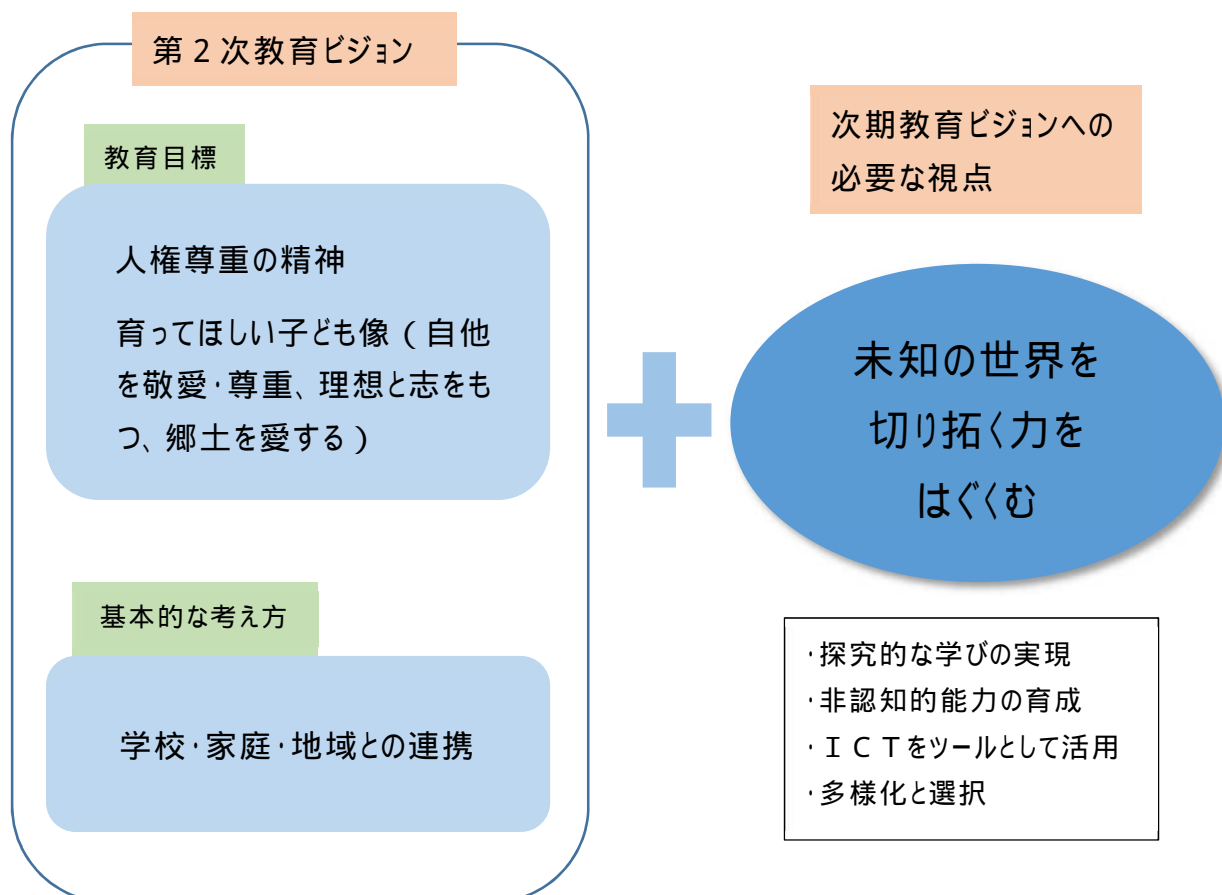
本区においても、この法律の改正により、令和7年までに小学校全学年が35人学級となるよう施設整備等をはじめ必要な対策を進めていきます。

第2節 次期教育ビジョンの目指すべき方向性

近年、頻発する大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、複雑で予測が困難な事態となっています。人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れたSociety 5.0時代が到来しつつあり、社会のあり方そのものが劇的に変わりつつある状況にあります。

このように急激に変化していく時代の中で、子どもたちには、想定外の事態としっかりと向き合い、豊かな人生を自分自身で切り拓いていくために、自分の可能性を認識するとともに、あらゆる他者を尊重し、多様な人々と共に学び協働しながら様々な社会的変化を乗り越えることができる資質や能力を育成することが求められています。

また、第2次教育ビジョンの教育目標や基本的な考え方に掲げている、「あらゆる生命・人権の尊重、他者への思いやり、豊かな情操や規範意識、自己肯定感、コミュニケーション能力、ものごとを成し遂げる力の育成等」を図るとともに、「発達段階に応じた体力の維持向上、健康増進を図る」ことは、時代の変化にかかわらず重要です。

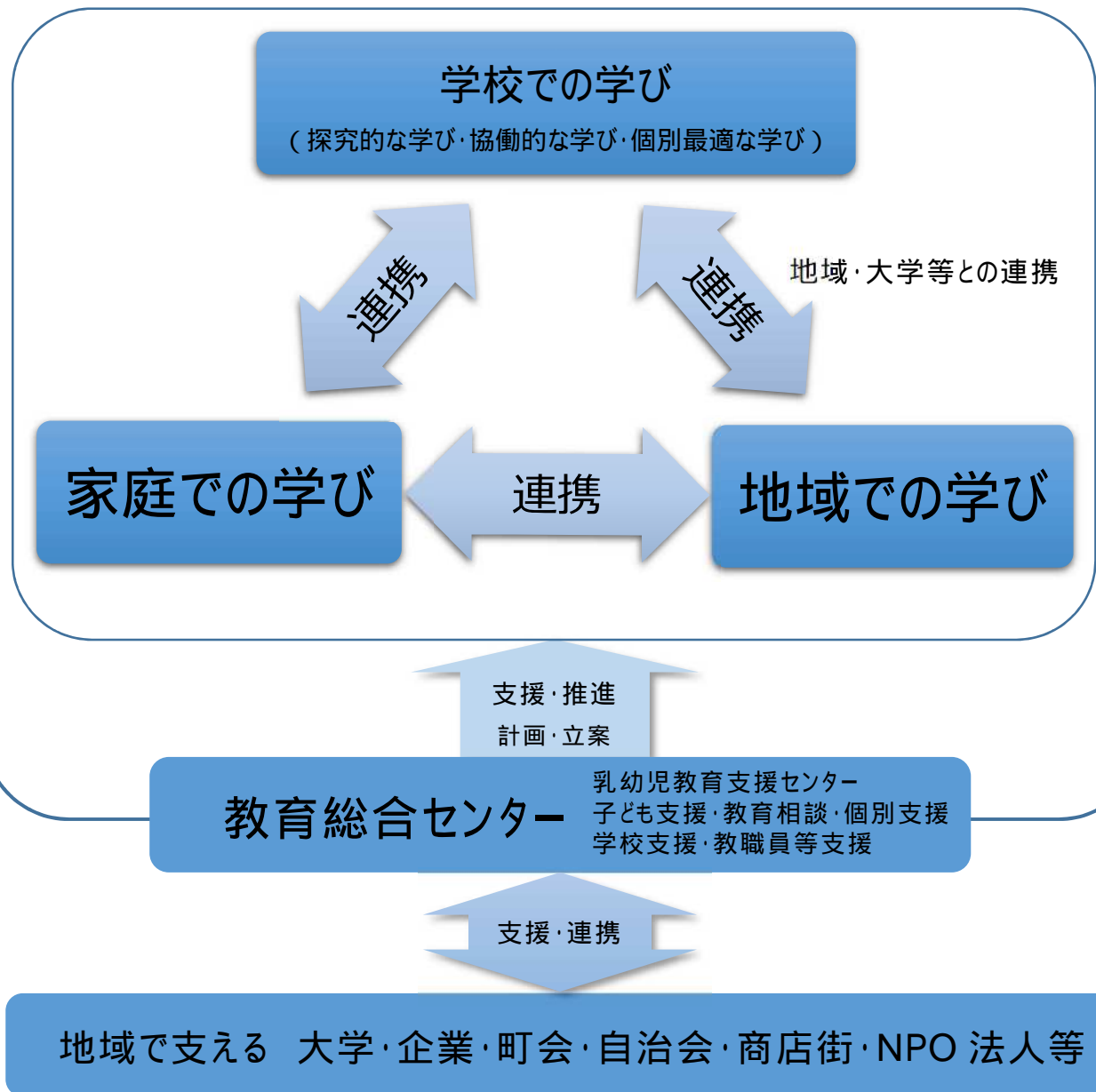


「学校での学び」においては、子どもたち一人一人が「未来」に向けて、自らの将来像を描きながら、主体となって人生の指針を創ることができるよう、「キャリア・未来デザイン教育」を通して、主体的に課題を解決する「探究的な学び」と「ICTの活用」を推進していきます。

こうした「学校での学び」に加え、世田谷区の子どもたちが、未知の世界を切り拓く力をはぐくんでいくためには、家庭、地域、区内の大学等とともに連携・協働し、子どもたちの資質・能力の育成を図っていく「家庭での学び」「地域での学び」がより一層重要になってきます。

また、家庭での学びと地域での学びをより多角的に進めていくためには、家庭と地域の理解と協力が必要となります。家庭・地域との連携を通して、学校での学びを一層推進し、次期教育ビジョンにつながる学びを今後、教育総合センターが中心に推進していきます。

次期教育ビジョンにつなげる学びの連携



～ 実践中の「学びの連携」の取組み ～

【地域での学びの実践例】

おやまちプロジェクト

地域・学校・商店・大学などの人たちが、協働・連携して様々なプロジェクトを行っています。尾山台小学校と地域との協働授業では、「リアル職業調べ」や「SDGs」環境学習など、自分自身の将来や自己について考えを深めたり、みんなで共有したりするキャリア教育に関する活動を行っています。



まなBASE

「コロナに子どもたちの未来を奪わせない」を合言葉に、令和2年10月から地域の大人と大学生が協力して活動をスタートしました。主な活動は、進路説明会や卒業生アンケートなどの『進路情報提供事業』と、船橋希望中学校で定期的に行っている無料自習室の『学び支援事業』です。自習室では、地元の大学生が、進路の相談や学習サポートを行っています。

また、船橋小学校では、地元の大学生がICT専門員として、低学年を中心にタブレット情報端末の操作サポートを行っています。



食育・味噌づくり

東京農業大学と連携して、用賀小学校の4年生と5年生が味噌づくりを行っています。東京農業大学の教授と大学生から味噌づくりを教えていただき、日本の食文化や出汁文化を学んでいます。種味噌づくりからはじめ、2年かけてつくっています。令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により実施していませんが、子どもたちは再開を楽しみにしています。

【家庭での学びのための基盤整備】

世田谷区児童相談所

・児童虐待相談対応件数の増加が続く中、妊娠から出産、保育、幼児教育、学校教育まで責任を持つ区による一元的な児童相談行政を目指し、世田谷区は令和2年4月に児童相談所を開設しました。

・18歳未満の子どもに関する相談であれば、本人、家族、学校の先生や地域の方々等、どなたからでもお受けいたします。児童福祉司、児童心理司、医師、弁護士等の専門スタッフが、子どもの問題やニーズを的確に捉え、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉増進を図ります。

世田谷の教育を推進する教育総合センター

世田谷の教育を推進していくのは、学校現場であり教育委員会事務局、そして世田谷の新たな教育の中心拠点となる「教育総合センター」です。

教育総合センターは、第2次教育ビジョンはもとより、次期教育ビジョンの目指すべき方向性を踏まえ、教育目標の実現に向けて取組みを推進します。

<教育総合センターの目的>

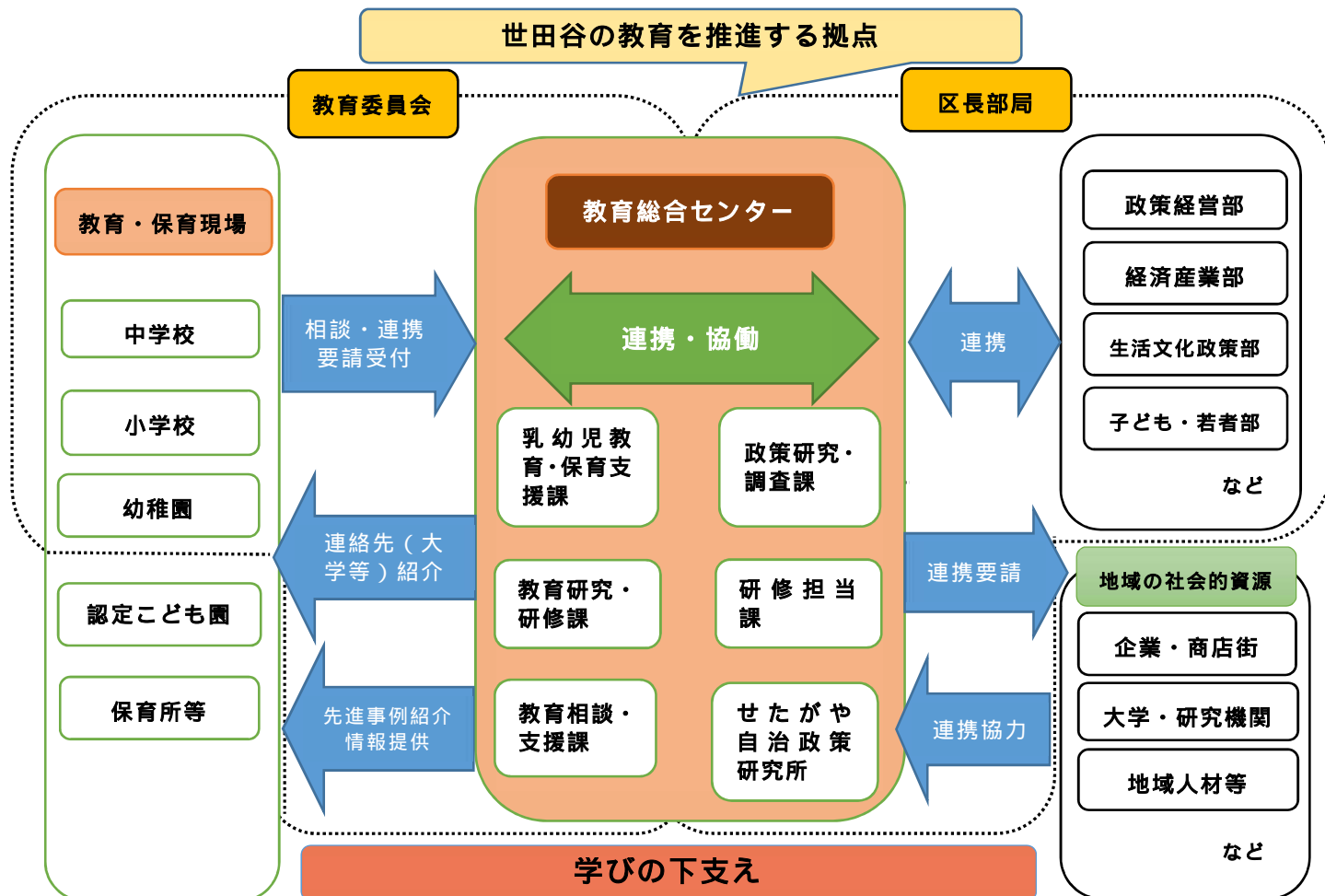
教育総合センターは、予測困難な社会を生きる子どもたちが、主体的に社会と向き合い、一人一人が自分の可能性を信じ夢や希望をもちたくましく生きていけるよう、世田谷で学ぶすべての子どもたちや学校全体を支援します。

<教育総合センターの担う役割>

- 世田谷の教育を推進し、教育の質の転換を担う学校、教員等の支援
- 子どもたちの個性や特性が尊重され一人一人に寄り添った適切な支援
- 非認知的能力をはぐくむための乳幼児期からの教育・保育の支援
- 地域や大学・企業等との連携による教育課題への対応

加えて、日ごろ学校では体験できない、STEAM教育(コラム参照)や、段階的に考えを進める力の基礎となるプログラミング教育などの講座を実施し、その必要性を教員や保育者、子どもたちや保護者に伝えるとともに、世田谷の子どもたちが、新しい発見や興味・関心を広げ、世田谷から社会に羽ばたいていけるよう支援します。

教育総合センターにおける大学・企業等の社会的資源との連携イメージ



コラム ～ 教育総合センターの役割 ～

教育総合センターでは、予測できない社会を生きる子どもたちに、いかに社会が変化しようとも主体的にその変化に向き合い、一人一人が自分の可能性を信じ夢や希望をもちたくましく生きてほしいという願いのもと、子ども支援、保護者支援、教員支援の機能をもつ「学びのステーション」として令和3年12月に開設しました。

複雑化する教育課題を園や学校だけで解決することは難しく、地域の企業や大学との連携が重要であり、園・学校の現場を様々な視点から支える体制を構築していきます。



【1階フロアマップ】



【2階フロアマップ】



【住所】世田谷区若林5 - 38 - 1

コラム ～ 教育総合センターの開設 ～

教育総合センターは、新たな教育課題に対応するため、子どもたちや学校・園、教員などを支援する様々な取組みを進めていきますが、果たしてどのように変わっていくのでしょうか？

学校での学びは
どう変わるの？

机に座って黒板を見ながら学習していた学びから、「子どもの主体性を重視した、課題解決型の協働的な学び」へ変わります。

教員の学びや教員への
支援はどう変わるの？

指導力向上をサポートする支援員や研究資料等を配置し、教育情報や資料のデータを集積して遠隔の教員も支援します。



学びが変わる
世田谷から社会にはばたくために



子どもたちや保護者への
支援はどう変わるの？

いじめや不登校、配慮の必要な子どもなど様々な相談に、専門員が総合的に対応します。課題の適切な解決に向け専門チームが支援します。

乳幼児期の教育や保育は
どう変わるの？

乳幼児期の教育・保育から義務教育への円滑な接続などをサポートする乳幼児教育支援センターを設置します。

教育総合センターではこんなことも体験できます



【STEAM教育】

文系と理系を融合させた新たな学び

各教科の知識や考え方を統合的に活用して課題の解決を目指します。

Science (科学)、Technology (技術)、Engineering (工学)、Art (芸術)、Mathematics (数学)の頭文字



【光と映像の不思議】

いままで体験したことのない不思議な世界へ。

【創造性をはぐくむ アート体験】

エコ素材を使って世界にひとつだけの「もの」をつくれます。



教育総合センターでは、新たな発見や体験ができる様々な事業を行い、子どもたちの興味や関心を広げ、世田谷から社会にはばたく後押しになるような取組みを進めていきます。

第3節 調整計画の事業体系

施策の柱	取組み項目	調整計画	リ・デザイン 事業	
1 地域との連携・協働による教育	1 地域が参画する学校づくり	学校を地域で支える3つのしくみの充実	L1	
	2 地域コミュニティの核となる学校づくり	学校施設の活用		
		PTA活動への支援		
		総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進	L1	
	3 地域教育力の活用	区立学校の魅力アップ		
		大学等との連携の充実	L8	
2 家庭教育支援・乳幼児教育（家庭教育支援・乳幼児教育）	1 家庭教育への支援	地域人材の活用・確保に向けた取組みの推進	L1・L8	
		家庭教育への支援		
	2 幼児教育・保育の充実	家庭の教育力向上の支援		
		世田谷の特色をいかした教育・保育の推進	L2・L8	
		乳幼児教育支援センター機能の充実	L2・L8	
		保育者等の資質及び専門性の向上	L2・L8	
		幼稚園・保育所（施設）・認定こども園・小学校の連携	L2・L8	
	幼保一体化の推進			
	3 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学習内容）	1 豊かな人間性の育成	「キャリア・未来デザイン教育」の推進	L2
			人権教育の推進	L2
道徳教育の充実				
2 豊かな知力の育成		世田谷区教育要領に基づいた教育の推進	L2	
		STEAM教育の推進	L2	
		読書力の育成・学校図書館機能の充実		
3 健やかな身体・たくましい心の育成		個に応じた学習支援		
		体力の向上		
		食育の推進		
		心と体の健康づくり		
4 ことばの力の育成		中学校の部活動の充実		
		教科「日本語」の充実		
5 これからの社会を生きる力の育成		英語教育の充実	L2	
		環境・エネルギー教育の推進		
		国際理解教育の推進		
		防災・安全教育の推進		
		社会とかがわる体験活動の充実		
4 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）	1 教員の資質・能力の向上に向けた支援	主権者教育の推進		
		教員研修の充実	L2・L8	
		教育の実態把握・分析・研究・改善	L2・L8	
		学校への支援体制の強化	L8	
	2 信頼される学校経営の推進	教員の負担軽減	L7・L8	
		改訂版「世田谷マネジメントスタンダード」の更なる推進		
		学び舎による学校運営の充実	L2	
		学校情報等の発信		
		学校評価システムの推進		

施策の柱	取組み項目	調整計画	リディング事業
5 多様な個性がいかされる 教育の推進	1 才能や個性を はぐくむ体験型 教育の推進	新・才能の芽を育てる体験学習の充実	L4
		外遊びの推奨及び小学校の遊び場開放の充実	L4
		児童・生徒が体験・体感する機会の拡充	
	2 特別支援教育 の推進	特別支援教育体制の充実	L5・L8
		特別支援学級等の整備・充実	L5・L8
		障害者理解教育の推進	L5・L8
	3 ニーズに応じた 相談機能の充実	不登校等への取組みの充実	L6・L8
		相談機能の充実	L6・L8
		いじめ防止等の総合的な推進	L6・L8
6 安全安心の整備・充実と 教育環境の整備	1 よりよい学びを 実現する教育環 境の整備	学校の適正規模化・適正配置、小学校35人学級に対応した教室の確保	
		地域に貢献する学校改築の推進	
		安全・安心の学校施設の改修・整備	
		環境に配慮した学校づくり	
		小学校プール施設のあり方検討	
	2 学校教育を支 える安全の推進	学校給食施設の整備	
		地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進	L1
		学校教育を支える安全の推進	
7 生涯を通じて学びあ う 地域コミュニティづくり	1 学びの場と機会 の充実・地域社 会の担い手づく り	各種団体への支援の充実	
		地域での生涯学習事業の推進	
		社会教育の充実	
		青少年教育の充実	
	2 郷土を知り次世 代へ継承する取 組み	文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進	
		文化財に関する総合的把握及び情報化の推進	
		地域住民が主体となった保存・活用の推進	
		世田谷の郷土を学べる場や機会の充実	
	3 知と学びと文化 の情報拠点とし ての図書館の充 実	世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信	
		地域で学びをいかす人材の育成	
		地域情報の収集・発信の充実	L9
		多様な図書館サービスの充実	L9
	図書館ネットワークの構築	L9	
	家庭や地域、学校における読書活動の充実		
	民間活用の推進・検証	L9	
8 推進 教育DXの	1 教育デジタル・ト ランスフォーメー ション(DX)の推 進	教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進	L3
		ICTを活用した学びの推進	L3・L8
		ICT環境整備の充実	L3
		教職員の支援・人材育成の推進	L3・L8
会 た の 推 進 委 員 員 9 開 か れ	1 開かれた教育 委員会の推進	情報提供の充実	
		区民参画の推進	

は、新たに設定した項目又は、第2期行動計画の項目より変更した項目

第4節 2年間のリーディング事業

第2次世田谷区教育ビジョンの3つの基本方針や重点事業、さらに、第2期行動計画における各施策の取組み状況等を踏まえ、調整計画の2年間で特に重点を置いて横断的に取り組む事業を「リーディング事業」として以下のとおり、設定しました。

<p>L1 地域の教育力をいかした学校の支援（34ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を支える様々なボランティア組織とともに、地域全体で学校教育を支えるしくみづくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善・推進 ・総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援 ・学校教育を支える地域人材の確保の検討・実施 ほか
<p>L2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（36ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>乳幼児期から小・中学校における質の高い教育を推進するとともに、子どもたちが学ぶことと人生や社会とのつながりを実感しながら、自らが課題に向き合い、判断して行動し、それぞれが思い描く『未来』を実現していけるよう、「キャリア・未来デザイン教育」を推進していきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア・未来デザイン教育」の推進 ・人権教育の推進 ・学び舎による学校（園）運営の充実 ・乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続 ・研究・研修機能の充実・研究体制の推進 ほか
<p>L3 教育デジタル・トランスフォーメーションの推進（40ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>新たなICT基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」等を実現するための仕組みづくりや、デジタル化を通じた教職員の負担軽減・子どもたちとのかかわる時間の拡充等を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育デジタル・トランスフォーメーションの推進 ・ICTを活用した学びの推進 ・ICT環境整備の充実 ・教職員の支援・人材育成の推進
<p>L4 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進（43ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>子どもたちが自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見する機会を得るとともに、学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験を通して、才能や個性をはぐくむことができる取組みを推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新・才能の芽を育てる体験学習の充実 ・外遊びの推奨及び小学校遊び場開放の充実に向けた取組み
<p>L5 一人一人の個性を伸ばす特別支援教育の推進（44ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進に向け、教職員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害者理解教育の推進などに取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人的支援の充実 ・校（園）外から支援する体制の充実 ・就学前から卒業後までの切れ目のない支援 ・医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実 ほか

<p>L 6 いじめ防止対策及び不登校支援等の総合的な推進（47ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>いじめの未然防止や早期発見等の的確な対応を図り、学校内外の教育相談機能を充実します。また、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの充実等の不登校支援の拡充を図り、社会的自立につなげます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・未然防止・早期発見を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応 ・学校内外の教育相談体制の充実 ・教育に関する総合的な相談体制の構築 ・不登校支援の計画的な推進 ・教育支援グループによるいじめへの対応
<p>L 7 教員が子どもとかかわる時間の拡充（50ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>指導力向上サポート室による人的支援や中学校部活動への人的支援の充実、ICT活用等による教員の負担軽減を図り、教員が子どもとかかわる時間を拡充します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指導力向上サポート室や人的支援の充実による教員支援 ・部活動支援員制度の充実 ・教員の働き方改革の推進
<p>L 8 教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進（52ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>施設の特性や機能を活かし、教員等の効果的な育成や学校支援・教員等支援、子ども支援・教育相談・個別支援、乳幼児期の教育・保育の支援、地域社会との連携を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修・研究機能及び研究体制の整備・充実 ・ICTを活用した学びの推進 ・教職員の支援・人材育成の推進ほか
<p>L 9 中央図書館機能の拡充と図書館ネットワークの推進（54ページ）</p>	<p>主な取組み</p>
<p>図書館ネットワークの中核となる中央図書館機能拡充やICTタグの導入等を進めるとともに、専門性と効率性を両立した図書館運営を行うため、中央図書館のマネジメント機能の強化、民間活用、(仮称)図書館運営協議会の設置・運用を検討・実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館の機能拡充 ・中央図書館のマネジメント機能の強化 ・レファレンスの充実と利用促進 ・職員の人材育成 ・民間活用 ・図書館運営への区民参画の検討・実施 ・ICTタグ及び関連機器の導入・運用 ・行政資料の網羅的収集

L1 地域の教育力をいかした学校の支援

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

学校運営委員会や学校支援地域本部などの学校を支える様々なしくみとともに、学校、家庭、地域が引き続きそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら学校教育を支えていくことが求められています。学校を拠点とした総合型地域スポーツ・文化クラブの設立や支援による地域の自主的な活動の促進などによって、学校、家庭、地域が一体となって子どもの安全・安心を確保するとともに学校運営の支援につなげることを、この2年間で重点的に取り組んでいきます。

>> 現状と課題

学校運営委員会、学校協議会、学校支援地域本部など学校を支える様々なしくみやボランティア組織等がありますが、子どもの健やかな心と体をはぐくむためには、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を担い、相互に連携・協力しながら、学校を拠点とした地域コミュニティをさらに醸成していくことが必要です。そのためには、学校等から依頼を受け、ボランティア組織の調整を担う学校支援コーディネーターの果たす役割がより一層重要となります。

さらに、総合型地域スポーツ・文化クラブが学校内で活動することを通じて、地域が学校を支えるだけでなく、学校が地域の自主的な活動を促進し、スポーツや文化活動の発展及び地域の活性化に貢献することが求められています。

また、子どもたちが事件や事故に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域の連携をさらに深め、通学路の安全確保やパトロールなど安全対策を推進することが必要です。

>> 2年間の取組みの方向

学校を支える様々なしくみやボランティア組織等とともに、地域全体で学校教育を支えるしくみを充実させます。

既存の総合型地域スポーツ・文化クラブへの支援及びクラブ設立への支援を通じて、地域スポーツや文化活動の発展及び地域の活性化を図っていきます。

令和4～5年度の取組み

<p>取組み内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善・推進 ○総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援 (新規設立1箇所) ○学校教育を支える地域人材の確保の検討・実施 ○大学と連携し、児童・生徒を支援する大学生ボランティアの 小・中学校への受け入れを拡充 ○安全・安心に関する取組み <ul style="list-style-type: none"> ・通学路の合同点検の実施と安全対策の実施 ・通学路防犯カメラの運用、更新を見据えた対応等の検討 ・区立幼稚園・小学校の昼間時警備の実施 ・小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施 ・警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施 ・こどもをまもろう110番運動の実施
--------------	--

【生涯学習・地域学校連携課、教育総務課、学校健康推進課、学校職員課】

L2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

一人一人の児童・生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるよう、「キャリア・未来デザイン教育」を重点として、教育の質を転換させていきます。

>> 現状と課題

令和2年度からは「せたがや11+～キャリア・未来デザイン教育～」として、「世田谷9年教育」でのこれまでの小・中学校の取組みと区立幼稚園・こども園等の乳幼児期の教育・保育を一体とした教育を進めてきております。

今後、急激に変化する社会の中で、子ども一人一人が社会の担い手として自らが課題に向き合い判断して行動し、それぞれが思い描く未来を実現できる人材を育成するために、教員の指導力の向上と授業の改善に取り組んでいく必要があります。

また、子どもたちがすべての教育活動において、「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を学ぶことは重要です。今後も、平成30年3月に制定した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」等を踏まえた、人権教育・道徳教育の更なる充実を図っていくことが必要です。

さらに、近年の人間の創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力、我慢する力等の非認知的能力への関心の高まりなどから、乳幼児期の教育・保育に求められる役割は大きくなっており、幼稚園・保育所等には、子どもたちが遊びや生活の中での体験を通して、これからの社会の担い手としての基礎を培うことが求められています。

加えて、急速な科学技術の進歩やグローバル化の進展を踏まえた、小学校における「外国語」の教科化の円滑な実施やICTを活用した授業の充実とともに、プログラミング教育等を通じた、科学、工学・技術の分野にわたる広い意味でのSTEAM教育などを、推進していくことが重要となります。

>> 2年間の取組みの方向

「キャリア・未来デザイン教育」の実現を目指し、これまで各校で作成してきた「キャリア・パスポート」をもとに、子どもたちが自らの学習状況や学校行事、地域での活動等によるキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるようにするとともに、教師が子どもたちと対話的に関わり、個性を伸ばす指導へとつなげて自己有用感をもたせるよう工夫することで、学校、家庭、地域における学びを自らのキャリア形成に生かそうとする態度を養っていきます。

また、自ら問いを見出し、自分なりの方法で問題を解決し、友達と協働しながらさらに見方・考え方を深め、自分の学びを振り返ることで新たな課題を見つ

けていく探究のサイクルを循環させる「せたがや探究的な学び」へと教育の質の転換を図っていきます。

さらに、改訂された世田谷区教育要領に基づく教育活動を確実に実施するとともに、ICTを活用しながら、子ども一人一人のニーズに対応し、インクルーシブ教育の理念を踏まえた共に学ぶ教育を推進するとともに、児童・生徒が学ぶことや協働することの意義を実感できるように学校や地域等の実態に応じた特色ある教育活動を充実させることで、「キャリア・未来デザイン教育」の実現を目指します。

加えて、「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育とともに、教育活動全体を通じた人権教育を推進し、性同一性障害や性的指向への理解の促進なども含め、多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢をはぐくみます。また、誰もが心もからだも満たされ、健康でいる権利「リプロダクティブ/ヘルス・ライツ：性と生殖に関する健康と権利」について、世田谷保健所と連携し普及啓発を行っていきます。

教育総合センター内に整備した乳幼児教育支援センター機能を拠点として、乳幼児期の教育・保育の基本的方向性等を示した「世田谷区教育・保育実践コンパス」を踏まえ、公私立、幼稚園・保育園・認定こども園といった施設種別にとらわれず、世田谷区が目指す乳幼児期の教育・保育の実践につなげる土台づくりを進めます。乳幼児期の教育・保育の実践においては、遊びや生活の中での様々な体験を通して、子どもたちが非認知的能力等これからの社会を生き抜くために必要な力の基礎を身に付けることを重視し、そのような力を培うことができる環境や機会を整えていきます。

さらに、配慮を要する子どもや医療的ケアを要する子どもなど一人一人の子どもの特性や発達上の課題などに適切に配慮した教育・保育の実践を支援するとともに、幼稚園・保育所等と小学校以降の教育との円滑な接続に向けた連携の促進を図ります。こうした取組みにより、子どもたちが様々な体験を通じて、これからの社会を生き抜くための基礎を培うことのできる環境づくりを進めていきます。

令和4～5年度の取組み

<p>取組み内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○「キャリア・未来デザイン教育」の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア教育」の推進、全校実施 ・「せたがや探究的な学び」の推進、全校実施 人権教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・人権尊重教育推進校の取組みの推進 ・多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施 ・「性の多様性理解」や「国籍等の異なる人々への偏見・差別の解消」などの人権課題の取組み、全校実施 ○英語教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校「外国語科」のアドバイザーによる英語教育の支援 ○STEAM教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・STEAM教育推進のための研修の実施 ○学び舎による学校（園）運営の充実 ○質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化及び研究活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の教育・保育の基本的方向性・スタンスを示す「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化の促進及び効果的な実践に向けた研究 ・「世田谷区教育・保育実践コンパス」の評価・検証及び実践結果を踏まえた新たな教育・保育の内容・手法の研究 ○乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続 <ul style="list-style-type: none"> ・公私立幼稚園・保育所等と区立小・中学校との連携の促進 ・公私立幼稚園・保育所等と区立小・中学校との連携による取組みの推進 ○研修・研究機能及び研究体制の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・教育課題に関する研究の実施、成果の還元 ・ICTを活用した研修内容や研修手法の見直し及び実施
--------------	--

【教育指導課、教育研究・研修課、乳幼児教育・保育支援課】

コラム ～ キャリア・未来デザイン教育とは ～

世田谷区では、急激に変化する社会の中で、子ども一人一人が社会の担い手として自らが課題に向き合い判断して行動し、それぞれが思い描く未来を実現できる人材を育成するため、区独自の「キャリア・未来デザイン教育」を重点として教育施策を展開しています。

「キャリア・未来デザイン教育」を実現するためのキーワードは、「キャリア教育」と「せたがや探究的な学び」です。



L3 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備等により、小・中学校のICTを活用した新たな学びは大きく進展しています。今後、この2年間で、教育データを効果的に利活用できる仕組みの構築や、デジタル教材の開発・活用、教員のICT活用指導力のさらなる向上等を進め、子どもたちの個性や特性に応じた個別最適な学びの推進、教員の働き方改革による子どもたちと向き合う時間の時間の拡充など、教育の変革を進めていきます。

なお、本調整計画における「リーディング事業3 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進」は、「世田谷区教育の情報化推進計画」における令和4年度から令和5年度の行動計画として位置付けています。

>> 現状と課題

区では、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び世田谷区教育の情報化推進計画（第2期行動計画）に基づき、教育ICT環境整備を推進してきました。

具体的には、学校全体のICT環境の整備、タブレット型情報端末の学校規模等に応じた整備及びその活用方法の検討、教員のICT活用能力の向上に向けた研修、デジタル教材の開発・活用等に取り組んできました。

また、教員が子どもとかわる時間を拡充する観点から、校務処理の改善に向け、教員1人1台の校務用パソコンを配備し、学籍情報の管理や成績処理などの効率化・標準化を図る「校務支援システム」を導入するとともに、契約や支出等の財務会計処理、出勤状況や旅費申請等の人事庶務、文書收受や文書起案等の文書管理の各事務システムの活用及び給食費会計の公会計化等により、教員の負担軽減を図ってきました。

さらに、文部科学省の「GIGAスクール構想」等を踏まえ、全区立小・中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末配備や、全小・中学校を対象とした高速通信ネットワーク環境等のハード面の整備と、電子会議アプリによる動画配信や学習支援アプリによるオンライン授業環境等のソフト面の整備を、総合的に推進してきました。

令和3年9月には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下でも教育活動を円滑に実施するため、区としての初の取組みとして、全ての児童・生徒を対象に「Microsoft Teams」を活用したオンライン授業を全区立小・中学校で実施しました。その際、一部の小・中学校やオンライン授業に参加した家庭において「音声聞き取りにくい」、「画像が不鮮明」、「接続が不安定な時がある」などの課題が確認されたため、令和3年度中に各学校の通信環境改善を実施しました。

学習用タブレット型情報端末を文房具と同じように、ICTを積極的かつ適切に活用し、情報リテラシーを育成するとともに主体的・対話的で深い学びの

実現に向けた授業改善につなげることが重要です。

今後、新たなICT基盤を効果的に活用した「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」等を実現するための「教育デジタル・トランスフォーメーション」(教育DX)の推進に向け、急速に拡充したICT基盤の整備充実や、全ての教職員、児童・生徒及び保護者等の利用者サポートを下支えする教育ICT推進体制の強化が不可欠となります。

また、現行の校務支援システムについては、令和4年度に更新時期を迎えますが、これまでのセキュリティの考え方から、インターネットから切り離された構成のため、他システムとの連携が実施しにくい等の課題があり、システムの更新に留まらない大幅な変革が必要となっています。

>> 2年間の取組みの方向

新たなICT基盤を効果的に活用し、「探究的な学び」「協働的な学び」及び「個別最適な学び」等を実現することで教育の質的転換を図るとともに、学校や教育委員会の業務改善・働き方改革を進めていくため「教育DX」を推進します。

児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末を活用し、各種アプリやクラウドサービスによる学習が進んでいますが、現行の校務支援システムはこれまでのセキュリティの考え方からインターネットから完全に切り離された構成になっているため、これらの学習系データと校務系データ(成績情報や出欠席の情報等)を連携させる仕組みがありません。今後、データを効果的に活用できる統合型校務支援システムの構築や、児童・生徒一人一人の学習状況に応じた支援を可能とする「学習サービスポータル」導入の検討を進め、きめ細かい学習指導や家庭学習の支援等に取り組んでいきます。また、データ利活用にあたっては、教員の負担軽減を図るとともに、専門的見地から分析し指導に活かすため、専門人材の活用も検討していきます。

令和2年度に配備したタブレット型情報端末は、数年後に入れ替えが必要な時期を迎えますが、その際、5万台規模のタブレット型情報端末を再度調達することは、区の財政負担の観点から困難を伴う可能性があります。今後、国等の動向を注視しつつ、タブレット型情報端末更新に関する財政支援を働きかけていくとともに、家庭で保有する端末(BYOD端末)の学校での利用を段階的に導入すること等も含め、タブレット型情報端末の更新時期を見据えた今後の方針を早急に検討していきます。

教育DXの推進の観点から、校務支援システムに蓄積される様々なデータについて、セキュリティを維持しつつ、これまで以上に効果的に活用可能とするシステムの更新を検討していきます。

また、ICTを活用した教育の質的転換には教員人材の育成が非常に重要となることから、「ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画(令和3年~5年度)」に基づく計画的な人材育成を進める必要があります。教員のICT活用の手引書の利用促進や研修、学校におけるICT推進り

ーダーを中心とした組織的な取組み、ICTインフルエンサーによる情報発信などにより、ICT活用指導力を向上させるとともに、デジタル教材の開発・活用などを進めていきます。また、児童・生徒がICTを積極的かつ適切に活用して学びを広げたり深めたりするための情報リテラシーを育成するために専門人材を活用します。

GIGAスクール構想に基づくタブレット型情報端末の配備や高速通信ネットワークの整備等により、学校現場における学び方や教え方は大きな変貌を遂げつつあります。今後の学校におけるデジタル機器の活用にあたっては、児童・生徒の視力等の健康に留意するとともに、デジタルで学習する場面、紙媒体で学習する場면을児童・生徒の個性や学習内容に応じて選択できるようにするなどの配慮を行いつつ、教育DXを通してこの流れを加速し、児童・生徒にとっては自分自身の学習データの分析を通して個別最適な学びが可能となり、学校においてはデジタル化による事務改善や業務負担軽減を通して子どもたちとかかわる時間を増やすなど、Society 5.0時代を見据えたさらなる変革を推進していきます。

令和4～5年度取組み

取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○教育デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学習データ集計・分析基盤の整備に向けた調査・検討、利活用推進 ・新たな統合型校務支援システムの整備、利活用推進 ○ICTを活用した学びの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICT活用研究協力校によるモデルとなる指導方法の開発、他校への情報発信、成果検証、改善策の情報発信 ・情報リテラシーの育成に向けた講師派遣型講座の実施 ○ICT環境整備の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校ファイルサーバのクラウド環境への移行 ・クラウド型学校ファイルサーバの利活用推進 ・学習データ集計・分析基盤の整備に向けた調査・検討 ・学習データ集計・分析基盤の整備、利活用推進 ・学校における将来的なBYOD利用に向けた調査・検討 ○教職員の支援・人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成の推進(教員人材育成計画に基づく取組みの推進)
-------	---

【教育ICT推進課、教育指導課、教育研究・研修課】

L4 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

新・才能の芽を育てる体験学習や遊び場開放の充実を進め、子どもたちが学校教育以外の場所での様々な学びや遊びの体験を通じて豊かな心をはぐくむとともに、自らの興味や関心を広げ、将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を培うことができるように、引き続き、この2年間で、新・才能の芽を育てる体験学習の実施手法の見直しに重点的に取り組んでいきます。

>> 現状と課題

子どもたちが、自らの才能や個性に気付き、将来の夢や目標を発見することや、たくましく生きる力を身に付けるためには、学校教育の場以外の場所での様々な体験が大きな影響を与えます。新・才能の芽を育てる体験学習では、各界の第一線で活躍する方々から普段の授業や生活で体験できないことを学ぶ機会を子どもたちに提供しています。区内在学・在住の幼児期から中学生までの子どもたちが、体験・体感できるような対象講座の拡充を図ったところですが、これまでのような体験・体感の観点から対面で行う講座を主としつつも、新型コロナウイルスの感染状況が続く中、自宅で過ごす子どもたちも参加できるオンライン講座での機会など、より多くの子どもたちが参加できる機会を増やしていくことも必要です。

また、異学年の仲間や集団で遊ぶことや、外遊びなどを通じて、体力向上やお互いを尊重することの大切さなどの社会性を培うことが大切です。さらに、生命や自然の大切さを理解し、挑戦する気持ちを醸成し他者との協働を学んでいくことで、これからの社会を生きる力の育成を図っていくことが必要です。

>> 2年間の取組みの方向

学校教育にとどまらず、多様な学びや遊びの体験の機会を多く提供できるように、新・才能の芽を育てる体験学習では、子どもたちのニーズを捉え、興味・関心を持ち参加できる機会を充実します。参加する子どもたちが自らの才能や個性に気付き将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を身に付けるような取組みを推進します。また、心身ともにたくましく成長する機会の充実に向け身近な場所で、外遊びのできる、小学校遊び場開放の充実に向けて取り組みます。

令和4～5年度の取組み

取組み内容	○新・才能の芽を育てる体験学習の充実 ・新・才能の芽を育てる体験学習の充実に向けた取組み及び実施手法の見直し ○外遊びの推奨及び小学校遊び場開放の充実に向けた取組み
-------	--

【生涯学習・地域学校連携課】

L 5 一人一人の個性を伸ばす特別支援教育の推進

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進に向け、令和3年12月に開設した教育総合センターを拠点に、インクルーシブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成や、就学前から卒業後までの切れ目ない支援の実施、専門チームによる支援体制の充実について、教育総合センターの機能を最大限に発揮しながら、この2年間で重点的に取り組んでいきます。

>> 現状と課題

「障害者の権利のための条約」で定める「インクルーシブ教育」の理念を踏まえ、通常の学級及び特別支援学級における学校包括支援員や特別支援学級支援員の拡充を行ってまいりましたが、配慮を必要とする児童・生徒の増加により、人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。

また、障害のある子どもや、医療的ケアを受けながら日常生活を送る子どもへの対応など、状況は複雑化・多様化しており、学校組織だけでは対応することが難しくなっています。このような状況を踏まえ、配慮を要する子どもたちが就学した後も、専門的な視点で継続的に見守り、子どもや保護者、学校を支援することを目的として、校外から支援する体制の充実を図るため、特別支援教育巡回グループ¹⁷（教育職1人、臨床心理士1人）による支援や助言を行っています。

発達障害等の児童・生徒に対する指導を充実するため、全小・中学校に「特別支援教室」を設置しています。「特別支援教室」で指導を行う巡回指導教員と通常学級担任との連携を密にするとともに、校内委員会で児童・生徒の支援の方策を検討するなど、学校全体で取り組んでいます。一方、在籍校で指導を受けられるようになったことなどから、「特別支援教室」を利用するための相談件数や利用する児童・生徒数が増加しています。また、令和3年度から、新たに自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置し、児童・生徒の特性に応じた指導の充実を図っています。今後、特別支援学級や特別支援教室を利用する児童・生徒の増加に注視していく必要があります。

文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末と、高速大容量の高速ネットワークの一体的な整備を行いました。今後、児童・生徒の特性に応じたICTの活用や指導の充実を図る必要があります。

また、共生社会の形成に向けた障害者理解教育では、人権教育や道徳教育の実施、「交流及び共同学習」や「副籍交流¹⁸」などを行い、相互の理解を深めら

¹⁷ 特別支援教育巡回グループ：学校（園）の人材だけでは配慮を要する子どもたちへの十分な支援が難しい場合などにおいて、就学（就園）後も専門的な視点で子どもの状況を継続的に見守り、学校（園）を支援する専門チーム

¹⁸ 副籍交流：都立特別支援学校在籍者と副籍校（在住地域の区立小・中学校）との交流

れるよう、今後も充実を図る必要があります。

>> 2年間の取組みの方向

配慮を必要とする児童・生徒の増加に伴い、人的支援のニーズが高いことから、地域人材等の活用や育成を図り、特別支援教育推進体制の強化に取り組めます。

学校や保護者等から寄せられる相談件数の増加や、相談内容の複雑化・多様化を踏まえ、特別支援教育巡回グループにおける支援の充実を図り、学校における支援体制の整備や研修による教員の資質向上を促進するとともに、児童・生徒、保護者に対する総合的な支援を行います。

また、就園相談、就学相談、教育相談などの相談部門と支援部門が連携できるよう、情報共有システムの運用を通じて支援の強化を図り、保護者及び福祉部門と連携した切れ目のない支援の充実に取り組めます。医療的ケア児及びその家族に対する支援にあたっては、保護者、医療機関及び就学前機関と密接な連携を図るなど、切れ目のない相談体制の充実に取り組めます。また、看護師などの医療的ケアを行う人材や校外学習における移動手段の確保、通学が困難な際の遠隔授業の充実など、学校における支援体制の充実を図るとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちを幼稚園、小中学校、放課後児童健全育成事業での円滑な受け入れについての検討を進めてまいります。

さらに、教職員研修の実施、教育研究会活動や特別支援学校との連携を通じて、特別支援教育に関する教職員の専門性向上を図ります。

特別支援学級等に入級(室)する児童・生徒の増加等に対し、適切に対応する必要があることから、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画の基本方針に基づき学級整備に取り組めます。配慮を必要とする児童・生徒のタブレット型情報端末等を活用した支援については、ICTの活用に関する教員の知識・技能の向上に努めるとともに、個に応じた能力の伸長を図ります。

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の形成に向け、交流及び共同学習等の実施を通じて、障害者理解教育を促進します。

このような取組みを通じて、誰一人置き去りにされることなく、全ての子どもたちが共に学び共に育つインクルーシブ教育を推進します。

令和4～5年度の取組み

<p>取組み内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○人的支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・非常勤講師（教科の補充）、特別支援学級支援員、学校生活サポーターの充実 ○校(園)外から支援する体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育巡回グループによる学校巡回とアドバイスの実施 ○就学前から卒業後までの切れ目のない支援 <ul style="list-style-type: none"> ・配慮を必要とする子どもに関する情報共有システムの運用・検証、改善・運用 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実 ○教職員の専門性の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の実施、教育研究会と連携した効果的な指導方法の普及・啓発 ・インクルーシブ教育に関する先進事例のデータベース化、ガイドライン策定 ○特別支援学級等の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・小学校「特別支援教室」拠点校の増設 ・中学校「特別支援学級（固定級）」の開設、充実 ・自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設、充実 ・タブレット型情報端末等の活用の検証・改善 ・新たなソフトウェア、タブレット型情報端末等の活用の充実 ○障害者理解教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・交流及び共同学習の充実、副籍制度による交流活動の実施 ・交流及び共同学習等の充実、相互理解の促進
--------------	--

【教育相談・支援課】

L6 いじめ防止対策及び不登校支援等の総合的な推進

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

いじめへの対応については、早期発見等の対策の強化を図るとともに、専門的な知見を有する者で構成するいじめ問題対策専門委員会を新たに設置して、実効的な対策を進めてまいります。また、不登校支援については、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、社会的な自立につながる支援を推進することが重要となります。そのため、不登校特例校の開設やほっとスクールの充実のほか、児童・生徒の進路の選択肢を広げる多様な学習支援や居場所の確保、教育総合センターを拠点とした総合的な教育相談体制の構築などにより、この2年間で不登校児童・生徒の一人一人の状況に即した支援の充実に取り組んでいきます。

>> 現状と課題

いじめや不登校の問題は学校生活における最重要課題の一つです。いじめはどの学校、どの子どもにも起こり得るものであり、迅速に対処することが重要です。また、不登校支援においては、児童・生徒の社会的な自立に向け、一人一人の状況に即した適切な支援につなげていくことが重要です。

【いじめ防止対策について】

いじめ防止に向けた取組みとして、いじめ防止対策推進法に基づいて策定した「いじめ防止基本方針」を踏まえ、教育委員会と学校が連携し、教員研修やいじめ防止に関する授業や子どもたちへのアンケート調査の実施、いじめ防止対策連絡会の設置、いじめ防止に向けた手引きの全教員への配付等、いじめ防止に向けた取組みを進めています。令和3年度には、「世田谷区いじめ対策方針検討委員会」を設置し、「いじめ防止基本方針」の改定に取り組みました。また、心理や法律、教育の専門家で構成した教育支援チームでは、学校だけでは対応が難しい課題について、未然防止や早期発見、発生後の適切な対応に向けて学校への助言・支援を行っています。そのほかにも、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」と連携しながら取組み、学校への助言・支援につなげています。

【不登校支援について】

不登校支援では、平成30年度から令和3年度までの4年間にわたる「世田谷区不登校対策アクションプラン」に基づき、ほっとスクールの整備やスクールソーシャルワーカーの増員など、不登校支援にかかる取組みを推進し、児童・生徒に対する相談・支援体制の充実に取り組んできました。

児童・生徒が自らの多様性や個性を生かして進路を主体的に捉え、社会的な自立につながるよう、それぞれの状況に即した多様な学習支援や居場所の充実を図る必要があります。

また、児童・生徒や保護者が抱える課題が多様化、複雑化していることから、教育に関する様々な相談に対応できる総合的な相談体制の構築が必要です。

>> 2年間の取組みの方向

【いじめ防止対策について】

いじめの未然防止や早期発見及び深刻化防止のため、家庭への支援を含めた適切な対応を図るとともに、子どもの人権擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」との一層の連携を進めるなど、学校内外の教育相談機能を充実します。

また、いじめ防止に関する取組みを各学校が確実に行うとともに、教育委員会からの支援・助言などを通して、いじめ防止等の総合的推進に継続的に取り組んでいきます。令和4年4月には教育委員会内に、第三者委員で構成される「世田谷区いじめ問題対策専門委員会」を設置し、学校や教育委員会のいじめの対応のあり方にも広くご意見をいただくき、対応の強化を図るとともに、重大事態についても迅速に調査を行ってまいります。

【不登校支援について】

不登校支援については、「第2次世田谷区不登校支援アクションプラン」に基づき、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、社会的な自立につなげる支援を行うため、教育総合センターにおいて不登校支援の推進を図り、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの充実、ICTを活用した多様な学習支援や居場所の確保、教育に関する総合的な相談体制の構築に取組み、児童・生徒一人一人の状況に応じた多様な支援策を展開してまいります。

令和4～5年度の取組み

取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○早期発見・未然防止を含めたいじめ問題への総合的・組織的な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の学校生活意欲等に関する調査の区立小・中学校全校実施 ・各小・中学校でのいじめ防止対策プログラム、いじめ防止プログラムの効果的な実施 ○教育支援グループ¹⁹によるいじめへの対応 <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援グループ等によるいじめへの対応の検証・改善 ・いじめへの対応の新たな手法の検討及び実践 ○学校内外の教育相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校内外の教育相談体制の充実による学校支援 ○教育に関する総合的な相談体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・総合教育相談窓口による相談の運用・検証 ・相談窓口のあり方の検討 ・情報共有システムの運用・検証、改善・運用 ○不登校支援の計画的な推進 <ul style="list-style-type: none"> ・不登校特例校（分教室型）の開設・運営 ・不登校特例校（学校型）への移行検討 ・ほっとスクールの定員拡充、整備検討 ・ICTを活用した多様な学びの場や居場所の検討、実践
-------	---

【教育指導課、教育相談・支援課】

¹⁹ 教育支援グループ：学校だけでは対応が難しい課題について、深刻化の未然防止、早期対応を図るために専門的な立場から助言・支援を行う、法律や精神医学・心理などの専門家で構成されている。

L7 教員が子どもとかかわる時間の拡充

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

新型コロナウイルス感染症の拡大やGIGAスクール構想の推進など、社会環境の変化、教育環境の変化に対応して、教員の働き方も変わってきています。このような状況の中で教員の働き方改革を一層推進し、子どもとかかわる時間を確保していくため、会議のオンライン化や各種調査の電子化、簡素化を図るとともに、中学校の部活動支援員配置など人的支援の充実などに、この2年間で重点的に取り組んでいきます。

>> 現状と課題

社会の変化が予測を超えて進展する中で、子どもを取り巻く環境も日々変化し、学校教育の現場は、複雑化・多様化する課題への対応を求められるなど、教員への負担が増えています。そのため、教員が担っている事務処理等への支援や学校の課題解決を支援する仕組みが必要です。

【ICTを活用した事務軽減】

これまで、校務処理の効率化・標準化を図り「校務支援システム」を導入するとともに、人事庶務や文書収受等の文書管理の各事務システムの活用及び給食費会計の公会計化等により、教員の負担軽減を図ってまいりましたが、今後も、さらに教員の働き方改革を踏まえた教員への支援が必要です。

【外部からの部活動支援】

部活動は、学校の教育課程外の教育活動として位置付けられている中で、顧問としての教員には、その運営にかかわることが大きな負担となっている場合があります。外部の部活動支援員を配置するなど、地域の協力を得ながら、教員の負担軽減を図り、部活動を安定的、継続的に運営する必要があります。

令和2年9月に国から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」が通知されるなど、国の動向を注視しながら、部活動のあり方を検討するとともに、部活動支援員制度²⁰の充実を図るための検討が必要です。

>> 2年間の取組みの方向

【教育課題に対する人的支援】

教員の働き方改革を推進するため、学校の課題解決を支援する教育支援グループによる更なる支援や、指導力向上サポート室による人的支援として、学校経営支援や副校長支援を学校のニーズに合わせ適宜行っていきます。

²⁰ 部活動支援員制度：区立中学校の部活動において、教員の負担軽減や部活動の安定的な運営を目的として、地域の方々に技術的な指導に関わってもらう制度。

【ICTを活用した事務軽減】

学校緊急連絡情報配信サービスシステム²¹を活用し、保護者への情報配信や欠席連絡受付の効率化・ペーパーレス化を進めます。

令和3年度に全校に配備したタブレット型情報端末及び高速通信ネットワークを活用し、学校間や教育委員会等との会議・打合せのオンライン化を進め、情報共有の効率化を図ります。また、学校に向けた各種調査・依頼等について、簡素化・電子化を推進し、校務事務の負担軽減などに向けた取り組みを行っています。

【外部からの部活動支援】

中学校部活動への人的支援等による教員の負担軽減や、部活動支援員制度の充実を図り、教員が子どもとかかわる時間を拡充します。

令和4～5年度の取組み

取組み内容	○指導力向上サポート室による人的支援や相談体制の構築による教員支援 ○部活動支援員制度の充実 ・部活動支援員の人材確保 ○教員の働き方改革の推進 ・各種調査、依頼等の簡素化、電子化の推進 ・会議、打合せのオンライン化の推進
-------	--

【教育研究・研修課、教育総務課、生涯学習・地域学校連携課】

²¹ 学校緊急連絡情報配信サービスシステム：登録した保護者へアプリや電子メールで学校等からの情報を配信できるサービス「すぐーる」のこと。

L8 教育総合センターを拠点とした質の高い教育の推進

>> リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）

社会の急速な変化にも対応できるたくましい子どもたちを育てていくためには、一人一人の資質・能力の育成を図ることが必要です。令和3年12月に開設した教育総合センターを拠点として、各学校における「せたがや探究的な学び」の展開や、ICTを活用した学びの推進など、教育の質的転換を支えつつ、地域・大学との連携を一層深めながら、研究機能の充実など、重点的に取り組む必要があります。

>> 現状と課題

これからの予測困難な時代を生きる子どもたちに、いかに社会が変化しようとも主体的にその変化に向き合い一人一人が自分の可能性を信じ、夢や希望を持ちたくましく生きてほしいと考えます。子どもたち一人一人が未来の創り手となるためには、「講義を中心とした教育」から「子どもの主体性を重視した、課題解決型の協働的な学び（探究的な学習）」へと教育の質的転換が求められています。また、障害のある子どもや、医療的ケアを受けながら日常生活を送る子どもなど、児童・生徒の状態は複雑化・多様化しており、学校組織や教職員だけでは対応することが難しくなっています。また、不登校の子どもに対しては、これまで児童・生徒の個々の状況に応じたきめ細やかな支援を行ってきましたが、個々の状況に応じた多様な居場所の確保や継続的な支援など更なる取組みが求められています。さらに、乳幼児期にはぐくみたい力として、人間がもつ創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力等の「非認知的能力」が、これからの社会を生き抜くために必要な力として重要となってきました。また、地域と学校が認識を共有して更なる連携の強化を図るために、地域の事情や状況変化に応じた支援を行う必要があります。

令和3年12月に開設した教育総合センターでは、こうした課題へ適切に対応するため、施設の特長や機能を生かし、効果的に教員等の育成や学校支援、子ども・保護者支援、地域社会との連携を進めていく必要があります。

>> 2年間の取組みの方向

教育総合センターは、第2次世田谷区教育ビジョンの教育目標で示す人権教育の推進、育てたい子ども像、地域とともに子どもを育てる教育の推進等を踏まえ、予測困難な社会を生きる子どもたち一人一人が、社会の担い手として自らが課題に向き合い判断して行動し、それぞれが思い描く未来を実現できるよう、「キャリア・未来デザイン教育」の推進に向け、すべての子どもたちや学校全体を下支えします。

教育の質的転換に向けて、乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進を図り、「せたがや探究的な学び」の普及やその推進に向けた教員研修を実施するとともに、教員の研究支援や指導相談等を通じて、次世代の世田谷の教育を担う人材を育成していきます。

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、共に学び共に育つインクルーシブ教育の推進に向け、教員の専門性向上と人材育成、専門家チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害者理解教育の推進などに取り組みます。

また、教育総合センターを拠点とした不登校支援の一層の充実に向け、教育に関する総合的な相談体制を構築するとともに、不登校特例校の開設・運営やほっとスクールの整備検討、ICTを活用した多様な学習支援や居場所の確保等に取り組んでいきます。

さらに、乳幼児期の教育・保育の充実や発展を図るため、乳幼児期の教育・保育の基本的方向性等を示した「世田谷区教育・保育実践コンパス」の公私立幼稚園・保育所等での共有化や義務教育への円滑な接続、幼稚園教諭・保育士等の人材育成や運営支援に取り組みます。

また、地域や大学・企業等と連携した学校支援を進めるため、地域人材を集約・活用する仕組みの構築や大学・企業と学校とを橋渡しする支援に取り組みます。

令和4～5年度の取組み

取組み内容	<ul style="list-style-type: none"> ○研修・研究機能及び研究体制の整備・充実 ○ICTを活用した学びの推進 ○教職員の支援・人材育成の推進 ○指導力向上サポート室による人的支援や相談体制の構築による教員支援 ○通常の学級における人的支援の充実 ○特別支援学級における人的支援の充実 ○校（園）外から支援する体制の充実 ○就学前から卒業後までの切れ目のない支援 ○教職員の専門性の向上 ○特別支援学級等の整備・充実 ○障害者理解教育の推進 ○不登校支援の計画的な推進 ○教育に関する総合的な相談体制の構築 ○教育支援グループによるいじめへの対応 ○質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化及び研究活動の推進 ○乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続 ○教育総合センターにおける地域との連携の推進 ○学校業務をサポートするスタッフの人材確保の支援
-------	---

>> **リーディング事業に位置付けた理由（基本的な考え方）**

第2次教育ビジョンの基本方針の一つである「生涯を通じた学びの充実」の実現のためには、区民の生涯学習活動の基盤となる図書館サービスの充実が必要です。特に、図書館ネットワークの中核である中央図書館のマネジメント機能やレファレンスなどの区民の課題解決を支援する機能については、この2年間で重点的に強化に取り組んでいきます。

>> **現状と課題**

「第2次世田谷区立図書館ビジョン」(平成27年策定)の基本理念「知と学びと文化の情報拠点」の実現に向け、第1期・第2期行動計画を策定し、子どもの読書環境の整備やボランティアの育成、レファレンスの充実やパスファインダー発行などの課題解決支援のためのサービス拡充、様々なテーマの講演会などの交流事業、電子書籍サービスの導入などの施策を推進してきました。また図書館ネットワークの構築・整備として、ネットワークの中核となる中央図書館機能拡充の検討やICタグの導入、図書館カウンターの設置を進めるとともに、専門性と効率性を両立した図書館運営を行うため、民間活用を検討・実施してきました。

多様化する区民ニーズに対応し、図書館サービスの充実と効率的な図書館運営を図るために、各図書館における特色化や地域との連携、職員育成、管理運営・サービス内容の検証などを計画的に実施し、魅力ある図書館づくりに向けて、公立図書館として持続可能な安定した図書館運営・サービス提供を推進していく必要があります。

>> **2年間の取組みの方向**

魅力ある図書館づくりに向けて、重点的に推進する4つの重点プロジェクトと、SDGsの支援「誰ひとり取り残さない」を視点として定めた「第2次世田谷区立図書館ビジョン・第3期行動計画」に基づき、「知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造」の実現に取り組めます。また、「世田谷区立図書館運営体制あり方検討委員会報告書」を踏まえた、中央図書館のマネジメント機能強化、民間活用、(仮称)図書館運営協議会の設置・運営の3つの柱の取組みを着実に進め、区立図書館全体のサービスの一層の向上を目指します。

令和4～5年度の取組み

取組み内容	<ul style="list-style-type: none">○中央図書館の機能拡充<ul style="list-style-type: none">・機能拡充に向けた検討○中央図書館のマネジメント機能の強化<ul style="list-style-type: none">・人材確保と組織体制の整備○レファレンスの充実と利用促進<ul style="list-style-type: none">・職員のレファレンス能力の向上（研修の充実）○職員の人材育成<ul style="list-style-type: none">・人材育成計画の運用、推進○民間活用<ul style="list-style-type: none">・地域図書館への指定管理者制度のモデル的導入○図書館運営への区民参画の検討・実施<ul style="list-style-type: none">・（仮称）図書館運営協議会の設置、運営○I C タグ及び関連機器の導入・運用<ul style="list-style-type: none">・自動貸出機の活用方策の検討○行政資料の網羅的収集<ul style="list-style-type: none">・網羅的収集方法の検討、収集の充実
-------	---

【中央図書館】

第5節 取組み項目（個別の取組み）・年次計画

1 地域との連携・協働による教育

1 - 1 地域が参画する学校づくり

>>現状と課題

学校運営委員会は、現在では区立小・中学校全校に設置し、学校は「地域運営学校」として学校運営を行っています。制度導入から15年以上経過し、これまでの運営の現状を踏まえ、制度の検証及び見直しを行い、より地域と学校と連携した教育活動を行うため、継続的・安定的に「学校の応援団」として位置付ける体制を整える必要があります。

また、学校支援地域本部は、学校支援コーディネーターが地域のボランティアと調整することで学校からの依頼や学校運営委員会で協議した教育活動を支援・実施するしくみとして平成27年度から導入を開始し、令和3年度からは全校に導入されました。これからは、各学校における教育活動の支援内容がより充実したものとなるよう、各学校支援地域本部の取組み事例や活動の中で培ったノウハウを学校の枠を超えて共有できる環境づくりが重要となります。

さらに、学校協議会は、それぞれの学校を中心とした地域特性にあわせ、構成員や開催頻度が異なっている現状があることから、各学校協議会の現状を把握しつつ、地域への情報共有の場としての位置付けを地域に周知していくことが必要です。

>>取組みの方向

「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の3つのしくみが有機的に機能できるよう支援を進めていきます。

あわせて、学校を地域で支えるしくみが効率的かつ効果的に機能するよう、学校と地域が円滑に連携できる体制についての検討を進めていきます。

>>将来につながる姿

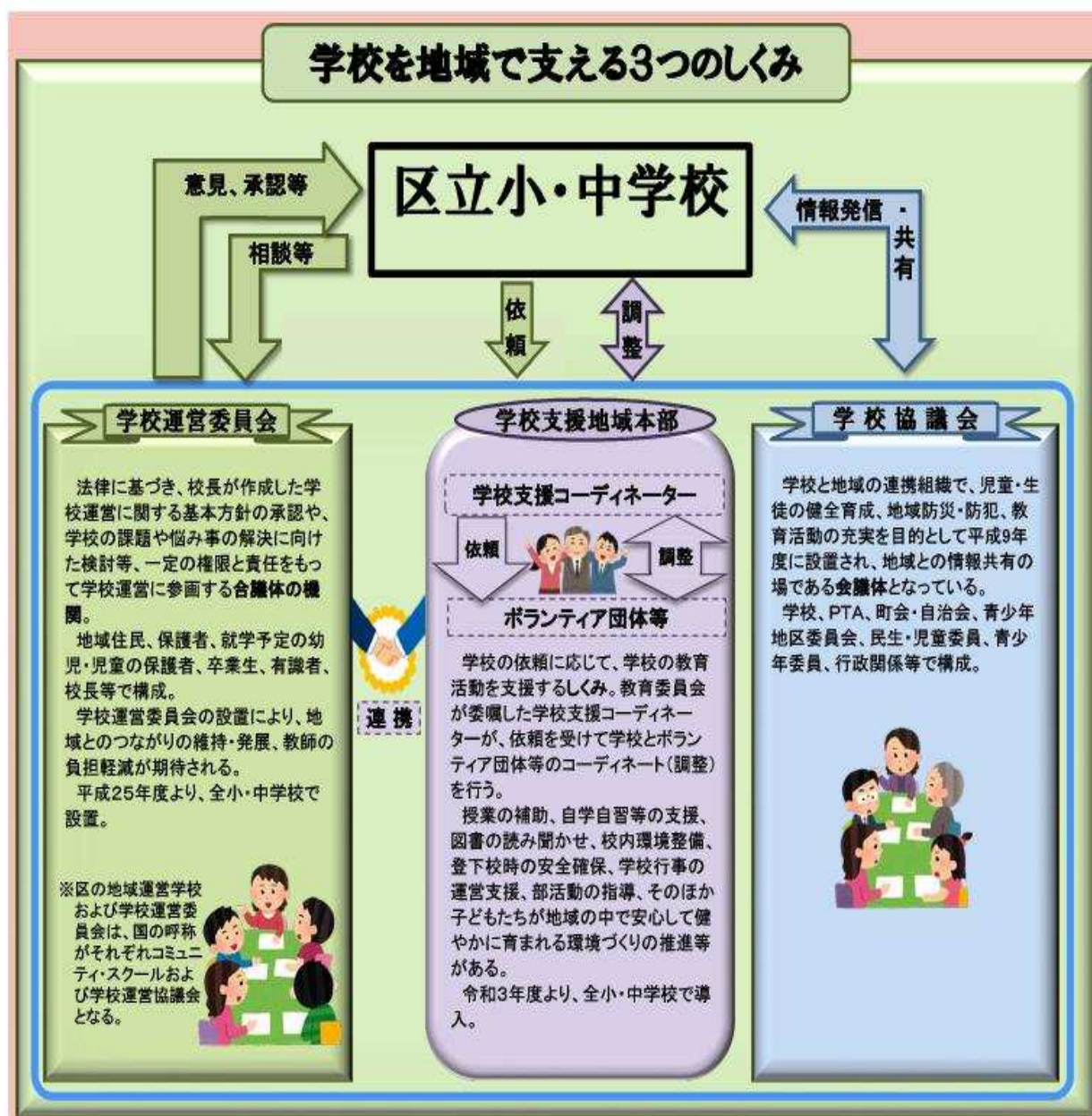
「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみが、各小・中学校のスタンダードとして確立しています。地域と学校の連携がより一層図られ、地域全体が継続的に安定的に学校を支え、地域とともに子どもを育てる教育が進んでいます。

1 - 1 - 学校を地域で支える3つのしくみの充実

「学校運営委員会」、「学校支援地域本部」、「学校協議会」の学校を地域で支える3つのしくみについて、地域とともに子どもを育てる教育をさらに推進するため、学校と地域の連携を一層充実させるとともに、全校で導入された学校支援地域本部の活動の充実を図り、地域で継続的に安定的に学校を支える体制づくりを進めます。

令和4～5年度 の取組み	学校を地域で継続的・安定的に支えるしくみの改善・推進 (リーディング1)
-----------------	---

【生涯学習・地域・学校連携課】



1 - 2 地域コミュニティの核となる学校づくり

>>現状と課題

区立小・中学校では、学校施設の地域利用の観点から、児童の安全な「遊び場」として校庭を開放する遊び場開放事業、新BOP事業（放課後子どもプラン事業）、地域の文化・スポーツ団体による学校施設の活用を拡大しています。

このうち、新BOP事業においては、登録児童数の増加や保護者の働き方の変容等により、狭隘化、大規模化、多様化する子ども・保護者の要望への対応が急務となっています。総合型地域スポーツ・文化クラブについては、学校を主な活動拠点としたスポーツや文化活動を通じて、様々な世代が集う地域コミュニティの場になっています。また、地域の防災訓練や学校施設を利用した地域行事など、各学校において、地域と連携した活動や取組みを行っています。

今後とも、学校は、地域スポーツや文化活動、地域防災や地域行事など、学校・家庭・地域の連携・協働による取組みを一層充実し、地域コミュニティの核としての学校づくりが求められています。

P T A 活動においては、学校教育の充実、家庭教育力の向上、子どもの健全育成に向けて活動していますが、自主的な活動が活性化するように、各P T Aの連合体との連携や研修会の充実などの支援が求められています。

また、区立学校には多様な個性が集うとともに様々な地域特性があり、各学校では、学校と地域が連携しながら特色のある取組みを行うなど、地域とともに子どもを育てる教育を推進しています。今後、質の高い教育の一層の推進に向けて、小学校から中学校を通して区立学校の魅力向上に努める必要があります。

>>取組みの方向

学校において地域の事情に応じた学校施設の地域利用を推進し、学校を拠点とした多様な地域活動を支援していきます。また幼稚園、小・中学校P T A連合体と連携・協力し、各P T Aの実情にあった研修会の充実を支援していきます。こうした活動を通して、学校・家庭・地域が一層連携し学校を拠点とした地域のコミュニティを活性化していきます。

また、区立学校では、多様な個性を尊重する特色ある取組みを推進し、魅力ある学校づくりを目指すとともに、ホームページや広報紙で広く区民等へ情報発信を行い、区立学校への理解促進を図ります。

>>将来につながる姿

学校と地域が連携し、学校単位の地域活動による学校施設利用の拡大が進み、学校が核となって、様々な活動・取組みを通して、学校・家庭・地域の連携が進み、地域のコミュニティが活性化しています。

幼稚園、小・中学校のP T Aへの支援の充実により、効率的な研修や交流事業

を行います。

区立学校の魅力が地域や保護者に理解され、地域とともに子どもを育てる教育が一層推進されています。

1 - 2 - 学校施設の活用

地域の事情に応じた学校施設の地域活動の利用の拡充を図り、地域の防災訓練や学校施設を利用した地域行事の実施など、学校を拠点とした多様な地域活動を支援し、地域コミュニティの活性化を図っていきます。また、新BOP事業における狭隘化等の改善に区長部局と連携して取り組んでいきます。

令和4～5年度の 取組み	○学校施設の活用 ○新BOP事業における狭隘化等の改善
-----------------	--------------------------------

【生涯学習・地域学校連携課】

1 - 2 - PTA活動への支援

PTA活動においては、PTAの自主性を尊重し、活動が一層活性化するように、幼稚園、小・中学校のPTA連合体との連携を図り、保護者同士・教職員と円滑にコミュニケーションが図れるように研修の実施や交流事業等の支援を充実していきます。

令和4～5年度の 取組み	○PTA活動支援の実施
-----------------	-------------

【生涯学習・地域学校連携課】

1 - 2 - 総合型地域スポーツ・文化クラブによるスポーツ・文化活動の促進

学校を拠点とした総合型地域スポーツ・文化クラブの設立及び支援を行うことにより、地域の自主的な活動を促進し、地域スポーツや文化活動の発展及び地域の活性化を図っていきます。

令和4～5年度の 取組み	○総合型地域スポーツ・文化クラブの拡充及び活動支援 (新規設立1箇所)(リーディング1)
-----------------	---

【生涯学習・地域学校連携課】

1 - 2 - 区立学校の魅力アップ

区立学校の取組みに対する区民等への理解促進のため、区立学校ならではの特色ある取組みや情報発信を図り、地域とともに子どもを育てる教育を推進していきます。

令和4～5年度の 取組み	○特色ある学校づくり事業の全校実施(多様な価値観の尊重) ○区立学校の情報発信(教育広報紙の年3回発行、学校のホームページによる情報発信の充実)
-----------------	---

【教育指導課、教育総務課】

1 - 3 地域教育力の活用

>>現状と課題

区内大学と教育委員会の連携による小・中学校への学生派遣事業、リカレント学習連携講座の開設と大学公開講座情報誌の発行、インターネットを利用したせたがや e カレッジの開設運営などの取組みを進めてきました。今後は、学生派遣事業を充実させるとともに、大学等との連携・協力による地域課題解決型の社会教育事業の充実が必要です。

また、部活動支援員や学生ボランティア、学校支援地域本部のボランティア、ゲストティーチャーなど学校教育活動にかかる地域人材の確保を学校だけで行うことは難しい現状があります。さらに、多様な体験学習、学校における教育研究の場等においても、大学や企業等との連携は不可欠です。

区内大学や企業等との連携において、双方の目的に即した関係の構築や学校教育活動における適材適所の人材確保等が課題となっています。また、各学校と大学・企業等との連携を統括する仕組みづくりが必要です。

>>取組みの方向

従来の大学公開講座のさらなる周知など、区民の生涯学習の機会を充実させるとともに、多様な地域課題に対応した社会貢献事業やボランティア育成事業などの充実に取り組みます。

また、学生ボランティア派遣事業については、各大学への事業の説明やニーズ把握を行い、マッチングを意識した取組みを行います。

さらに、部活動支援員、学校支援地域本部のボランティアや子どもの学びの支援等の人材確保については、大学と連携して取り組むなど、教育総合センターの機能の一つとして取り組みます。

>>将来につながる姿

区内大学等と教育委員会が連携して社会貢献や、ボランティア活動を推進するための仕組みや、教育総合センターにおいて、教育活動に必要な地域人材について確保できる仕組みを確立し、多様な教育活動の充実が図っていきます。

1 - 3 - 大学等との連携の充実

区内大学等との連携・協力による多様な地域課題に対応した社会貢献事業やボランティア育成事業を実施し、区民の生涯学習機会の充実を図るとともに、子ども達の多様な学習機会や学校における教育活動の充実を図ります。

また、教育総合センター事業等へ大学・民間企業・区民等の参加・参画を促し、学校との連携に繋がります。

令和4～5年度の 取組み	○社会貢献事業やボランティア育成事業の実施 ○児童・生徒を支援する学生の小・中学校への受け入れを拡充するための手法等についての大学との連携 ○教育総合センターにおける地域との連携の推進（地域連携事業の試行・検証し、実施）（リーディング8）
-----------------	---

【生涯学習・地域学校連携課、乳幼児教育・保育支援課】

1 - 3 - 地域人材の活用・確保に向けた取組みの推進

学校業務をサポートするスタッフなど、学校等が必要とする様々な分野の人材確保や人材情報の提供、採用事務等を教育総合センターで集約するとともに、（一財）東京学校支援機構などの既存の仕組みも活用しながら、事務の効率化と学校の負担軽減を図り、地域人材の活用による学校支援を行います。

令和4～5年度の 取組み	○学校業務をサポートするスタッフの人材確保の支援（リーディング1、8） ○スタッフ情報の一括管理・紹介する新たな仕組みの検討（リーディング1） ○新たな手法を加えたスタッフ情報の一括管理・紹介する仕組みの充実（リーディング1） ○学校に配置するスタッフ採用事務の検証・改善（リーディング1）
-----------------	--

【生涯学習・地域学校連携課、乳幼児教育・保育支援課】

2 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（家庭教育支援・乳幼児教育）

2 - 1 家庭教育への支援

>>現状と課題

これまで、区立学校のPTA活動等と連携し、家庭教育に関する学習機会の提供や情報交換など家庭教育の充実に向けた取組みを進めてきました。

家庭をめぐる社会的状況が大きく変化している中、それぞれの家庭の努力だけでは解決できないことが増えています。そのため、学校、PTAだけでなく、地域が家庭教育を見守り、支える取組みや社会と関わるのが困難な家庭への支援等を検討する必要があります。また、区長部局と教育委員会の連携を一層強化し、家庭教育への支援を効果的に進めていくことが必要です。

今後は、保護者ニーズや社会状況の変化を敏感に捉え、どのような家庭環境におかれていても多くの保護者が学べる機会の提供や情報発信を行うとともに、相談体制の充実を図るなど、家庭の教育力向上の支援の強化が求められます。

>>取組みの方向

教育委員会と区長部局がそれぞれの役割の元で相互に連携を図りながら、家庭教育の支援に関連する取組みや家庭教育学級の実績をデータベース化し、区のホームページ等で広く情報発信していくとともに、家庭教育学級のオンライン開催についてより一層支援していきます。

また、要配慮児童の保護者を対象にペアレントトレーニングに必要な情報発信と関係所管と連携した事業の検討を進めていきます。

さらに、家庭の教育力・養育力の向上に向け、外部人材を活用した相談機能及び家庭教育支援につながる情報発信についての体制整備を行うなど、家庭の教育力向上の支援を充実していきます。

>>将来につながる姿

家庭の教育力向上に向けて、保護者の学びへの支援や家庭教育の啓発と必要な情報提供が行われているとともに、家庭教育学級のオンライン開催など、多くの保護者の参加促進に向けた支援が行われています。

2 - 1 - 家庭教育への支援

家庭の教育力向上のために、保護者同士や地域の連携などを通して保護者の孤立を防ぐとともに、多くの保護者が学習できる機会を提供できるよう、オンライン開催も含め、家庭教育学級の充実を図ります。また、前年度の実績をデータベース化し、区のホームページ等で広く情報発信していきます。

令和4～5年度 の 取組み	○家庭教育の支援実施 ・家庭教育学級の充実 ・要配慮児童支援に係る親支援事業（ペアレントトレーニング）の情報発信及び関係所管との連携事業の検討・試行
---------------------	--

【生涯学習・地域学校連携課】

2 - 1 - 家庭の教育力向上の支援

家庭の教育力・養育力の向上に向けて、外部人材を活用し、家庭教育・子育て支援等に関する相談対応を実施するとともに、乳幼児期の教育・保育に関する情報発信等に取り組みます。

令和4～5年度 の 取組み	○家庭の教育力向上等に向けた支援の強化 【令和4年度】 ・外部人材を活用した相談対応の実施 ・講演会・ワークショップ等を活用した情報発信と実施と検証 【令和5年度】 ・相談体制の充実と相談手法の工夫に向けた検討・試行 ・家庭教育の支援のための効果的な情報発信手法の開発・試行
---------------------	---

【乳幼児教育・保育支援課、教育相談・支援課】

2 - 2 乳幼児教育・保育の充実

>>現状と課題

近年、人間の創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力、我慢する力等の非認知的能力がこれからの社会を生き抜くために必要な力として重要視されています。非認知的能力が最も伸びる時期は乳幼児期だと言われており、乳幼児期の教育・保育に求められる役割は大きなものとなっています。

平成30年度から現行の幼稚園教育要領や保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（以下「幼稚園教育要領等」という。）が施行され、「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」等について共通化が図られました。

幼稚園、保育所、認定こども園（以下「幼稚園・保育所等」という。）は、子どもたちが遊びや生活といった体験を通して、これからの変化の激しい社会の担い手としての基礎を培うことが求められています。

区としては、こうした現状を踏まえ、「世田谷区幼児教育・保育推進ビジョン」等に基づき、子どもたちが乳幼児期にふさわしい生活を送る中でこれからの社会を生き抜く力の基礎を身に付けることができる機会・環境の創出や、保育者の専門性及び指導力の向上、公私立、幼稚園・保育所等の枠を超えた連携の促進及び乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育の円滑な接続の実現等に取り組み、区全体の乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ることが必要とされています。

>>取組みの方向

教育総合センターの機能の一つとして設置された乳幼児教育支援センターが、区の乳幼児期の教育・保育の推進拠点の役割を担います。乳幼児教育支援センターでは、幼稚園教育要領等を踏まえて作成した乳幼児期の教育・保育の基本的方向性やスタンスを示す「世田谷区教育・保育実践コンパス」について、研修等を通じた共有化の促進や、実践結果を踏まえた質の高い教育・保育に関する研究に取り組みます。

また、子どもたちが、外遊びや文化・芸術など様々な体験を通して、これからの社会を生き抜く力の基礎を身に付けることのできる環境づくりを進めます。

さらに、幼稚園教諭・保育士に共通の研修体系による各種研修の実施や、乳幼児教育アドバイザー及び幼児教育環境支援専門員（アトリエリスタ）²²の派遣などにより、教育・保育の現場を支援し、質の高い乳幼児期の教育・保育を提供できる体制の構築を目指すとともに、「キャリア・未来デザイン教育」を推進し、「学び舎」の仕組みの活用等により、幼稚園・保育所等と区立小・中学校との連携及び公私立を超えた幼稚園・保育所等相互の連携の促進と、乳幼児期の教育・保育と小学校以降の教育との円滑な接続を図ります。

²² アトリエリスタ：芸術や音楽などを専門に子どもたちに教える専門員

>>将来につながる姿

乳幼児教育支援センターを中心として区内の公私立幼稚園・保育所等の交流・連携が進み、乳幼児期の教育・保育の基本的な方向性やスタンスが共有され、区内の子どもたちがそれぞれの施設の特色を生かした質の高い教育・保育を受けることができるようになっていきます。

また、子どもたちが様々な体験を通して、人間の持つ創造性や感性、自己肯定感、粘り強くやり抜く力など、これからの変化の激しい社会の担い手となるための基礎を培うことのできる環境の整備が進んでいます。

「学び舎」のつながりなどを活用しながら、区立小学校及び公私立幼稚園・保育所等の交流・連携が促進され、子どもたちが乳幼児期にはぐくまれた資質・能力をさらに伸ばし、充実した学校生活を送ることができるように、乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続の実現が図られています。

2 - 2 - 世田谷の特色をいかした教育・保育の推進

幼児が遊びや生活の中で経験したことや考えたことを自分なりの言葉で表現する意欲や力を養い、相手の話す言葉を聞こうとする態度を育てるために、世田谷区がこれまで取り組んできた「ことばの力」の育成に向けて、世田谷区の特色を活かした取組みを進めます。

令和4～5年度の取組み	○「ことばの力」の育成の取組み（教科「日本語」との関連）
-------------	------------------------------

【乳幼児教育・保育支援課、教育指導課】

2 - 2 - 乳幼児教育支援センター機能の充実

区の乳幼児期の教育・保育の基本的方向性及びスタンスを示す「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化の促進や、実践結果を踏まえた質の高い教育・保育に関する研究に取り組めます。また、子どもたちが、様々な体験を通して、これからの社会を生き抜く力の基礎を身に付けることのできる環境づくりを行うなど、乳幼児期の教育・保育の推進拠点である乳幼児教育支援センター機能の充実に図ります。

令和4～5年度の取組み	<p>○質の高い乳幼児期の教育・保育の実践に向けた「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化及び研究活動の推進（リーディング2、8）</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の教育・保育の基本的方向性・スタンスを示す「世田谷区教育・保育実践コンパス」の共有化の促進及び効果的な実践に向けた研究
-------------	--

	<p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「世田谷区教育・保育実践コンパス」の評価・検証及び実践結果を踏まえた新たな教育・保育の内容・手法の研究 <p>○体験を通して子どもの資質・能力を伸ばす教育・保育環境の構築</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体験を通して子どもの資質を伸ばす教育・保育環境の構築 ・文化・芸術体験事業の拡充 ・体験的遊びを中心としたICT教材の有効活用の試行 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外遊びを大切にした体験型教育・保育の研究 ・文化・芸術体験事業の検証及び検証結果に基づく取り組み ・試行結果を踏まえた効果的なICT活用手法の検討及び試行 <p>○乳幼児期における教育・保育の理解促進（乳幼児教育・保育メッセの実施）</p>
--	---

【乳幼児教育・保育支援課】

2 - 2 - 保育者等の資質及び専門性の向上

子どもたちが日常の多くの時間を共に過ごす保育者等の専門性や指導力の向上に向けて、幼稚園教諭・保育士に共通の研修体系による各種研修を実施します。また、幼稚園・保育所等へ乳幼児教育アドバイザーや幼児教育環境支援専門員（アトリエリスタ）などの専門人材を派遣し、乳幼児期の教育・保育の現場を支援します。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<p>○幼稚園教諭・保育士等の人材育成や運営の支援</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教諭・保育士に共通の研修体系による研修の実施 ・専門人材の派遣による支援及び検証 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな研修体系・内容の研究・試行 ・検証結果を踏まえた支援体制の改善
-------------------------	--

【乳幼児教育・保育支援課、教育指導課、教育研究・研修課】

2 - 2 - ④ 幼稚園・保育所（施設）・認定こども園・小学校の連携

幼稚園・保育所等における自発的な活動としての「遊び」や「日常生活における体験」を通じた教育から小学校以降の教科中心の教育へ円滑に接続し、乳幼児期にはぐくまれてきた子どもたちの資質・能力をさらに伸ばしていくため、「学び舎」の仕組みの活用等により、公私立幼稚園・保育所・認定こども園と区立小・中学校との連携の促進を図ります。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<p>○乳幼児期の教育・保育と義務教育との円滑な接続（リーディング2、8）</p> <p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公私立幼稚園・保育所等と区立小・中学校との連携の促進 ・乳幼児期の教育・保育の基本的方向性・スタンスを示す「世田谷区教育・保育実践コンパス」及びアプローチ・スタートカリキュラムの共有化の促進 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公私立幼稚園・保育所等と区立小・中学校との連携による取組みの推進 ・「世田谷区教育・保育実践コンパス」及びアプローチ・スタートカリキュラムの実践結果を踏まえた円滑な接続のための教育・保育手法の研究
-------------------------	--

【乳幼児教育・保育支援課、教育指導課】

2 - 2 - ⑤ 幼保一体化の推進

幼稚園や保育所などの施設に対する利用者ニーズの多様化などに柔軟かつ適切に対応していくため、幼保一体化の推進を図ります。区立幼稚園について、用途、運営形態など今後のあり方を検討し、区立幼稚園用途転換等計画の見直しを行います。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<p>○区立幼稚園用途転換等計画の見直し</p>
-------------------------	--------------------------

【乳幼児教育・保育支援課】

3 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学習内容）

3 - 1 豊かな人間性の育成

>> 現状と課題

学習指導要領の改訂に伴い、「特別の教科 道徳」が新たに教科として位置付けられたことを踏まえ、「世田谷区教育要領」を改訂するとともに、「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を学ぶことはすべての教育活動に通じることから、道徳教育センター校の指定・実践や各種研修等、様々な機会を捉え、道徳教育・人権教育の推進と教員の資質向上を図ってきました。また、児童・生徒に、市民として、よりよい生活習慣や規範意識を身に付けさせるために、「あいさつ」や「思いやり」などのテーマについて、児童・生徒が自ら考え、行動し振り返る取組みとして「人格の完成を目指して」を継続して、学校・家庭・地域が連携して実施してきました。

これらの取組みに加え、平成30年3月に制定した「世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」等を踏まえた、道徳教育・人権教育の更なる充実を図っていくことが必要です。

また、令和2年度より現行の学習指導要領に基づく教育がスタートし、これまでの「世田谷9年教育」の取組みを継承しつつ、新しい時代を見据えた、「キャリア・未来デザイン教育」の取組みを一層推進し、定着を図ります。

>>取組みの方向

社会の変化が激しい中で、これからの社会を生きる子どもたちが、学ぶことと人生や社会とのつながりを実感しながら、自分の可能性を信じ主体的に進むために必要な資質・能力を育てていくことが必要です。子どもたち自らが課題に向き合い、判断して行動し、それぞれが思い描く『未来』を実現していけるよう、「キャリア・未来デザイン教育」を推進していきます。

「特別の教科 道徳」を中心とした道徳教育や教育活動全体を通じた人権教育の推進に向けて、引き続き、教員研修を実施するとともに、「人格の完成を目指して」等のこれまでの取組みを継続しつつ、事業見直しによる実施方法のあり方等を検証しながら、豊かな人間性の育成に向けた取組みの充実を図ります。

>>将来につながる姿

「キャリア・未来デザイン教育」を推進することで、児童・生徒が自身の成長を実感しながら将来への期待や自己肯定感を高めます。

また、児童・生徒の「豊かな人間性」をはぐくむために、多様性が認められ、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるよう全教育活動を通じた道徳教育、人権教育を推進します。

児童・生徒があらゆる生命と人権を尊重するとともに、他者への思いやりや自己肯定感、ものごとを成し遂げる力がはぐくまれ、多様な立場の者が協働的に議論し、納得した解決策を生み出すことができる資質と能力の育成が図られています。

3 - 1 - 「キャリア・未来デザイン教育」の推進

幼児期から、遊びを中心とした生活や地域の関わりを通して、体験を重ね、自発的・自主的な活動を促す「キャリア・未来デザイン教育」を推進します。

小・中学校では、様々な活動を振り返り、積み重ねていく「キャリア・パスポート」を活用し、自身の成長を実感しながら、将来への期待を高め、自己肯定感やチャレンジする力を高めていきます。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○各学校におけるキャリア・パスポートの内容の検討・実施 ○研究指定校における推進及び発表 ○キャリア教育研修等の実施 ○職場体験等の推進
-----------------	---

【教育指導課】

3 - 1 - 人権教育の推進

児童・生徒に、何物にも代えがたい「人権」や「生命」を尊び、重んじる精神を実感させ、情操と感性を高め、多様性を認め合い、人権を尊重する姿勢をはぐくむため、人権教育を推進します。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重教育推進校の取組みの推進(リーディング2) ○多文化共生等の理解促進に向けた人権教育研修等の実施(リーディング2) ○「性の多様性理解」や「国籍等の異なる人々への偏見・差別の解消」などの人権課題の取組み、全校実施(リーディング2)
-----------------	--

【教育指導課、教育研究・研修課】

3 - 1 - 道徳教育の充実

児童・生徒に人として生きる上で大切な人間性・道徳性をはぐくむとともに、社会の構成員としての自覚や社会生活を送るうえで必要な規範意識や生活習慣を身に付けさせます。また、引き続き「特別の教科 道徳」の教員の指導力向上を図るとともに、道徳科を中心とした道徳教育を推進していきます。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育研修の実施 ○道徳授業地区公開講座の実施 ○「人格の完成を目指して」の取組み
-----------------	---

【教育指導課、教育研究・研修課】

3 - 2 豊かな知力の育成

>>現状と課題

学習指導要領を基盤としながら、世田谷区独自の「世田谷区教育要領」に基づく活動を全校で実施し、引き続き質の高い教育の実現を目指し取り組んでいます。

児童・生徒の基礎・基本の定着を目指すために、「学習習得確認調査」を実施し、各学校・学び舎において、自らの教育活動を検証し、授業の改善・充実に向けた取組みを行うとともに、児童・生徒一人一人の学習状況や、その経年変化等を踏まえたきめ細やかな指導に取り組んできました。また、中学校3年生においては、習熟度別の学級編制による土曜講習会や、朝学習等、卒業後の進路の実現に向けて、実践的な学力を身に付けるための取組みを行い、中学校2年生においては、情報を読み取り表現する力の育成に向けて新聞を活用した朝学習(国語)を行いました。さらに、基礎的学力に支援を要する児童を対象とした小学校放課後学習支援や、少人数による学習、習熟度別学習等の少人数教育等、個に応じた学習支援の取組みを進めています。

今後ともこれまでの取組みを進め、基礎・基本の定着を目指すとともに、小学校放課後学習支援、授業や家庭学習に対する支援のICTの活用等を通して個に応じた学習支援を充実させていくことが必要です。

これまで、「世田谷ガリレオコンテスト」の実施やプログラミング教育等の取組みを通して理数教育の充実を図り、児童・生徒の科学や数学への興味や関心を高め、科学的・数学的素養の伸長を目指してきました。

今後は、さらに、児童・生徒が豊かな表現力をもって、自発的に創造的に問題解決に取り組む力を育めるよう、科学、技術、工学、芸術、数学の分野にわたるSTEAM(スチーム)教育を推進していく必要があります。

学校図書館については、「第2次世田谷区立図書館ビジョン」等を踏まえ、司書教諭または司書等の資格を有する者を確実に配置するなど、民間委託による運営体制への移行が完了するとともに、学校図書館機能の充実を図り、児童・生徒の読書活動の充実や教員の授業改善の支援を行ってきました。また、児童・生徒の読書力や情報を読み取り表現する力の育成に向けて、新聞を活用した朝学習(国語・教科「日本語」)、NIE²³など新聞を活用した教育や学校図書館の活用の取組み等を進めています。

児童・生徒の読書力の育成・読書活動の充実に向けて、学校図書館機能の充実を図るとともに、地域図書館との連携を一層推進していきます。

²³ NIE : Newspaper in Education の略。新聞を教材として学習して、情報の自己判断能力の向上等を図る

>>取組みの方向

これまでの「世田谷9年教育」の取組みを継承しつつ、新しい時代を見据えた、「キャリア・未来デザイン教育」の方針に基づいた取組みを進め、子どもたちが、多様な他者と共感・協働して、主体的に課題を解決していく「探究的な学び」を推進し、世田谷区独自の探究型カリキュラムを活用することにより、教育の質の転換を図ります。また、これまでの「学習習得確認調査」の分析等の充実や、土曜講習会、小学校放課後学習支援の全校実施等についても、引き続き児童・生徒の基礎・基本をはぐくむ取組みをさらに充実させるとともに、個に応じた指導の充実のため、小学校高学年における発展的学習を推進して、新学習指導要領を踏まえた改訂世田谷区教育要領の実施を進めていきます。

さらに、教科の学習等においてICT等を活用した、児童・生徒一人一人に対するきめ細やかな支援と習熟度等に応じた指導を充実させ、協働的な学びや個別最適な学びを目指した授業、その学習支援に向けたICTインフルエンサーの教員人材を育成します。

また、世田谷ガリレオコンテスト²⁴や、プログラミング教育等STEAM教育の推進など、英語・理数教育の充実に向けた取組みを進めます。

さらに、区立全小・中学校へ配置した学校図書館司書による学校図書館の質の向上に向けた取組みを進めるとともに、引き続き朝学習（国語・教科「日本語」）やNIEの取組みなどにより児童・生徒の読書力や情報を読み取り表現する力の育成を図っていきます。

>>将来につながる姿

STEAM教育の推進や子どもたちが主体的に課題解決に取り組む世田谷区独自の探究型カリキュラムにより、教育の質の転換が図られています。

ICTインフルエンサーの教員人材を育成し、取組みを充実させていくことで、各学校においてICTを活用した個別最適な学びが推進され、児童・生徒の確かな学力の定着が図られています。

学校図書館が、児童・生徒の読書活動の充実や教員の授業改善に有効に活用されるとともに、新聞を活用した教育等の取組みを通して児童・生徒の読書力等の育成が図られています。

3 - 2 - 世田谷区教育要領に基づいた教育の推進

学習指導要領を踏まえつつ、世田谷区の児童・生徒が義務教育9年間で学習する各教科等の目標・内容を定めた「世田谷区教育要領」に基づき、質の高い教育の実現を目指します。また、「キャリア・未来デザイン教育」の一つである、「探究的な学び」を大切に、子どもたちが、主体的に課題を解決していくなど、世田谷区独自の探究型カリキュラムを活用し、教育の質の転換を図ります。

²⁴ 世田谷ガリレオコンテスト：区立中学校の生徒を対象に、実験や観察をもとに考え、発表することで、自然科学や科学技術の興味や関心をねらいとして、平成22年度から実施

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○世田谷区教育要領の確実な実施 ○学習習得確認調査の実施及び調査結果の活用 ○せたがや探究的な学びの推進
-----------------	--

【教育指導課】

3 - 2 - STEAM 教育の推進

新学習指導要領では、プログラミング教育が必修になるなど、科学・技術・工学・数学分野の知識や技能の習得が求められています。児童・生徒の自然科学・科学技術や数学への興味や関心を高めるだけでなく、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくために、教科横断的な学習に取組みSTEAM教育を推進していきます。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○STEAM教育の推進（リーディング2） ・STEAM教育推進のための研修の実施
-----------------	---

【教育研究・研修課、教育指導課】

3 - 2 - 読書力の育成・学校図書館機能の充実

学校図書館司書の配置による運営体制の改善から、学校図書館の機能をさらに充実させ、児童・生徒の読書活動の充実と読書力の育成を図ります。また、新聞を活用した朝学習（国語）やNIEの取組みなど、新聞を活用した教育等を進めていきます。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○読書力の育成・学校図書館の充実に向けた取組み ○新聞を活用した教育の推進 ○新聞を活用した朝学習の実施
-----------------	--

【教育指導課、中央図書館】

3 - 2 - 個に応じた学習支援

「キャリア・未来デザイン教育」を効果的に推進するため、少人数教育の推進や1人1台配置したタブレット型情報端末の活用により、個人の学習習得状況や身に付けている素養等を見極め、個に応じた、きめ細かい学習支援を充実させることで、個別最適な学びを実現し、児童・生徒への確かな学力の定着を図ります。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none"> ○少人数教育の推進 ○ICTを活用した個別最適化教育の推進 ○個別の学習目標に関して、モデル校において実践研究を行い、成果と課題を分析 ○教育研究の取組みでの発展的学習の推進
-----------------	--

【教育指導課、教育研究・研修課】

3 - 3 健やかな身体・たくましい心の育成

>>現状と課題

世田谷区教育要領に基づいた授業を推進し、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の体力テストの結果等を踏まえ、体育・保健体育の授業の充実に取り組むとともに、区内大学等と連携し取り組んできた成果等を活かしながら、各校の実態を踏まえ、児童・生徒の体力向上や健康教育を推進してきました。

令和2年度からは、これまでの成果を踏まえ、新たに教員の指導力向上を図ること、児童の更なる体力向上・健康推進を目指すことを目的として、大学の研究者と連携した「体育指導力向上研究協力校」等を指定して、「体力向上・健康推進に関する研究・検証」を実施しています。また教員研修では、速く走るためのトレーニング要素が振り付けられたリズムダンスを扱い、体力向上（走力向上）に取り組んでいるところです。今後も、従来の方針の成果を継承しつつ、体力や運動能力の向上に重点を置いた取り組みの構築を行っていく必要があります。

食育については、学校における食に関する指導、食を通じた異世代との交流や、せたがや食育メニューの普及・啓発のためのパンフレットの配布、区内農産物の地産地消の取り組みなどを通じて推進を図っています。また、思春期青年期の精神保健に関する「支援ガイド」を教員に配布し、思春期青年期の精神保健の普及啓発を図るなど、心と体の健康づくりの取り組みを進めております。今後もネット依存などの課題については、学校と家庭、地域、保健福祉等の関係機関等と連携して、こころの健康づくりを支援していく必要があります。

部活動の取り組みについては、部活動支援員制度の活用や、部活動連絡協議会の開催、部活動支援員の研修、大会参加費等の補助などの支援を実施しています。

引き続き、各学校と保護者、地域等が連携した取り組みを図る必要があります。

>>取り組みの方向

世田谷区教育要領に基づいた授業を推進し、区立小・中学校全校において体育・保健体育の授業の充実に向けた取り組みが行われるとともに、体力テストの結果等やこれまでの取り組みの成果を踏まえ、区立小・中学校、幼稚園において、それぞれの実態に応じて、総合的な体力向上・健康推進に取り組んでいきます。

教員の指導力向上及び児童・生徒の更なる体力向上・健康推進を目指すことが必要です。これまでの、大学の研究者と連携した「体育指導力向上研究協力校」の指定による、「体力向上・健康推進に関する研究・検証」を引き続き実施し、教員の体育指導力の向上を図るとともに成果を広く学校へ周知していきます。さらに、区立学校管理職、教員を構成員として、近隣大学の学識経験者と連携した組織、体力向上・健康推進検討委員会にて、「ICTを活用した体育・保健体育指導の研究開発」を行います。運動の特性を押さえた体育授業をより効

果的、効率的に行うためのICT活用事例を集約するとともに、長期的にはどのような資質・能力を高めたいのか、どのような学び方を行いたいのかという目的に応じた活用の指針を明らかにすることを目指した取組みを進めていきます。各学校が児童・生徒の実態に応じて行う、運動の楽しさや効果を体感できる体力向上の取組みを支援していきます。さらにその実践や成果等を教育総合センターにおいてデータ管理し、区立小・中学校で広く共有することで、各学校の取組みを充実させていきます。また区内大学と連携した、教員の体育指導力向上研修を進めていきます。さらに学校2020レガシー推進校を指定し、東京2020大会後も世田谷区の児童・生徒がアスリートに接する機会を設けることで、オリンピック・パラリンピック教育のレガシーを継続する活動を推進してまいります。

そのほか、子どもたちが、望ましい食習慣を形成できるように、食を通じた異世代との交流や、せたがや食育メニュー等の普及・啓発のためのパンフレットの配布、区内農産物の地産地消の取組みなどを通じて、給食を含む学校教育活動を通じた食育の一層の推進を図っていきます。学校、家庭、地域、保健福祉等の関係機関等が連携、啓発や相談支援等、心と体の健康づくりに向けた取組みを推進します。また、不登校やネット依存などの課題について、保健福祉等の関係機関と連携して、専門機関・地域と連携した相談支援体制の構築や啓発活動を行っていきます。

部活動の取組についても、部活動支援員制度の活用、部活動連絡協議会の開催、部活動支援員の研修、大会参加費の補助など、中学校の部活動を、学校と地域が連携し、継続的・安定的に支えています。

>>将来につながる姿

区立小・中学校全校で体育・保健体育の授業の充実に向けた取組みが行われるとともに体育指導力向上研究協力校等による体力向上・健康推進に関する研究・検証やICTを活用した体育・保健体育指導の研究開発を踏まえ、その事例・成果が全校に普及されることで、教員の指導力向上や各授業の工夫が図られ、子どもたちが運動の楽しさやその効果を実感し、発達段階に応じた体力の維持向上、健康増進が高まっています。

また、子どもたちが、望ましい食習慣を形成できるように、給食を含む学校教育活動を通じた食育を一層推進しています。

さらに、学校、家庭、地域、保健福祉等の関係機関が連携し、啓発や相談支援等が整うことで、心と体の健康づくりが推進されています。

中学校の部活動の取組についても部活動支援員の研修の充実が図られ、学校と地域が連携することで、さらに質が向上し、部活動が継続的・安定的に運営されるよう、支援していきます。

3 - 3 - 体力の向上

世田谷区教育要領に基づいた授業を推進し、義務教育9年間の体力テストの結果等を踏まえ、体育・保健体育の授業の充実に取り組みます。また、教員への研修を実施し、児童・生徒の体力向上の取組みを推進します。

令和4～5年度の取組み	○体力向上研修の実施 ○体育・保健体育の授業の充実 ○体育指導力向上研究協力校の取組みの推進 ○各学校における体力向上の取組みの支援
-------------	---

【教育指導課、教育研究・研修課】

3 - 3 - 食育の推進

児童・生徒が、食事の意義など食に関する理解を深め、望ましい食習慣を形成するため、学校における食に関する指導の充実や給食を含む学校教育活動を通じた食育の一層の推進を図ります。

令和4～5年度の取組み	○食育の推進（学校における食育の推進、食を通じた異世代との交流、せたがや食育メニュー等の普及・啓発）
-------------	--

【教育指導課、学校健康推進課】

3 - 3 - 心と体の健康づくり

学校教育全体を通して健康教育を充実するとともに、引きこもりや不登校、ネット依存などの課題について、学校、家庭、地域、保健福祉等の関係機関が連携し、児童・生徒が「運動」、「食事」、「睡眠」などバランスの取れた生活を送り、健やかな心と体をはぐくむことができるように支援します。

令和4～5年度の取組み	○健康教育にかかわる取組みの推進 ○保健福祉等の関係機関との連携強化による思春期のこころの健康づくり支援
-------------	---

【教育指導課、学校健康推進課、教育相談・支援課】

3 - 3 - 中学校の部活動の充実

スポーツや文化・芸術に親しむことを通じて、生徒の学習意欲の向上、責任感・連帯感の育成、体力の向上を図る重要な教育活動の一環として、学校と地域が連携し、部活動を継続的・安定的に支え、充実を図ります。

令和4～5年度の取組み	○部活動支援員制度の充実（事業者を導入した人材確保） ○部活動の充実に向けた支援
-------------	---

【生涯学習・地域学校連携課、教育指導課】

3 - 4 ことばの力の育成

>>現状と課題

【教科「日本語」】

世田谷区独自の教科として、教科「日本語」を位置付け、授業における言語活動の活性化を図るとともに、「ことばの力」の育成に取り組んでいます。

教科「日本語」については、「教科『日本語』マネジメントスタンダード」に基づく取り組みや教員への研修等を進めるとともに、これまでの取り組みの検証の結果も踏まえながら、新学習指導要領の内容を踏まえ、今後の教科「日本語」のあり方やカリキュラム、教科書改訂、教材作成の検討に取り組んできました。

引き続き、令和2年度から始まった改訂版教科「日本語」の全面実施を確実にしていくとともに、一層質の高い授業の実現を図っていくことが必要です。

【外国語活動及び外国語】

小学校の「外国語活動」及び「外国語」の必修化への適切な対応に向けて、効果的な授業のあり方の検討や、外国人英語教育指導員(ALT)及び英語活動支援員の配置の充実、研修など教員等の資質向上のための取り組み等を実施してきました。また、英語に親しみながら、英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図る「イングリッシュタイム」(平成30年度まで)や中央図書館の機能拡充として実施した「多文化体験コーナー(Touch the World)」(令和2年度まで)の活用等、多様な手法により英語教育の充実を図ってきました。

学習指導要領の改訂に伴う小学校外国語・外国語活動の充実に向けて、世田谷区独自の英語教育推進アドバイザーの全小学校への派遣を行っています。アドバイザーを効果的に活用し各学校における授業の充実を図るとともに、急速に進展する国際化に向けて、児童・生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力を育成することが求められます。

>>取り組みの方向

世田谷区教育要領に改めて位置付けた内容に基づいた改訂版教科「日本語」の授業を的確に実施することで、児童・生徒の「ことばの力」の育成を確実に図っていきます。

小学校における「外国語活動」及び「外国語」の必修化に対応するため、教科書に対応した指導計画例を示し、小・中学校のつながりを意識した指導を推進しています。

中学校においては、生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成や都立高校入試へのスピーキングテスト導入に対応するためのALTを引き続き全校に配置し、日常的に生きた英語に触れることのできる環境づくりの取り組みを実施します。

小学校4年生が新たに自校の体育館で「英語体験出張教室」を行い、内容を充

実させることで、子どもたちの英語によるコミュニケーション能力や国際交流への興味・関心を高めるためのきっかけづくりを図ります。

また、たくさんの人、ものとの関わりや体験を取り入れ、子どもたち自身が学習の課題を見つけて解決する「キャリア・未来デザイン教育」の探究的な学びの推進とともに児童・生徒の「ことばの力」の育成を図っていきます。

>>将来につながる姿

世田谷区教育要領に改めて位置付けた内容に基づいた改訂版教科「日本語」の授業を的確に実施することで、児童・生徒の「ことばの力」が育成されています。

急速に進展する国際化を踏まえ、多様な手法を取り入れ英語教育を充実させることで、外国語活動や外国語の授業等の一層の質の向上を図るとともに、子どもたちが、英語に親しみながら、英語による実践的なコミュニケーション能力を身に付けています。

また、「キャリア・未来デザイン教育」の探究的な学びの推進とともに、「ことばの力」の育成を目指した授業改善が図られています。

3 - 4 - 教科「日本語」の充実

教科「日本語」では、「言葉」を「思い、考え、感じる基盤」、「自分を表現し、話し合う基盤」、「日本文化の基調『日本語』」と捉え、深く考え、自分を表現する力やコミュニケーション能力をもち、日本文化を理解し、大切にして、継承・発展させることのできる児童・生徒の育成を図ります。

また、デジタル補助教材の活用の推進やNIEのための新聞購入などの取組みを継続するとともに、教員の授業力向上を図り、これまでの検証・検討や新学習指導要領への対応を踏まえ改訂された、改訂版教科「日本語」を小・中学校で実施します。

令和4～5年度の 取組み	<input type="checkbox"/> 改訂版教科「日本語」の実施 <input type="checkbox"/> 教科「日本語」授業力向上に関する取組み
-----------------	--

【教育研究・研修課】

3 - 4 - 英語教育の充実

学習指導要領の改訂に伴い、小学校3、4年生の外国語活動及び、小学校5、6年生の外国語の必修化に加え、世田谷区教育要領においては、小学校1、2年生の外国語活動を実施します。そのことにより、児童・生徒が英語に親しみながら、多様な手法により英語による実践的なコミュニケーション能力の育成を図ります。

令和4～5年度の 取組み	<input type="checkbox"/> 小学校「外国語活動」及び「外国語」の実施 <input type="checkbox"/> 英語教育推進アドバイザーによる英語教育の支援（リーディング2）
-----------------	---

【教育指導課】

3 - 5 これからの社会を生きる力の育成

>>現状と課題

児童・生徒一人一人が、地球温暖化の防止等、環境やエネルギーを巡る諸課題への対応について、自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促すため環境・エネルギー教育の充実を図っています。

「持続可能な開発目標」(SDGs)の視点を踏まえながら、各学校において「地球環境に配慮した行動」について、自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくんでいくことが必要です。

小・中学生の海外派遣・受入事業や区立小・中学校に就学する外国人児童及び保護者や海外帰国児童・生徒に対する支援、児童・生徒が楽しみながら英語・多文化体験をする多文化体験コーナー「Touch the World」(令和2年度まで)、各学校へALTを派遣する「英語体験出張授業」(令和3年度)などの取り組みにより、国際理解教育の推進を図ってきました。

児童・生徒が、様々な国や地域の人々との交流等を通して、多様な文化に触れ、国際理解を深める体験活動を実施しながら、多様な形で国際理解教育を進めていくことが必要です。

近年、日本各地で地震や洪水等の大規模な自然災害が頻発しており、児童・生徒が自ら判断し、自らの命を守る力の育成が一層求められています。学校を拠点とした防災訓練や防災教育を推進するとともに、自然災害等への対応も含めた「学校安全対策マニュアル」に基づく日常的な指導など、教育活動全般において安全指導に取り組んでいます。

児童・生徒が、瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、自ら判断し行動できる力を養う防災教育を推進し、同じ学び舎に所属する小・中学校が連携した防災訓練等を実施するなど、地震、火災、風水害等の災害に備えた防災・安全教育のさらなる推進が求められます。

職場体験等を通じて、児童・生徒に社会性をはぐくむとともに、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるようにキャリア教育を推進しています。子どもたちが自分自身を見つめ、これからの社会を生きていくために、引き続き、職場体験をはじめ、社会と関わる様々な体験活動を行っていくことが必要です。

児童・生徒の政治や選挙への関心を高め、政治的な教養をはぐくみ、国家や社会の形成者として主体的に参画しようとする資質や能力の育成を図るため、主権者教育の推進に取り組んでいます。今後、有権者となる児童・生徒に、主権者として求められる力をはぐくむため、引き続き主権者教育を推進することが必要です。

>>取組みの方向

「持続可能な開発目標」(SDGs)の視点を踏まえながら、環境・エネルギー教育、国際理解教育、防災・安全教育等を推進していきます。

児童・生徒一人一人が、地球温暖化の防止等、環境やエネルギーをめぐる諸課題への対応について、自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促す環境・エネルギー教育の充実を図っていきます。

小・中学生の海外派遣・受入事業や区立小・中学校に就学する外国人児童・生徒及び保護者や海外帰国児童・生徒に対する支援、児童・生徒が楽しみながら英語・多文化体験をする多文化体験交流などの取組み等により、国際理解教育の推進を図ります。

子どもたちに国際感覚や日本人としての自覚をはぐくむため、オンラインでの交流も取り入れながら、今後の社会情勢を踏まえ、アメリカ合衆国ポートランド市との新たな国際交流を開始するとともに、さらなる国際交流の可能性についても検討していきます。

児童・生徒が自ら判断し行動できる力を養う防災教育を推進するとともに、同じ学び舎に所属する小・中学校が連携した防災訓練等を実施し、地震、火災、風水害等の災害に備えた防災教育をさらに推進します。

子どもたちが社会性をはぐくむとともに、自分の役割や将来の生き方等を考えていくことができるように、社会とかがわる体験活動を充実させていきます。

職場体験活動について、生徒が多様な職場を体験できるよう、実施にあたっては、関係所管課との連携を図りながら学校を支援し、進めていきます。職場体験においては、生徒のニーズに応じた職場体験先の開拓が課題になりますが、今後も学校支援地域本部を活用し、学校に身近な場所における職場体験先などを確保していきます。

児童・生徒に、主権者として求められる力をはぐくむため、学校、教育委員会、選挙管理委員会、家庭、地域が連携して、主権者教育の推進を図っていきます。

>>将来につながる姿

各校がそれぞれの特色を活かしながら、環境・エネルギー教育の一層の推進に向けて取組みを進めることで、児童・生徒が自主的・主体的に考え、持続可能な社会の形成者としての成長が促されています。

グローバル化した社会の中で異なった文化をもつ人々と共に生きるため、異文化理解・多文化共生の考え方に基づき、児童・生徒に自らの国の伝統や文化の理解、国際社会の中で自分の考えや意見を発信し、行動できる態度や能力をはぐくむために、小・中学生の海外派遣・受入事業等、多様な取組みの中で国際理解教育の推進を図っています。

また、防災・安全教育、社会と関わる体験活動の充実、主権者教育等について「持続可能な開発目標」(SDGs)の視点を踏まえ、推進しています。

3 - 5 - 環境・エネルギー教育の推進

学校エコライフ活動の取り組みをはじめ、「持続可能な開発目標」(SDGs)の視点を踏まえながら、環境・エネルギー教育を推進し、児童・生徒一人一人が日常生活と環境との関わりに関する理解を深め、「地球環境に配慮した行動」について、自主的・主体的に考え、取り組む態度をはぐくみ、持続可能な社会の形成者としての成長を促します。あわせて、自然体験学習などを通して子どもたちの「生きる力」をはぐくみます。

令和4～5年度の 取り組み	○環境・エネルギー教育の推進 ○研究協力校による取り組み ○SDGs・ESD研修の実施
------------------	---

【教育指導課】

3 - 5 - 国際理解教育の推進

様々な国や地域の人々との交流や多文化に触れる機会を拡充したり、研究開発校などの先進的な取り組みを全校へ普及できるよう教員研修を実施したりするなど、国際化の進展に対応し、児童・生徒の国際理解を深めるとともに、異文化理解・多文化共生の考え方に基づき世界の人々とともに、生きていくことのできる資質・能力の基礎の育成を図ります。

令和4～5年度の 取り組み	○国際理解教育の充実に向けた取り組み ○海外派遣・受入事業 【令和4年度】 ・休止及び代替事業の実施 【令和5年度】 ・実施に向けた検討
------------------	---

【教育指導課】

3 - 5 - 防災・安全教育の推進

学校と学び舎等が連携し、防災訓練や防災教育を推進するとともに、自然災害等への対応も含めた「学校安全対策マニュアル」に基づく日常的な指導など、教育活動において安全指導に取り組み、地震や風水害などの災害や緊急事態に際して、児童・生徒が自ら判断し、行動できる力を養います。

令和4～5年度の 取り組み	○防災・安全教育の推進
------------------	-------------

【教育指導課】

3 - 5 - 社会とかかわる体験活動の充実

児童・生徒の社会性をはぐくみ、社会の構成員としての自覚や他の人を思いやる心を育成するとともに、自分の役割や将来の生き方、働き方について考えていくことができるように、社会と関わる体験活動やキャリア教育を推進します。

令和4～5年度の 取組み	○職場体験等の推進 ○キャリア教育の推進
-----------------	-------------------------

【教育指導課、生涯学習・地域学校連携課】

3 - 5 - 主権者教育の推進

今後、新たな有権者となる児童・生徒が政治や選挙への関心を高め、政治的な教養をはぐくみ、国家や社会の形成者として主体的に参画しようとする資質や能力を育成します。

令和4～5年度の 取組み	○主権者教育の推進
-----------------	-----------

【教育指導課】

4 乳幼児期から小・中学校における質の高い教育の推進（学校経営・教員支援）

4 - 1 教員の資質・能力の向上に向けた支援

>>現状と課題

教育委員会では、様々な教育課題への的確な対応や授業の改善、学校運営・学校経営の円滑化に向けて、年間を通じて、各種の研修を実施し、区立小・中学校、幼稚園の教員の資質・能力の向上に取り組んでいます。また、「教育総合センター」の整備に向けた検討・取組みの中で、今後、教員研修・教育研究や学校支援等を効果的に実施するために、どのような機能・体制が必要とされるかについても検討を行い、準備してきました。

現在、社会の要請や新学習指導要領の内容等を踏まえ、ICTを活用した教育や世田谷型の「探究的な学習」、インクルーシブ教育等の最新の教育課題に的確に対応する教員の指導力向上が求められている中、校務の多忙等により教員が研修に参加する時間が十分にとれないことが課題です。より効果的・効率的な内容及び手法による教員研修等、教員の資質・能力の向上に向けた取組みの実施が求められています。

また、学校や幼稚園だけでは対応することが難しい課題の深刻化防止、早期解決に向けた支援の充実や、配慮を要する子どもに適切に対応するための学校・園への支援も必要とされています。

>>取組みの方向

世田谷区の教育を推進する中核的な機関として、時代の変化を捉え、専門性の高い研究を進め、実践に結びつける学びの再構築に取り組むとともに、支援機能を集約し、教職員、保育者、学校・幼稚園・保育所等のほか、子ども、保護者を支援していく拠点として「教育総合センター」の運営を開始しました。

教育総合センターでは、区独自の教育に関わる課題解決や授業改善、円滑な学級経営等を支援するために、子どもや学校の実態を把握し、分析、研究を行い、その成果を取りまとめ、学校経営や教育施策立案に資する資料として提供し、共有しています。

新学習指導要領の内容や教育研究の成果等も踏まえ、ICTを活用した教育や世田谷型の「探究的な学習」、インクルーシブ教育等の最新の教育課題について、系統的・体系的な研修の企画運営を行うことで、教員の指導力の向上を図ります。

学校だけでは解決が困難な課題について、心理や法律など専門的立場から援助する教育支援チーム、特別支援教育に関わる「特別支援教育巡回グループ」、不登校の原因分析や対応策の検討を行う「不登校支援グループ」を設置し、学校への支援に取り組みます。

現在教育委員会事務局各課が担っている、学校運営・学校経営に関わる人材の派遣等の取組みを集約・再編し、学校のニーズに応える地域人材等を結びつける仕組みの構築・運用などについて、検討します。また、部活動支援員の配置をはじめ、事務改善や人的支援により、教員の負担軽減を図ります。

>>将来につながる姿

教育総合センターを中心に、ICTを活用した教育（ハイブリッド型授業を含む）や世田谷型の「探究的な学習」、インクルーシブ教育の推進等について効果的・効率的で実践的な教員研修が実施されるとともに、教育研究の成果を学校経営や新たな教育施策の立案等に活用しています。

円滑に教育活動や学校運営・学校経営を進めるため、専門性の高いチームの派遣や巡回を行い、支援することで、いじめや不登校の予防や早期対応・深刻化防止等を進めるとともに、地域の多様な人材の有効活用が図られ、学校の経営力・教育力が高まっています。また、研修や先進事例等から学ぶことで、子どもたちが共に学び共に育つというインクルーシブ教育に関する教員の理解が深まり、さらには地域全体の理解の醸成が図られています。

さらに、教員が担う事務等を見直すことで事務改善や人的支援が進み、教員が担う事務負担の軽減が図られて、児童・生徒とかわかる時間が拡充しています。

4 - 1 - 教員研修の充実

世田谷型の「探究的な学習」やICT活用教育、インクルーシブ教育等の教育課題への適切な対応や授業の改善に向けて、小・中学校の教員等の専門性を高め、指導力の向上、インクルーシブ教育に関する理解の向上を図るため、教育研究の成果等も踏まえ、オンラインを活用した研修など様々な手法に取り組むなど、教員研修の充実に取り組みます。また、子どもたちが主体となる課題解決型の協働的な学びである世田谷型の「探究的な学習」を普及し、教育の質の転換を推進します。さらに、各学校・園において、特色のある研究活動や授業改善に取り組めるよう研究活動の支援を行います。学校における人材育成の推進に向け、各学校を巡回し、アドバイスを行う体制を構築します。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○教員研修機能、体制の整備・充実に向けた取組みの実施 ○世田谷型の「探究的な学習」の開発及び普及 ○各学校や園の独自の研究活動の支援 ○各学校への巡回による人材育成への支援 ○ICT活用教育やインクルーシブ教育等に関する教員研修の実施
-------------------------	---

【教育研究・研修課】

4 - 1 - 教育の実態把握・分析・研究・改善

教育課題への対応や授業改善、学校経営・学級運営等を支援するために、学習や健康、学校生活等に関する児童・生徒や学校の実態を把握し、分析、研究を行い、その成果を学校経営や教育施策立案や、教職員等の指導力、資質・能力の向上を図るための研修の体系化等に活用します。また、世田谷型の「探究的な学習」等に関する教員が必要とする指導方法や教材、インクルーシブ教育に関する先進的な事例などの情報を収集し、データベース化などを通じて、教員への支援を強化します。

令和4～5年度の 取組み	○研修・研究機能及び研究体制の整備・充実（リーディング2、8） ・教育課題に関する研究の実施、成果の還元 ・ICTを活用した研修内容や研修手法の見直し及び実施 ○教員が必要とする最新の指導手法や教材などの情報集積・共有の充実 ○授業準備や授業計画の効率化に向けた更なる改善の検討
-----------------	---

【教育研究・研修課】

4 - 1 - 学校への支援体制の強化

学校の経営力・教育力を高め、円滑に教育活動や学校運営を推進することができるよう、心理や法律など専門的立場から学校に対して助言・援助を行う教育支援チームや特別支援教育に関わる専門グループ「特別支援教育巡回グループ」の効果的な活用や、不登校の原因分析や対応策の検討を行う「不登校支援グループ」を設置し、学校を支援します。また、学校業務をサポートするスタッフなど学校が必要とする様々な分野の人材確保を支援します。

令和4～5年度の 取組み	○学校支援機能の充実 ○学校業務をサポートするスタッフの人材確保の支援（リーディング8）
-----------------	---

【教育指導課、教育相談・支援課、乳幼児教育・保育支援課】

4 - 1 - 教員の負担軽減

教材作成や授業準備はもとより、保護者や地域との連携、教育委員会等からの調査や各種依頼など、教員が担う事務は多岐に渡っています。教員が担う事務等を見直し、事務改善や人的支援を行い、教員が児童・生徒と関わる時間の拡充を図ります。また、悩みを抱える教員等への支援体制の強化として、授業改善や学級経営などへの相談体制を構築します。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○指導力向上サポート室による人的支援や相談体制の構築による教員支援（リーディング7、8） ○部活動支援員の人材確保（リーディング7） ○教員の働き方改革の推進（リーディング7） <ul style="list-style-type: none"> ・各種調査・依頼等の簡素化・電子化の推進 ・会議、打合せのオンライン化の推進
-------------------------	---

【教育総務課、教育指導課、生涯学習・地域学校連携課】

4 - 2 信頼される学校経営の推進

>>現状と課題

学校経営や学び舎運営のモデルとして、「世田谷9年教育」「学校評価システム」「教科『日本語』」「地域運営学校」「人材育成」の5つの分野で構成される「世田谷マネジメントスタンダード」を策定し、これまでの「世田谷9年教育」の取組みを継承しつつ、新しい時代を見据えた、「キャリア・未来デザイン教育」の定着など、質の高い学校教育の推進を図ってきました。

各小・中学校では、「学校評価システム」マネジメントスタンダードに基づき、学校関係者評価と学校の自己評価とによる学校評価を実施し、学校としての組織的・継続的な改善に取り組んでいます。

各学校や各学び舎から積極的に情報発信を行い、保護者や地域への「キャリア・未来デザイン教育」の取組みの周知に努める必要があります。

また、教育委員会として、都、大学等の教育に関する最新情報や研究成果等を収集・整理し、学校経営の円滑化や授業改善に向けて、学校や教員へ提供することも重要です。

>>取組みの方向

質の高い学校教育や円滑な学校経営・学び舎運営の実現に向けて、新学習指導要領や、小・中学校での実施状況を踏まえ、「学校評価システム」マネジメントスタンダードに基づき、学校評価システムのさらなる充実を図っていきます。

引き続き、保護者や地域への「キャリア・未来デザイン教育」の取組みの周知に向けて、各学校や各学び舎から積極的に情報発信を行うとともに、教育情報等の収集・整理及び、学校経営の円滑化や授業改善の資料としての提供については、「教育総合センター」の教育情報収集・機能を充実していきます。

>>将来につながる姿

「キャリア・未来デザイン教育」の実現に向け、学校の教育活動を常に見直し、より質の高い学校経営や学び舎運営が行なわれています。

各学校や各学び舎では、「キャリア・未来デザイン教育」の理解や浸透に向けて保護者や地域に積極的に情報発信を行うとともに、教育に関する最新情報や研究成果を活用し、学校経営の円滑化や授業改善に向けた取組みや研究を進めることで、さらに質の高い学校教育の推進を図っています。

4 - 2 - 改訂版「世田谷マネジメントスタンダード」の更なる推進

「キャリア・未来デザイン教育」の定着など、質の高い学校教育を推進するため、学校経営や学び舎運営のモデルとしての「世田谷マネジメントスタンダード」について、新学習指導要領や、これまでの実施状況等の検証を踏まえ改訂するとともに、区立小・中学校での取組みの定着を目指します。

令和4～5年度の 取組み	○改訂版「世田谷マネジメントスタンダード」の実施
-----------------	--------------------------

【教育指導課】

4 - 2 - 学び舎による学校運営の充実

各学び舎の特性を踏まえ、学び舎の教育目標や行動計画などを作成し、学び舎による学校運営や教育活動の充実を図り、「キャリア・未来デザイン教育」を推進します。

令和4～5年度の 取組み	○学び舎による学校(園)運営の充実(リーディング2)
-----------------	----------------------------

【教育指導課】

4 - 2 - 学校情報等の発信

保護者・地域に対して、学校や学び舎から積極的に情報発信を行い「キャリア・未来デザイン教育」等の取組みへの理解浸透を図るとともに、教育に関する多様な情報を収集・整理し発信します。

令和4～5年度の 取組み	○学校及び学び舎の広報活動の充実 ○教育情報の収集・整理・共有の実施
-----------------	---------------------------------------

【教育総務課、教育指導課】

4 - 2 - 学校評価システムの推進

学校としての組織的・継続的な改善を図り、学校・家庭・地域の連携・協力による学校づくりを進める。「学校評価システム」は、新学習指導要領やこれまでの教育施策、課題等を踏まえた評価・検証を行い、改訂した「学校評価システム」マネジメントスタンダードを一層充実させ、学校改善を図っていきます。

令和4～5年度の 取組み	○「学校評価システム」マネジメントスタンダードを踏まえた学校評価の実施
-----------------	-------------------------------------

【教育指導課】

5 多様な個性がいかされる教育の推進

5 - 1 才能や個性をはぐくむ体験型教育の推進

>>現状と課題

ICTが進展する一方で、子どもたちが体験・体感する機会の重要性が一層求められています。豊かな体験・体感を通して、将来の夢や希望を持ち、情操豊かにたくましく生き抜く力を培いながら、個性を生かし、創造性をはぐくみ、能力を伸ばすことが必要とされています。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の影響により、これまでとは異なる柔軟な取組みも求められています。

>>取組みの方向

「新・才能の芽を育てる体験学習」では、平成29年度より、子どもたちの体験・体感の機会を一層充実するために5つの柱を設定し、事業の拡大に取り組んできました。5つの柱は、探求（自らの興味に合わせてそのテーマの面白さ、不思議さ、奥深さに気付きさらに深く学ぶ） 表現（一人一人の個性や特性が活かされるさまざまな表現活動について学ぶと共にコミュニケーション能力を培う） 体力・健康（スポーツ、遊び等を通じてのびのびと身体を動かす楽しさを学ぶと共に体力向上・健康増進を図る） 国際理解（東京2020大会を契機に日本の伝統含め、国際理解等を深める） 環境（環境や環境問題に対する興味、関心を高める）からなり、この柱については複数が重なり講座の実施目標となることもあります。

参加対象者を順次広げ、区内在学・在住の幼児期から中学生までの子どもたちが心豊かにのびのびと生きる力を身に付けるきっかけとなるよう実施するとともに、新型コロナウイルス感染状況の中、オンライン講座で体験できる機会など対象講座の拡充も図っていきます。

また、外遊びの推奨を図るために、土曜日、日曜日、祝日、学校休業日等に区立小学校の校庭を開放し、地域と連携を図りながら子どもたちがいきいきと外遊びができるように身近な「遊び場」を確保します。

移動教室や動物飼育活動を推進し、子どもたちが自然や生命に触れ、命の大切さ等を学ぶ機会を充実します。移動教室などについては、感染症対策を十分に行いながら実施します。

>>将来につながる姿

子どもたちが、普段の生活では触れることのできない体験を通じて、自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会としているとともに、将来の夢や希望をもち、情操豊かにたくましく生き抜く力が育っています。

また、小学校の校庭等を身近な遊び場として地域の方々に見守られながらいきいきと外遊びをしています。

5 - 1 - 新・才能の芽を育てる体験学習の充実

国内外の第一線で活躍する講師等による講座など、普段の生活では触れることのできない体験を通じて、子どもたちが自らの興味・関心を広げ、深め、自分自身の特性や才能を伸ばす機会をつくること、また、子どもたちが将来の夢や希望をもち、たくましく生き抜く力を育てていくことを目的に「新・才能の芽を育てる体験学習」の取組みを推進します。

令和4～5年度の 取組み	○新・才能の芽を育てる体験学習の充実に向けた取組み 及び実施手法の見直し（リーディング4）
-----------------	--

【生涯学習・地域学校連携課】

5 - 1 - 外遊びの推奨及び小学校の遊び場開放の充実

区立小学校の校庭を開放し、地域と連携を図りながら子どもの安全な遊び場を確保すると共に、子どもが屋外の身近な場所で思いきり遊ぶことで豊かに成長していけるよう、外遊びの推奨を図っていきます。

令和4～5年度の 取組み	○外遊びの推奨及び遊び場開放事業の充実に向けた取組み（リーディング4）
-----------------	-------------------------------------

【生涯学習・地域学校連携課】

5 - 1 - 児童・生徒が体験・体感する機会の拡充

移動教室や動物飼育活動を推進し、子どもたちが自然や生命に触れ、命の大切さ等を学ぶ体験の機会を充実し、子どもたちの「生きる力」をはぐくみます。なお、実施にあたっては感染症対策を十分に行います。

令和4～5年度の 取組み	○移動教室及び夏・冬季施設の宿泊行事などの実施 ○動物飼育支援活動モデル事業の実施
-----------------	--

【学務課】

5 - 2 特別支援教育の推進

>>現状と課題

特別支援教育の推進については、平成27年3月に「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」を策定し、これからの10年を見すえた「考え方」や「取組みの方向」を定めました。また、具体的な行動計画として「世田谷区特別支援教育推進計画」を策定し、特別支援教育の充実に向け計画的に取り組んでいます。

学校や保護者等から教育委員会に寄せられる相談件数は年々増加傾向にあり、障害のある子どもの状況は複雑化・多様化していることから、教職員の資質や専門性の更なる向上が求められています。このような状況を踏まえ、令和2年度より特別支援教育巡回グループ(教育職1人、臨床心理士1人)を発足し、学校組織や教職員だけでは対応することが難しくなっているケースを中心に様々な相談を受けとめ、支援や助言を行っています。

令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が公布され、9月に施行されました。医療的ケア児に対する支援のあり方や体制について検討を進め、着実に実施していく必要があります。

配慮を必要とする児童・生徒の増加を踏まえ、人的支援の拡充を行っていますが、人的支援のニーズは依然として高い状況にあります。

発達障害等の児童・生徒一人一人の特性に応じた特別支援教育を実施するため、全小・中学校に「特別支援教室」を設置し、指導の充実に努めています。「特別支援教室」を利用する児童・生徒数は、導入前の情緒障害等通級指導学級利用者と比べて約2.8倍となる1,720人に達しています。また、「特別支援教室」による指導だけでは十分にその成果を挙げることが難しい児童・生徒もいることから、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定学級)を小学校に2校、中学校に1校開設しています。一方、知的障害学級(固定)、自閉症・情緒障害特別支援学級(固定)の地域バランスに応じた設置に関する課題もあります。

配慮を必要とする児童・生徒の可能性を伸ばすため、1人1台のタブレット型情報端末を効果的に活用していく必要があります。ICTの活用に関する知識・技能の向上を図り、児童・生徒の特性に応じた指導の充実が重要です。

人権教育や「交流及び共同学習」等の障害者理解教育を実施していますが、多様性を尊重し、互いに支えあう共生社会づくりに向けては、今後も充実に努める必要があります。

>>取組みの方向

教育総合センターをインクルーシブ教育推進の拠点と位置付け、大学や企業、政策研究部門と連携した教育課題の研究を実施し、それらの成果・普及を通じてインクルーシブ教育を実践する知識やスキルを有する教職員の育成を図りま

す。また、様々な相談に総合的に対応する切れ目のない支援や、専門チームによる支援の充実を図り、子ども一人一人の特性に応じた支援の強化に向け取り組みます。教育総合センターの活動を通じて得られる専門的な知識や情報を十分に生かすとともに、研究・研修部門と子ども・保護者支援を行う部門が相互に連携し、一体となって取り組みます。

誰一人置き去りにされることなく全ての子どもたちが、共に学び共に育つことができるよう、教育総合センターを拠点に、教員の専門性向上と人材育成、専門チームによる支援の強化、教育環境の整備、障害者理解教育の推進、インクルーシブ教育に関する先進事例のデータベース化とガイドライン策定などに取り組み、インクルーシブ教育を推進します。

>>将来につながる姿

教職員の専門性や特別支援教育の体制が向上し、配慮を必要とする子どもたちへの指導や支援が、今よりも充実しています。

複雑で困難な相談内容であっても、保護者の心情に寄り添い、学校が専門家チームや福祉部門と連携し、教育環境の整備に向け取り組んでいます。

障害の種別や地域のバランス等に配慮した特別支援学級の計画的整備が進められ、タブレット型情報端末等のICT機器を活用しながら生き生きと学び、自立や社会参加に向けた能力の伸長が図られています。

人権教育や道徳教育、交流及び共同学習、副籍交流などの障害者理解教育の実施により、他者を価値ある存在として尊重する心がはぐくまれ、共に学ぶことの重要性について理解が進んでいます。

また、研修や先進事例等から学ぶことで、子どもたちが共に学び共に育つというインクルーシブ教育に関する教員の理解が深まり、全ての子どもたちが充実した学校生活を送っています。

5 - 2 - 特別支援教育体制の充実

配慮を必要とする子どもたち一人一人の教育的ニーズに対応するため、教職員の専門性向上を図るとともに、学校包括支援員、特別支援学級支援員、非常勤講師、地域人材等の多様な人的支援体制を強化し、特別支援教育の充実を図ります。

医療的ケア児及びその家族に対する支援にあたっては、看護師配置等の必要な支援を継続するとともに、医療的ケアを必要とする子どもたちの幼稚園、小中学校、放課後児童健全育成事業での円滑な受け入れについて検討を進めます。また、保護者、医療機関及び就学前機関と密接な連携を図るなど、切れ目のない相談体制の充実に向け取り組みます。

教育職や臨床心理士などの専門家が各学校を巡回し、配慮を必要とする子どもたち一人一人のニーズに合わせた学びや支援が行われるよう、他チームと連携し教員等に必要なアドバイスを行います。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○特別支援教育コーディネーター機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の実施、代替講師等の配置（小学校） ○教職員の専門性の向上（リーディング5、8） <ul style="list-style-type: none"> ・教職員研修の実施、教育研究会と連携した効果的な指導方法の普及・啓発 ・インクルーシブ教育に関する先進事例のデータベース化、ガイドライン策定 ・特別支援教育巡回グループによる学校巡回とアドバイスの実施、充実 ・通常の学級の担任に対する発達障害等に関する研修の実施 ○就学前から卒業後までの切れ目のない支援（リーディング5、8） <ul style="list-style-type: none"> ・医療、福祉等との連携による切れ目のない相談体制の充実 ・配慮を必要とする子どもに関する情報共有システムの運用・検証、改善・運用 ○医療的ケア児及びその家族に対する支援の充実（リーディング5） ○通常の学級における人的支援の充実（リーディング5、8） ○特別支援学級における人的支援の充実（リーディング5、8）
-------------------------	---

【教育相談・支援課、教育指導課、教育研究・研修課】

5 - 2 - 特別支援学級等の整備・充実

配慮を必要とする子どもたちが、一人一人の能力や可能性を伸ばせるよう、障害の種別や学級形態、地域的なバランス等に配慮しながら、「世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、整備してまいります。

配慮を必要とする子どもたちが、一人一人のニーズに合わせた学びや支援にICT機器を効果的に活用できるよう、ICT活用研究校などでの活用の検証を通じて、各校による活用支援を行います。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校「特別支援教室」拠点校の増設（リーディング5） ○自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）の開設、充実（リーディング5） ○中学校「特別支援学級（固定級）」の開設、充実（リーディング5） ○ICT機器の活用支援
-------------------------	--

【教育相談・支援課、教育ICT推進課】

5 - 2 - 障害者理解教育の推進

誰もがお互いを尊重し、支え合い、多様なあり方を認め合える地域共生社会の形成に向け、世田谷区がこれまで取り組んできた人権教育や道徳教育の成果を生かすとともに、各校において、学校の教育活動全体を通して、各教科等の相互の関連を図るなど、発達段階に応じた指導を実施していきます。

また、区立小・中学校の特別支援学級と通常の学級、また、都立の特別支援学校と区立小・中学校との交流及び共同学習等を通じて、障害に対する理解や配慮を促進することにより、特別支援教育の更なる充実を図ります。

令和4～5年度の 取組み	○人権教育・道徳教育の実施 ○交流及び共同学習の充実、副籍制度による交流活動の 充実（リーディング5）
-----------------	---

【教育相談・支援課、学務課、教育指導課】

5 - 3 ニーズに応じた相談機能の充実

>>現状と課題

不登校児童・生徒の数は年々増加傾向にあることから、不登校の支援にかかる取組みをこれまで以上に充実させていく必要があります。また、不登校児童・生徒の状況は様々であることから、多様な学習支援や居場所の充実を図り、社会的な自立に向け、一人一人の状況に即した適切な支援を展開していく必要があります。

教育相談の件数も年々増加しており、児童・生徒や保護者が抱える課題も多様化、複雑化している中、切れ目ない一貫した支援を行うため、教育相談体制のさらなる充実を図る必要もあります。

また、いじめや虐待などの子どもの権利侵害などを取り除くための相談、助言や支援を行っている「子どもの人権擁護委員（せたがやホッと子どもサポート：略称せたホッと）」など多様な相談機関等とも連携した、早期発見・早期対応など適切な支援・対応が必要です。

>>取組みの方向

教育総合センターを拠点に不登校支援策のより一層の充実を図り、不登校特例校（分教室）の運営及び学校への移行に向けた検証、新たなほっとスクールの整備に向けた検討、ICTの活用を含めた学習支援や居場所の確保など、児童・生徒一人一人の状況に即した様々な支援策を重層的に展開し、児童・生徒の社会的な自立に向けた支援を行っていきます。

教育総合センターにおいて、いじめや不登校、特別支援教育など様々な相談に対応し、学校や専門チームとの連携により、多様で複雑な課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築します。また、虐待などの対応にあたっては保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携を強化し、就学前から卒業後まで切れ目ない一貫した支援を行っていきます。

>>将来につながる姿

教育総合センターを拠点に多様な学習支援や居場所のさらなる充実を図り、一人一人の状況に即した多様な支援策を展開し、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、社会的な自立につながる支援を行っています。

教育相談体制の強化や教育相談員等の資質の向上を図り、複雑化・多様化する相談に適切に対応し、学校や関係機関と連携を図りながら切れ目ない支援を行っています。

不登校児童・生徒の自己肯定感が高まるとともに、社会とつながることができる子どもたちが増加しています。

いじめや虐待などの早期発見や未然防止及び深刻化防止に向けた手法のさらなる定着を図り、いじめ等へ適時適切に対応しています。

5 - 3 - 不登校等への取組みの充実

不登校児童・生徒が増加している傾向を踏まえ、不登校特例校(分教室)の運営や不登校特例校(学校型)への移行に向けた検討、ほっとスクールの定員拡充や新たな整備に向けた検討、タブレット型情報端末等のICTの活用も視野に入れた多様な学習支援や居場所の確保など、児童・生徒一人一人の状況に即した多様な支援策を展開し、社会的な自立につながる支援を行っていきます。

令和4～5年度の取組み	○不登校支援の計画的な推進(リーディング6、8) <ul style="list-style-type: none">・不登校特例校(分教室型)の開設・運営・不登校特例校(学校型)への移行に向けた検討・ほっとスクールの定員拡充、新たなほっとスクールの整備検討・ICTを活用した多様な学びの場や居場所の検討、実践・別室登校児童・生徒への支援の拡充・進路相談・進路説明会の充実
-------------	---

【教育相談・支援課、教育指導課】

5 - 3 - 相談機能の充実

教育相談のニーズが多様化、複雑化する中、相談者に対して質の高い支援や助言を的確に行い、学校や専門チームと連携して課題が深刻化する前に解決できるように、教育総合センターにおける総合的な相談体制を構築します。

また、いじめや不登校、特別支援教育などの相談に対応し、状況に応じて、保健福祉領域をはじめとする関係機関と連携を図りながら、就学前から卒業後まで寄り添った切れ目ない支援を行っていきます。

令和4～5年度の取組み	○教育に関する総合的な相談体制の構築(リーディング6、8) <ul style="list-style-type: none">・総合教育相談窓口による相談の運用・検証・相談窓口のあり方の検討・情報共有システムの運用・検証、改善・運用
-------------	---

【教育相談・支援課、教育指導課】

5 - 3 - いじめ防止等の総合的な推進

専門家によるいじめなど様々な学校課題に関する支援を行うなど、学校への支援体制の強化に取り組むとともに、区立小・中学校全校で授業の中などでの取組みや教員のいじめの発見・対応等に関する力を高め、いじめ防止等の総合的な推進を図ります。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<p>○教育支援グループによるいじめへの対応（リーディング6、8）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援グループ等によるいじめへの対応の検証・改善 ・いじめへの対応の新たな手法の検討及び実践 ・いじめに関する教育研修の実施
-------------------------	--

【教育相談・支援課、教育指導課】

6 教育環境の整備・充実と安全安心の確保

6 - 1 よりよい学びを実現する教育環境の整備

>>現状と課題

教育委員会では、平成25年9月に策定した「世田谷区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策（第2ステップ）（平成25年度から令和元年度）」に基づき、年次計画に沿って学校の適正規模化に関する具体的な取組みを進めてきました。

区立小・中学校の児童・生徒数は、地域や学校区単位によって増加傾向または減少傾向の偏在化がみられます。そのため、児童数の増加傾向にある学校では大規模化しており、また、令和7年度までに、小学校全学年が35人学級となることから、普通教室等の不足が懸念されています。このような状況を踏まえ、今後も引き続き学校の適正規模化に取り組む必要があります。さらに、少人数指導や特色ある教育活動等ソフト面での学校教育が充実する施設の整備も求められています。

このような状況の中、学校施設の整備にあたっては「世田谷区公共施設等総合管理計画」及び令和3年3月に策定した「世田谷区学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的に改築、改修を行い、長寿命化を図りながら、安全・安心や環境配慮、教育の充実や地域貢献等学校に求められる様々なニーズに対応するべく効率的、効果的に進めていく必要があります。

今後は、国が令和3年10月22日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において学校施設を含む新築公共建築物等におけるZEB²⁵の実現（平均でZEB Ready相当を目指す。）を推進していることから、脱炭素社会の実現に貢献する、持続可能な教育環境の整備が求められています。

>>取組みの方向

児童・生徒のより良い教育環境の実現を目指し、学校の大規模化、小規模化、35人学級の導入への対応について、児童・生徒数の推移等の状況を見極めながら、指定校変更の制限や通学区域の見直し、教室の多目的化、給食施設の改修等について、検討を進めていきます。

²⁵ ZEB：ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）とは、年間で消費する建築物のエネルギー量を大幅に削減するとともに創エネルギーにより、収支「ゼロ」を目指した建築物です。

「ZEB Oriented」は40%以上の省エネルギー、「ZEB Ready」は50%以上の省エネルギー、「Nearly ZEB」は省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により正味で75%以上の省エネルギー、「ZEB」は省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により正味で100%以上の省エネルギー。

また、従来の改築手法を改め、校舎棟を棟別に分けて、耐用年数である築65年を目安に順次改築する「棟別改築」を基本として改築を行っていきます。躯体の状態が良く、耐用年数を超えて継続使用が可能であれば、長寿命化改修を行い、築90年程度までの使用を目指します。また、区長部局と連携して、他の公共施設との複合化や空き時間の有効活用、小学校プール施設の共同利用等による多機能化・共有化も検討し、あわせて学校施設でのZEB化に向けて検証も行っています。

>>将来につながる姿

児童・生徒のより良い教育環境の実現を目指し、学校の大規模化、小規模化、35人学級の導入への対応について、児童・生徒数の推移等の状況を見極めながら、検討するとともに、「世田谷区公共施設等総合管理計画」等を踏まえ、計画的に学校の施設整備を進めています。

6 - 1 - 学校の適正規模化・適正配置、小学校35人学級に対応した教室の確保

学校の適正規模化への対応及び小学校35人学級に対応した教室の確保について、児童・生徒数の推移等の状況を見極めながら検討を進め、児童・生徒のより良い教育環境の実現を図ります。

令和4～5年度の 取組み	○学校の適正規模化の検討、児童数の増加、小学校35人学級に対応した教室の確保（学校の適正規模化の検討、通学区域の見直し及び指定校変更の制限の検討、既存校舎の改修）
-----------------	---

【教育環境課、学務課】

6 - 1 - 地域に貢献する学校改築の推進

「世田谷区公共施設等総合管理計画」「世田谷区学校施設長寿命化計画」を踏まえ、学校施設の改築を計画的に行い、改築にあわせて、学校がより地域に開かれ地域に信頼される施設となるように整備します。

令和4～5年度の 取組み	○学校改築の推進（「世田谷区公共施設等総合管理計画」等を踏まえた改築計画の推進）
-----------------	--

【教育環境課】

6 - 1 - 安全・安心の学校施設の改修・整備

「世田谷区公共施設等総合管理計画」「世田谷区学校施設長寿命化計画」を踏まえ、既存校舎を計画的に改修し、適切に維持・保全することにより、長寿命化を図るとともに、ユニバーサルデザインの推進やトイレの洋式化など、安全で安心できる教育環境を整備します。

令和4～5年度の 取組み	○学校施設の適正な改修・整備（「世田谷区公共施設等総合管理計画」等を踏まえた改修・整備の推進）
-----------------	---

【教育環境課】

6 - 1 - 環境に配慮した学校づくり

学校施設の改築及び大規模改修時に省エネルギー機器等の導入や再生可能エネルギーの活用等により、環境に配慮した施設整備への取組みを進めていきます。

令和4～5年度の取組み	○省エネルギー機器の導入等による環境に配慮した学校整備（省エネ機器の導入・緑化の推進等） ○学校施設のZEB化の実現に向けた整備手法等の検証
-------------	---

【教育環境課】

6 - 1 - 小学校プール施設のあり方検討

複数の学校でのプール施設の共同利用による教員の負担軽減や泳力向上、また、経費削減などの可能性を検討する基礎資料とするため、令和3年度に実施した自校以外のプール施設を活用した水泳授業のモデル実施を踏まえた検証・検討を行います。

令和4～5年度の取組み	○プール施設の共同利用におけるモデル事業の試行、検証・検討
-------------	-------------------------------

【教育環境課、教育指導課】

6 - 1 - 学校給食施設の整備

児童・生徒に対して栄養バランスのとれた多様な食事を提供し、健康の保持増進を図り、望ましい食習慣を養うことなど、学校給食の目的を遂行します。また、年々増加する児童・生徒、学級数や食物アレルギーに対応するため、衛生管理基準に基づいた学校給食施設を整備することが必要となることから、狭隘化や老朽化した学校給食施設の改修・改築等を行うことにより、安全・安心な給食提供を継続していきます。

令和4～5年度の取組み	○学校給食施設の整備 ・児童数増等による給食室改修工事 ・学校改築に伴う給食室整備 ・太子堂調理場空調設備工事
-------------	--

【学校健康推進課、教育環境課】

6 - 2 学校教育を支える安全の推進

>> 現状と課題

子どもたちの安全・安心を守るため、自然災害への対応、不審者対応、通学路の安全確保などの取組みについて、一層の充実が求められています。各学校では学校保健安全法に基づき、学校安全計画を毎年度策定し、計画に基づいた安全指導等を継続して実施しています。また、地域との連携のもと、通学路の安全点検やパトロールも行っています。

令和3年度より新たに導入した学校緊急連絡情報配信サービスシステム「すぐーる」においては、従来の緊急連絡情報メールに加え、各種お知らせ等の配信や保護者からの欠席連絡の受付も可能となりました。

今後も、「すぐーる」の安定運用を通して子どもの安全・安心を確保するとともに、保護者へのお知らせの電子化推進等を通じた学校運営の支援が求められています。

学校保健については、学校医等の知見に基づき衛生環境を整えるとともに、児童・生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行っています。食物アレルギー対応している児童・生徒の増加に伴い、学校がより適切に対応できるよう、よりわかりやすいマニュアルづくりと環境整備に努めるとともに、家庭やすべての学校関係者に正しい情報と対応力が身につくよう働きかけています。

>> 取組みの方向

不審者の侵入防止、通学時の安全確保など、多様化・複雑化する状況に適切に対応するため、学校の危機管理能力の向上を図ります。また、学校・家庭・地域が連携し、児童・生徒の安全安心の確保に向け、学校敷地内やその近辺、通学路の安全対策、事故防止などの取組みを一層強化します。

さらに、児童・生徒が、様々な事件・事故や自然災害等の危険性、自らの生命を守るために必要な知識や技能を身につけ、自らの力で判断し行動できるよう、防災・安全教育の取組みを推進します。

児童・生徒の安全安心の確保のために、「すぐーる」を効果的に活用し、学校・家庭・地域が連携して、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全対策、事故防止などを強化するよう取組みを充実させます。

感染症対策、アレルギー対応、熱中症予防対策など、児童・生徒に正しい知識を身につけ、適切な行動をとれるよう、発達段階に応じた指導を行っていきます。

>> 将来につながる姿

子どもたちのさらなる安全の確保に向け、学校における危機管理能力を一層向上させます。学校安全計画及び危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改

善するとともに、感染症対策、アレルギー対応、熱中症予防対策、通学路の安全確保などのため、教育委員会事務局からの支援や、家庭・地域との連携を一層進めます。

また、防災・安全教育の充実により、緊急時に児童・生徒が自らの力で判断し、行動できる力を身につけさせます。

6 - 2 - 地域と連携した児童・生徒の安全対策の推進

児童・生徒が事件や事故に巻き込まれないよう、学校緊急連絡情報配信システムの活用の中で、学校・家庭・地域の連携をさらに深め、学校敷地内やその近辺、また通学路の安全確保・事故防止などにも努めます。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○通学路の合同点検の実施と安全対策の実施（リーディング1） ○通学路防犯カメラの運用、更新を見据えた対応等の検討（リーディング1） ○学校緊急連絡情報配信サービスシステム（すぐーる）の効果的な運用 ○学校緊急連絡情報配信サービスシステムの安定運用及び保護者へのお知らせの電子化推進 ○小・中学校通学路等の警備、パトロールの実施（リーディング1） ○区立幼稚園・小学校の昼間時警備の実施（リーディング1） <ul style="list-style-type: none"> ・警察と連携した防犯訓練、セーフティ教室の実施 ・こどもをまもろう110番運動の実施 ・防犯ブザー等の貸与
-------------------------	---

【教育総務課、学務課、学校健康推進課、学校職員課、教育指導課、教育ICT推進課、生涯学習・地域学校連携課】

6 - 2 - 学校教育を支える安全の推進

児童・生徒が安心して通い、いきいきと活動できる学校であるために、衛生管理の向上を図り、学校保健衛生の充実や給食の安全性の確保に取組み、新型コロナウイルス感染症を含めた感染症対策、アレルギーへの対応を徹底します。

不審者の侵入防止なども含めた学校の危機管理能力の向上を図るとともに、児童・生徒が自ら判断し行動できる力を養う防災・安全教育の取組みを推進します。

<p>令和4～5年度の 取組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○学校安全計画の策定及び指導の実施 ○食物アレルギーへの対応 ○効果的な感染予防対策の実施 ○防災・安全教育の推進
-------------------------	--

【教育総務課、学校健康推進課、教育指導課】

7 生涯を通じて学びあう地域コミュニティづくり

7 - 1 学びの場と機会の充実・地域社会の担い手づくり

>>現状と課題

学校・家庭・地域の連携・協働による地域の教育基盤の整備は、PTAや青少年委員の活動によって一定の成果を上げています。今後は、地域の多様な社会的資源と連携・協働し、区民をより地域コミュニティへの参加に結びつけていく支援が求められています。

生涯を通じて区民が主体的に学び、学んだことを地域に還元する、学びの循環づくりに向けて、場や機会の提供をはじめとする環境の整備・充実が求められます。

今後は、多岐にわたる区民ニーズや今日的な課題に対応するために、地域で共に学びあい、育ちあう学習の場や機会をより支援し、地域の絆を育てるコミュニティづくりの推進が重要です。そのためには、一人一人の学びに加え地域にかかわる区民がはぐくまれるよう、地域の活動や生涯学習事業の改善・充実を図る必要があります。

障害のある成人のための社会教育の機会として、知的障害、肢体不自由、聴覚障害の人を対象とした障害者学級を開設し、その主体的な運営を支援してきました。これまでの「障害者差別解消法」の施行(平成28年4月1日)やせたがやノーマライゼーションプラン(令和3年度～5年度)の推進などに加え、障害の種別にかかわらず、持っている能力を引き出す仕組みを検討するなど、共生社会の実現に向けた社会教育における福祉教育の充実が一層求められています。

>>取組みの方向

区民の身近な生涯学習の充実に取り組むために、多様な社会資源と連携・協働して、区民が主体的に学び、充実した生活や人生を送れるよう環境醸成するとともに、学んだことをいかす機会や場づくりの充実を図ります。

学校や地域などの多様な世代の方々が集まって、地区の課題解決やイベントの開催などに取り組んだ事例を広く紹介することで、地域コミュニティづくりを支援していきます。

学校・家庭・地域と連携し、地域と学校をつなぐ担い手の育成と地域の教育力の向上を図ります。

区長部局と連携し、子ども・若者が地域社会に参加・参画し、次代の担い手を目指せるプログラムの検討と充実を図ります。

障害者の生涯学習について、ライフステージを通じた学習機会の充実と区民の理解と参加の促進を図ります。

>>将来につながる姿

新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、身近な地域における区民の自主的・主体的な活動や生涯学習を支援するとともに、学びのネットワークを活かした地域コミュニティへの参画と担い手を育てるためにICTを活用したオンライン会議の支援の充実を図ります。

地域や青少年育成団体とのネットワークを構築し、地域の担い手を育成するための機能の充実を図ります。

ICTを活用した新たな手法や新型コロナウイルス感染症対策の徹底を含め、障害者青年学級の実施内容や開催方法の検討を進めます。また、障害者の生涯学習について、区民の理解促進とボランティアの充実を図ります。

7 - 1 - 各種団体への支援の充実

学区域や地域ごとの既存のネットワークを活かしつつ、全区的なネットワークを効果的に構築するとともに、地域の生涯学習と地域活動に関する幅広い情報の発信や学習相談体制の充実により、学習の成果をいかし地域社会に貢献する活動を支援します。

令和4～5年度の 取組み	○地域における関係諸団体のネットワークと協働を進めるしくみの実施（関係諸団体のネットワークと協働の充実）
-----------------	--

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 1 - 地域での生涯学習事業の推進

学校施設、図書館の活用や、区内大学等との連携などによる学習の場と機会の提供・開発を推進し、地域の大人自身が相互に学びあい育ちあう活動を活発にするために学習活動の発表交流や、ネットワークづくりなどを支援します。

令和4～5年度の 取組み	○区民企画講座の実施とネットワークづくりの支援（幅広い層の対象の取り込みと環境整備）
-----------------	--

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 1 - 社会教育の充実

誰もが自らの生き方に適した生涯学習を進めるために、社会の一員としての参加意識をはぐくみ、地域社会の担い手として学びあい育ちあう社会教育を推進します。

令和4～5年度の 取組み	○担い手を育てるしくみと環境の整備
-----------------	-------------------

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 1 - 青少年教育の充実

子ども・若者が地域に愛着を持ち、気軽に地域の活動に参加・参画する仕組みを検討し、次代の担い手に向けたプログラムの開発を行うために、区長部局と連携を図ります。

令和4～5年度の 取組み	○青少年教育事業の充実（次代の担い手育成プログラムの検討・充実）
-----------------	----------------------------------

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 2 郷土を知り次世代へ継承する取組み

>>現状と課題

文化財は地域の人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、地域の歴史・文化を物語り、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産であり、こうした文化財を次世代に継承していくことは、区にとって重要です。

区には、約300ヶ所の遺跡や建造物、古文書等の有形文化財、地域の民俗行事や風習等の民俗文化財等、多くの文化財がありますが、社会経済状況の変化により、かつての風景や生活文化等が失われつつあり、文化財の保護はますます難しくなっています。

教育委員会では、区内に有する文化財について、調査・研究を行い、登録・指定制度を活用した保存の取組みを進めるとともに、文化財の公開や区の歴史・文化についての啓発事業などを通し、区民が学び、体験し、地域の文化財についての理解を深め、継承していく意識の醸成に努めています。さらに、学校教育との連携を図り、出張授業等などにより地域の歴史に触れる機会を増やし、地域の文化財保護施策を推進しています。

平成28年度に、今後の区の文化財行政の基本的な方向性を定めた「世田谷区文化財保存活用基本方針」を策定し、方針に基づく取組みを進めています。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、文化財に関する普及啓発事業や講演会等が中止・延期され、地域の民俗行事等についても中止または規模や形態を縮小せざるを得ない事態が生じており、文化財の継承のための普及啓発活動や保護の意識を醸成するための機会の提供が不可欠となっています。

このため、現地での文化財や歴史に触れる機会の提供に加え、より多くの方に区の歴史・文化を知り、さらに理解を深めていただくため、ICTを活用した情報発信等のさらなる充実が必要です。

>>取組みの方向

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえて、文化財の記録調査や普及・啓発事業、地域住民が主体となった保存・活用の推進などに取り組みます。

文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進及び文化財に関する総合的把握及び情報化の推進のため、引き続き各種の文化財調査に取組み、調査成果の電子データ化を進めます。

地域住民が主体となった保存・活用の推進及び世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信を行い、地域住民の文化財保存活用の取組みを支援していきます。

世田谷の郷土を学ぶ場や文化財に触れる機会を増やすため、ICTを活用して郷土資料館を核とした郷土学習のネットワーク形成を進めると同時に、民家園や代官屋敷などの現地を活用した体験事業や世田谷デジタルミュージアムに動画等を含めた掲載の充実を図る事業にさらに取り組みます。

また、文化財と周辺環境まで含めた世田谷の歴史・文化をわかりやすく学ぶための取組みを進めるとともに、まちなか観光などと連携していきます。

>>将来につながる姿

様々な分野の文化財の調査を行い、その成果をまとめ、地域の住民がそれぞれの地域の文化財を知り、歴史や文化についての理解を深めています。

地域の伝統行事の担い手の育成を進めるとともに、地域の方が文化財の保存・活用に参画し、地域住民が主体となった保存や活用の取組みが広がっています。

指定文化財をはじめ、郷土資料館や民家園などで収蔵している歴史、民俗などのさまざまな資料をデジタルデータとして一元的に管理集約した「世田谷デジタルミュージアム」により、多くの方が電子ネットワーク上で区の歴史・文化を学ぶ機会を得ることができるとともに、民家園や代官屋敷ではかつての生活文化の体験ができます。

「せたがや歴史文化物語」の取組みにより、多くの方にわかりやすく世田谷の歴史・文化についての情報発信を行うとともに、文化財を通じたまちなか観光の情報発信を行っています。

7 - 2 - 文化財とそれを取り巻く環境の一体的な保存の推進

地域に存在する文化財等、特に指定などがなされていない文化財等は価値を十分に把握されずに失われてしまうことが多いことから、文化財をとりまく風景・自然環境の視点を取り込んだ、共通の歴史背景を伝える一つのまとまりとして一体的に捉えることで、失われやすい未指定の文化財等を含めた複合的保存を図り、保存管理において継続性のある保存施策の展開につなげていきます。

また、文化財を次世代に保存し継承するために、区内の文化財群と周辺環境を一体的に捉え、区民と協働したワークショップを実施し、区民が求める情報や効果的な情報を抽出、文化財に関する情報を効果的に発信していきます。

令和4～5年度の 取組み	○せたがや歴史文化物語の取組みの推進 ○文化財保存活用カルテの作成
-----------------	--------------------------------------

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 2 - 文化財に関する総合的把握及び情報化の推進

これまでの文化財調査の追跡調査を行い、現状把握を行うとともに、未調査分野についての調査も行き、広く文化財の現状把握に努めていきます。また、未指定分野を含め、文化財の指定・未指定にとらわれない、文化財としての価値を踏まえた総合的調査を推進します。

調査成果については、データ管理・利用における利便性の向上を図るため、ICT技術を活用し、デジタル化、データ一元化を推進します。

令和4～5年度の 取組み	○民俗調査の実施(調査及び調査とりまとめ、報告書の刊 行) ○各種文化財調査の実施
-----------------	---

【生涯学習・地域学校連携課】

7-2- 地域住民が主体となった保存・活用の推進

地域住民や地域の文化財保存団体等による保存・活用に関する活動に対して、専門職員によるアドバイスをはじめとする行政によるサポートを通じ、地域の手による保存・活用への取組みを継続的に支えていきます。また、地域住民との情報交換及び協力関係を通じて、地域の身近な文化財の保存・継承を推進します。

小・中学生をはじめとする若い世代において、地域の文化行事等の参加を促す等、文化財に接する機会を切れ目なく提供することで、継承機会の増加を図ります。

活用の面においても、新型コロナウイルス感染症の終息後を見据えて、地域の文化財に関する情報を世田谷デジタルミュージアムなどで積極的に区民に提供し、新型コロナウイルス感染症の終息後に地域の中で行われる歴史・文化に関するイベントの実施等につなげていきます。

令和4～5年度の 取組み	○文化財ボランティア養成講座の実施 ○無形民俗文化財等の伝承機会の場の創出・提供
-----------------	---

【生涯学習・地域学校連携課】

7-2- 世田谷の郷土を学べる場や機会の充実

郷土学習においては、各所管との連携を強化していくとともに、学校教育を通じて郷土を学べる機会の充実を図ります。

さらに、世田谷のかつての風景、風俗慣習の継承を図るため、様々な体験学習を通じて、郷土文化に触れる機会の充実を図ります。実際に文化財に触れる機会を増やし、世田谷の文化財の歴史・文化的価値の普及啓発を推進します。

これらを通じ、かつての世田谷の生活文化への理解を促し、世田谷の文化の次世代への継承にもつなげていきます。

令和4～5年度の 取組み	○学校教育との連携による出張授業や社会科見学の実施 ○民家園での新たな実施手法を踏まえた体験事業の充実
-----------------	--

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 2 - 世田谷の歴史・文化に関する情報の効果的な発信

情報発信においては、様々な情報ツールを活用し文化財に関する情報を効果的に発信し、区内外に向けて、「せたがや」の歴史・文化の魅力を伝えていきます。

ICT技術を活用した情報発信の仕組み「世田谷デジタルミュージアム」を活用し、情報のアクセシビリティを高めていきます。デジタルミュージアムでは指定文化財だけでなく、未指定の文化財についても積極的にデジタル化し、情報発信していきます。

各年齢層、各目的に絞った情報発信を行うとともに、まちなか観光などと連携し、効果的に区の魅力を発信します。さらに、多言語化をすすめ、外国人向けの情報発信を強化するとともに、新型コロナウイルス感染症の終息後の外国人向けの文化体験の機会の検討と充実を図ります。

また、案内・表示等については、ユニバーサルデザインの視点から、誰もが快適に利用できるよう工夫していきます

令和4～5年度の 取組み	○世田谷デジタルミュージアムを活用した情報発信
-----------------	-------------------------

【生涯学習・地域学校連携課】

7 - 3 知と学びと文化の情報拠点としての図書館の充実

>>現状と課題

平成27年に策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン」では、基本理念を「知と学びと文化の情報拠点」と決めました。その実現に向け、第1期・第2期行動計画を策定し、図書館活用講座やレファレンスなどの課題解決支援のためのサービス拡充や講演会・ロビーコンサートなどの交流事業、ICタグの導入、図書館カウンターの設置など様々な施策を推進してきました。

レファレンスなどの課題解決支援サービスについては、区民の認知度が依然として高くないため、更なる周知に努めるとともに、職員の専門性の維持・向上を図ることが重要です。

乳幼児から小学生、中学・高校生までの子どもの読書活動を推進するには、読書量の減少する傾向のある中高生世代への対応が特に必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による図書館の臨時休館や一部業務休止、多くの事業が中止や規模縮小の対応を余儀なくされた経験を踏まえ、感染防止対策を徹底したうえでの図書館サービスの継続手法や非来館型の新規サービスや代替サービスを検討・実施することが求められています。

多様化する区民ニーズに対応し、図書館サービスの充実と効率的な図書館運営を図るための民間活用については、図書館の公共性・専門性の維持等を踏まえたうえで、開館時間延長による利用者の利便性に効果がある立地環境、近接する施設との地域連携の可能性、施設形態や施設運営上の課題の改善見込み、ICタグを活用したデジタル・トランスフォーメーション(DX)の視点といった、様々な条件を総合的に勘案しながら推進していく必要があります。

>>取組みの方向

新たに策定した「第2次世田谷区立図書館ビジョン第3期行動計画」に基づく施策を着実に推進していきます。子ども読書活動の充実や課題解決支援機能、交流機能の一層の拡充のほか、図書館活動や運営への区民参画の促進や地域情報の収集・公開を進めていきます。また、図書館サービスの利用に配慮が必要な障害者・高齢者等へのサービス拡充を図るとともに、中央図書館の機能拡充に向け、図書館ネットワークの整備にも取り組んでいきます。

>>将来につながる姿

乳幼児から大人までの多様な世代、障害者・高齢者など誰でもが利用しやすい図書館、資料や情報、レファレンス等の充実により区民の生活や地域の課題の解決を支援する暮らしに役立つ図書館を推進しています。さらに、多様な学習活動の契機となるイベントや利用者交流機能の充実などによる地域コミュニティの場としての図書館を推進し、区民の多様な学習活動を支援し、地域に欠かせない「知と学びと文化の情報拠点」として充実しています。

7 - 3 - 地域で学びをいかす人材の育成

区民の多様な学びの機会を設け、地域での読書や情報にかかわるボランティア活動を促進するしくみをつくり、図書館活動や図書館運営への区民参画を進め、区民がお互いに学びあう機会をつくりまます。

令和4～5年度の 取組み	○ボランティア養成講座等の開催 ○ボランティア活動の拡充検討 ○図書館運営への区民参画の検討・実施(リーディング9)
-----------------	--

【中央図書館】

7 - 3 - 地域情報の収集・発信の充実

区立図書館の責務として、庁内各所管課と連携し、世田谷区に関する地域資料(郷土資料、行政資料)を積極的に収集します。また、各図書館の域特性を生かした資料を収集・公開し、地域で活動する団体や多世代のさまざまな利用者と連携した事業の実施やICTを活用した情報発信等により、地域・郷土の魅力を発信していきます。

令和4～5年度の 取組み	○行政資料の網羅的収集方法の検討、収集の充実(リーディング9) ○各図書館の地域特性資料の収集・情報発信の充実
-----------------	--

【中央図書館】

7 - 3 - 多様な図書館サービスの充実

区民の地域や暮らしの課題の解決を支援するサービスや障害者、高齢者、外国人等の図書館利用に配慮が必要な方向へのサービスを充実するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にも配慮した様々な図書館サービスの実施により、誰もが安心して利用できる、暮らしに役立つ図書館を実現します。

令和4～5年度の 取組み	○レファレンスの充実と利用促進(リーディング9) ○多様な利用者へのサービスの充実 ○電子書籍サービスの充実
-----------------	--

【中央図書館】

7 - 3 - 図書館ネットワークの構築

ICTの活用により利用者の利便性の向上を図るとともに、ネットワークの中核である中央図書館の機能拡充に向けた検討や梅丘図書館の改築など、図書館ネットワークの整備・充実を進めていきます。

令和4～5年度の 取組み	○ICTタグ及び関連機器の導入・運用(リーディング9) ○中央図書館の機能拡充に向けた検討(リーディング9) ○梅丘図書館改築
-----------------	---

【中央図書館】

7 - 3 - 家庭や地域、学校における読書活動の充実

子ども読書活動に関連する機関・施設と連携して、家庭や地域、学校での読書環境づくりを支援することにより、乳児から小学生、中高生に至るまで、子どもの読書活動を充実させます。また、図書館と学校・学校図書館の連携をさらに推進します。

令和4～5年度の 取組み	○絵本ではぐくむ子育て支援事業の充実 ○中高生の読書活動推進 ○学校・学校図書館との連携の推進
-----------------	---

【中央図書館】

7 - 3 - 民間活用の推進・検証

民間活用にあたっては、経堂図書館に加え、地域特性や利用者ニーズに応じた自由度の高い図書館サービスの充実が見込める地域図書館2館に、モデル的に、指定管理者制度を導入するとともに、業務委託している世田谷図書館、梅丘図書館も含め、魅力ある図書館づくりの検証を行っていきます。

令和4～5年度の 取組み	○民間活用の推進・検証 ○中央図書館のマネジメント機能の強化（リーディング9） ○職員の人材育成（リーディング9）
-----------------	---

【中央図書館】

8 教育デジタル・トランスフォーメーションの推進

8 - 1 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

>>現状と課題

区では、第2次世田谷区教育ビジョン・第2期行動計画及び世田谷区教育の情報化推進計画（第2期行動計画）に基づき、教育ICT環境の整備を進めるとともに、ICTを活用した授業の推進・家庭学習の支援等を実施してきました。

この間、学校全体のICT環境の整備、タブレット型情報端末の学校規模等に応じた整備及びその活用方法の検討、教員のICT活用能力の向上に向けた研修等、デジタル教材の開発・活用等に取り組んできました。

このような状況の中で、令和元年12月に文部科学省が「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現」を目的とした政策方針として「GIGAスクール構想」を公表したことを受け、区においては令和2年度中に全区立小中学校の児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末（約45,000台）を整備するとともに、全小中学校を対象に高速通信可能なネットワークを整備するなど、教育ICT環境の大幅な整備拡充を実施しました。

今後、新たなICT基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び及び個別最適な学び等を実現するため、「教育DX」（教育デジタル・トランスフォーメーション）を積極的に推進する必要があります。そのためには、急速に拡充したICT基盤の維持管理や、全ての教職員、児童・生徒及び保護者等の利用者サポートを下支えする教育ICT推進体制の強化が不可欠となります。

また、文部科学省が令和3年5月に「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」の第2回改訂を行い、今後目指すべき教育情報ネットワークとして、利便性向上やコスト削減等の観点から、校務系/学習系のネットワークの分離を必要としない構成をあるべき姿としました。現行の校務支援システムについては、令和4年度に入れ替え時期を迎えますが、同ガイドラインの趣旨を踏まえ、将来的にはネットワーク分離を必要としない構成を目指して構築を進める必要があります。

>>取組みの方向

新たなICT基盤を効果的に活用し、探究的な学び、協働的な学び及び個別最適な学び等を実現するための「教育DX」を推進します。

令和2年度に整備した児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末は、数年後に入れ替えが必要な時期を迎えますが、その際、令和3年度追加整備分を含む5万台規模のタブレット型情報端末を再度調達することは、区の財政負担の観点から困難を伴う可能性があります。今後、各学校のWi-Fiネットワー

クに家庭で保有する端末（BYOD端末）の接続を許可し、公用配備端末からBYOD端末への移行を段階的に進める必要があります。

現行の校務支援システムについては、令和4年度に入れ替え時期を迎えます。教育DXの推進の観点から、校務支援システムに蓄積される様々なデータについて、セキュリティを維持しつつ、これまで以上に効果的に活用可能とする方向性で入れ替えを検討する必要があります。

また、ICTを活用した教育の質的転換には教員人材の育成が非常に重要となることから、「ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画（令和3年～5年度）」に基づく計画的な人材育成を進める必要があります。

>>将来につながる姿

令和2年度に整備した児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末等の利活用が進み、各学校において個に応じた新たな学びがさらに加速しています。

学習データの効果的な活用や教員の働き方改革の推進に向け、令和4年度から新たな統合型校務支援システムの整備が始まり、より効率的でセキュリティが高い校務環境が実現しています。新たな統合型校務支援システムにおいては、教員の自宅等からもセキュリティを確保した形で校務支援システムにアクセスすることが可能となり、多様な働き方が可能となります。また、校務支援システムと他システムとの間でのデータ連携が可能となり、児童・生徒の様々な学習データ等を校務支援システムのデータと結びつけ、専門家と共に解析することで、個別最適な学びが進んでいます。児童・生徒は、分析されたデータをもとに自分の学びや生活を振り返り、今後の学習やキャリア教育等に活かしています。また、保護者も、自分の子どもの学習状況の把握が可能となります。

各学校に設置されている学校ファイルサーバのクラウド環境への移行が完了し、学校、自宅等の場所に縛られずにタブレット型情報端末を活用した学びを継続できる環境が実現しています。

「ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画（令和3年～5年度）」に基づく人材育成が進み、ICTを効果的に活用した探究的な学びや協働的な学び、個別最適な学びと授業の実施に向け、学びのスタイルの質的転換が進んでいます。

8 - 1 - 教育デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進

児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末による学習データを蓄積、活用するための「学習データ集計・分析基盤」を整備し、学習データの可視化を進め、個別に最適化された学びを推進します。

また、校務事務の改善を通じた教員の働き方改革の推進に向け、令和4年度に新たな統合型校務支援システムを整備します。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none">○学習データ集計・分析基盤の整備（リーディング3）<ul style="list-style-type: none">・整備に向けた調査・検討・整備、利活用推進○新たな統合型校務支援システムの整備、利活用推進（リーディング3）○学校における将来的なBYOD利用に向けた調査・検討（リーディング3）
-----------------	---

【教育ICT推進課、教育指導課、教育研究・研修課】

8 - 1 - ICTを活用した学びの推進

児童・生徒1人1台のタブレット型情報端末のさらなる活用に向けて、デジタル教科書・教材やICT機器を活用した授業の進め方について教育委員会及び学校間で情報交換を行い、より効果的な活用方法を研究するとともに、利活用を推進します。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none">○ICTを活用した効果的な指導方法の開発（リーディング3、8）<ul style="list-style-type: none">・ICT活用研究協力校によるモデルとなる指導方法の開発、他校への情報発信・ICT活用研究協力校によるモデルとなる指導方法の成果検証、改善策の情報発信
-----------------	--

【教育指導課、教育ICT推進課、教育研究・研修課】

8 - 1 - ICT環境整備の充実

各学校に設置されている学校ファイルサーバをクラウド環境に移行し、学校、自宅等の場所に縛られずにタブレット型情報端末を活用した学びを継続できる環境を整備します。

令和4～5年度の 取組み	<ul style="list-style-type: none">○学校ファイルサーバのクラウド環境への移行（リーディング3）○クラウド型学校ファイルサーバの利活用推進（リーディング3）
-----------------	---

【教育ICT推進課】

8 - 1 - 教職員の支援・人材育成の推進

「ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成計画（令和3年～5年度）」に基づく人材育成を進め、ICTを効果的に活用した探究的な学びや協働的な学び、個別最適な学びの実施に向け、学びのスタイルの質的転換を図ります。

令和4～5年度 の取組み	○ICTを活用して教育の質的転換を図るための教員人材育成の推進(教員人材育成計画に基づく取組みの推進)(リーディング3)
-----------------	--

【教育研究・研修課、教育指導課、教育ICT推進課】

9 開かれた教育委員会の推進

9 - 1 開かれた教育委員会の推進

>>現状と課題

子どもを取り巻く教育の諸課題などを学校、家庭、地域及び教育委員会がともに考えるための協議の場として「世田谷教育推進会議」を設置し、課題共有や意見交換などを行っています。

今後も幅広く多様な教育に関する区民のニーズに応えていくためには、今日的で喫緊な教育課題について、より多くの区民の参加と協働のもとに課題解決に取り組む必要があります。

また、引き続き、教育委員会開催後に会議録をホームページで公開するなど教育行政の透明性の向上を図るとともに、毎年度、教育委員会の事務に関する点検及び評価の実施結果を公表するなど、開かれた教育委員会を推進しています。

>>取組みの方向

教育委員会の会議開催後に会議録や会議資料を公開するとともに、教育行政の執行状況について教育委員会自ら点検及び評価し、その状況についても公表します。また、ホームページやツイッターなどのSNSを通じて、教育情報を広く発信し、教育行政の周知や理解促進に努めます。教育委員会のオンライン開催やオンライン傍聴の可能性について、検討を進めます。

今後も、オンラインでインターネットライブ配信を実施した教育推進会議・総合教育会議の区民参加や区民意見を聴取する機会の拡充を図るとともに、総合教育会議の実施内容・方法の検討・見直しを行い、学校、家庭、地域、行政が連携・協働して、世田谷区らしい質の高い教育の推進を目指します。

>>将来につながる姿

教育委員会をオンラインで開催するなど教育委員会のあらゆる場面でICTの活用を通し、区民が必要とする世田谷の教育情報を「いつでも、どこでも」得ることができ、教育行政に参画できる環境が整うことで、区民ニーズに沿った教育情報が行き渡り、情報の意図も伝わっています。

さらに、区民と行政が相互の信頼関係を築きながら、連携・協働し、世田谷区の地域特性を活かした世田谷区らしい質の高い教育を推進しています。

9 - 1 - 情報提供の充実

教育委員会の会議録や会議資料をホームページなどで公開することで、区民などの協力や信頼関係を醸成し、学校・家庭・地域が連携・協働した豊かな教育を目指します。また、教育委員会のオンライン開催を含めて教育委員会のあらゆる場面でのICTの活用について検討していきます。

引き続き、教育委員会の事業改善や教育行政の透明化を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定される「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を実施し、次年度以降の事業改善に活かしていくとともに、結果について報告書を作成し広く区民に公表します。

令和4～5年度の 取組み	○教育委員会資料の公開 ○教育行政の点検及び評価の実施・公開 ○教育情報の発信（広報紙の年3回発行、ホームページやツイッターによる情報発信の実施）
-----------------	---

【教育総務課】

9 - 1 - 区民参画の推進

区民や教育関係者等の認知度アップを図るため教育推進会議・総合教育会議の実施方法の検討・見直しを行い、学校、家庭、地域及び教育委員会が教育課題を共有して、それぞれの役割に応じた取組みの浸透を図ります。また、次期教育ビジョンの策定に関わる区民の参画については、区民意見提出手続の他に子どもの意見を反映できる仕組みを検討していきます。

令和4～5年度の 取組み	○令和4年度世田谷教育推進会議・世田谷区総合教育会議の見直し、継続実施 ○調整計画の評価及び次期教育ビジョンへの意見反映の仕組みづくりの検討
-----------------	---

【教育総務課】

資料編

第1節 世田谷区の教育関連データ

1 幼稚園、小・中学校数

	令和3年度
幼稚園	8園
小学校	61校
中学校	29校

2 児童・生徒数の推移

区立小・中学校の児童・生徒数は、この5年間で児童は2,984人、生徒は811人増加しています。なお、区立幼稚園の園児数は減少しています。

【園児・児童・生徒の年度別推移】

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
小学校	児童数	35,410	36,617	37,374	38,043	38,394
	学級数	1,148	1,183	1,213	1,231	1,247
	校数	62	61	61	61	61
中学校	生徒数	10,701	10,627	10,681	11,020	11,512
	学級数	352	355	340	346	359
	校数	29	29	29	29	29
幼稚園	園児数	935	844	780	707	523
	学級数	36	34	31	30	27
	園数	9	9	8	8	8

資料：教育のあらまし「せたがや」(令和3年5月1日現在)

3 区立小・中学校卒業生進路状況

令和2年度は、児童の63.9%が公立中学校へ進学しています。また、生徒の89.9%が全日制の高等学校へ進学しています。

【小学生の進路】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
中学校	都内公立	3,410	62.8%	3,603	63.2%	3,778	63.2%	3,972	63.9%
	都内国立	53	1.0%	40	0.7%	39	0.7%	57	0.9%
	都内私立	1,798	33.1%	1,919	33.7%	2,040	34.1%	2,091	33.6%
	都外	148	2.7%	116	2.0%	110	1.8%	95	1.5%
その他		20	0.4%	19	0.3%	12	0.2%	5	0.1%
合計(人)		5,429	-	5,697	-	5,979	-	6,220	-

【中学生の進路】

		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
高等学校	全日制	3,329	92.3%	3,300	90.5%	3,320	90.2%	3,207	89.9%
	定時制	92	2.6%	126	3.5%	88	2.4%	92	2.6%
	通信制	80	2.2%	112	3.1%	148	4.0%	159	4.5%
	高専	14	0.4%	23	0.6%	19	0.5%	25	0.7%
	特別支援学校	38	1.1%	35	1.0%	54	1.5%	41	1.1%
	専修学校等	17	0.5%	17	0.5%	20	0.5%	16	0.5%
	就職	1	0.0%	12	0.3%	6	0.2%	5	0.1%
	その他	32	0.9%	21	0.6%	26	0.7%	23	0.6%
合計(人)		3,603	-	3,646	-	3,681	-	3,568	-

資料：教育のあらまし「せたがや」(令和3年5月1日現在)

4 特別支援教育関係

令和3年度の特別支援学級の設置校数は31校で前年度より2校増加、学級数も増加しています。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
学級設置校数	34	29	29	31
学級数(固定)	64	69	72	81
学級数(通級)	39	18	18	15

資料：教育のあらまし「せたがや」(平成30年～令和3年度版より)

5 教育相談・不登校支援

令和2年度の教育相談室への来室による相談件数は2,214件で前年度より38件増加しています。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教育相談室の相談件数(来室)	1,936	2,089	2,176	2,214
教育相談室の相談件数(電話)	554	588	538	571
スクールカウンセラーの相談回数(小学校)	63,026	70,650	63,873	54,660
スクールカウンセラーの相談回数(中学校)	21,348	22,702	21,403	20,171
ほっとスクール相談件数	271	286	706	891
ほっとスクール入室数	32	34	48	14
不登校保護者のつどい参加者	216	237	231	271
不登校相談窓口相談回数	141	113	165	112

ほっとスクール「希望丘」は平成31年2月開設

資料：教育のあらまし「せたがや」(平成30年～令和3年度版より)

第2節 計画策定の流れ

1 策定体制

(1) 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会設置要綱

令和3年4月28日
3世教総第41号

(目的及び設置)

第1条 「第2次世田谷区教育ビジョン」がめざす教育目標等の実現に向け、第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、第2期行動計画の推進状況を踏まえた検討を行い、「第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画」を策定する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について調査検討する。

- (1) 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画の策定に関すること。
- (2) その他必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会は、策定部会を設けることができる。

(委員)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長4名を置く。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員会)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の事務局は教育総務課におき、委員会の庶務等を処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月28日より施行する。
- 2 この要綱は、第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画の策定日にその効力を失う。

別表1（第3条関係）

委員長	教育長
副委員長	教育委員会事務局教育監
副委員長	教育委員会事務局教育総務部長
副委員長	教育委員会事務局教育政策部長
副委員長	教育委員会事務局生涯学習部長
委員	幼稚園長代表
委員	小学校長代表
委員	中学校長代表
委員	幼稚園PTA連絡協議会代表
委員	小学校PTA連合協議会代表
委員	中学校PTA連合協議会代表
委員	学校運営委員代表（小学校）
委員	学校運営委員代表（中学校）
委員	社会教育委員代表
委員	青少年委員代表
委員	スポーツ推進部長
委員	保健福祉政策部長
委員	子ども・若者部長
委員	保育部長
委員	世田谷保健所所長
委員	総合支所地域振興課長代表
委員(事務局)	教育委員会事務局教育総務課長

2 計画策定の経過

令和3年

4月28日 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会の設置

5月27日 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会
(第1回)書面開催

7月21日 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会
(第2回)オンライン開催

8月24日 令和3年第15回教育委員会へ素案を報告

9月1日 区議会文教常任委員会へ素案を報告

9月2日 幼・小・中合同園長校長会へ素案を報告

9月15日～10月16日

素案に対する区民意見提出手続(パブリックコメント)の
実施(同時に区立小・中学校からも意見聴取を実施)

12月6日 第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画策定委員会
(第3回)オンライン開催

令和4年

1月14日 幼・小・中合同園長校長会へ案を報告

1月25日 令和4年第2回教育委員会へ案を報告

1月31日 区議会文教常任委員会へ案を報告

3月25日 令和4年第6回教育委員会にて計画策定

第2次世田谷区教育ビジョン・調整計画

(令和4年度・5年度)

策定 令和4年3月

発行 令和4年4月

編集・発行 教育委員会事務局 教育総務課

〒154 - 8504

世田谷区世田谷4 - 21 - 27

TEL 03 - 5432 - 2745 FAX 03 - 5432 - 3028

<https://www.city.setagaya.lg.jp/>

広報印刷物登録番号 2067号